

手 續 要 覽 (Manual of Procedure)

— 第 1 回 —

ロータリー文献の内最も纏つた参考書は「手 續 要 覽」であります。ロータリーの政策、手続、行政、習慣その他に対する完全な参考書で、隔年に発行される。この書物の邦譯は長い間の懸案であり、地區大會乃至地區協議会で、度々、問題として取上げられたのでありますが、何分大部なものであり、又その用途乃至利用者が限られているのと費用の問題があつて、その計画は、曩に R. I 本部と協議したこともあるが、實現を見るに至らなかつた。このパンフレットを單行本として出版する前に、毎月 I 章位ずつ、ロータリーの友に掲載し、その上で必要の訂正を加えて、一本に纏めれば容易且つ可能であろうとの説に従い、大方の希望に應えて、本月から手をつけることにした。未だ 1954 年の新版が着いていないから、必ずしも原書の順序に従わず、1952 年版により新定款及び細則などにより已に分明となつている箇所だけ補正して、不取敢「クラブ會合への出席」を取上げ、次號には「職業分類」を記載することにします。御氣付の點は遠慮なく御注意を仰ぎたい。本文中 R. I は國際ロータリーの略、又 (理 39—40) は 1939—40 年度理事會決議の略であります。 —譯者の言葉依り—

クラブ會合への出席 (Attendance at Club Meetings)

R. I 細則 (第 16 條第 1 項) によれば、加盟クラブは毎月最終の例會の直後にクラブ例會の出席報告をガヴァナーに、又ガヴァナーなき場合は R. I 幹事に提出しなければならぬことになつてゐる。

出席競争

アメリカ合衆國 (アラスカ、ハワイを含む)、カナダ及びバーミユダの各クラブは出席競争に参加してゐるものと見なされてゐる。

現在實施されてゐる出席競争規定 (1922 年大會に於て始めて採擇) は次の通りである。(ダラス大會決議 29—12、第 1 條、第 9 項)

出席競争規定

R. I 理事會の隨時指定する國家乃至地域にあるクラブは出席競争に参加するものと見なされる。

(a) R. I 幹事は、地區及びクラブの出席率を公表するに當つては、期日までに受理した場合には、地區ガヴァナーの報告した出席率を使用するものとする。

(b) 出席競争は 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終る 1 箇年を單位として行ふものとする。

R. I に屬するすべてのクラブは、次の區分 (division) に従つて自己のクラブと凡そ同じ位の大きさのクラブと出席競争を行うことになつてゐる。

- A 區分—— 400 名乃至それ以上の會員を有するクラブ
- B 區分—— 300 名乃至 399 名の會員を有するクラブ
- C 區分—— 200 名乃至 299 名の會員を有するクラブ
- D 區分—— 100 名乃至 199 名の會員を有するクラブ
- E 區分—— 50 名乃至 99 名の會員を有するクラブ
- F 區分—— 25 名乃至 49 名の會員を有するクラブ
- G 區分—— 25 名以下の會員を有するクラブ

各クラブの守るべき規定

(c) 1. 各クラブのすべての會員 (名譽會員及びバスト・サーヴィス會員又はシニア・アクティヴ會員にして標準クラブ定款第 4 條第 7 項 (c) 及び (d) の規定に由つて理事會の承認を得たる者を除く) は、例會に於て必ず「出席」又は「缺席」と記録せられる。出席とは會員の

所屬クラブ又は他のロータリー・クラブの例會に、本規定に従つてその所定時間の少くとも 60% 列席した事實を云ふ。

注意：豫め缺席の承認を與えられてゐるすべての會員 (名譽會員及びバスト・サーヴィス會員又はシニア・アクティヴ會員にして標準クラブ定款第 4 條第 7 項 (c) 及び (d) の規定に由つて理事會の承認を得たる者を除く) 即ち理事會によつて例會に出席を免除されてゐる者と雖も、次に規定される通り、他のクラブの例會に出席して補填 (Make-up) しない限り、缺席と記録される。かゝる缺席の承認乃至出席の免除は單にその會員個人を、定款の「缺席による失格」の條項に該當せしめないというに過ぎない。この規定中「例會」(regular meeting) というのはクラブが公式に毎週定期的に開く會合を指し、クラブの理事會、ラウンドテーブル・ミーティングその他の非公式會合の如きものはクラブの例會とは認められない。

2. すべて缺席したる會員 (名譽會員及びバスト・サーヴィス會員又はシニア・アクティヴ會員にして標準クラブ定款第 4 條第 7 項 (c) 及び (d) の規定に由つて理事會の承認を得たる者を除く) は、缺席したる日の直前 6 日間、その當日又はその直後 6 日間の内何れかの日に、他のクラブに出席すれば、所屬クラブに出席したと同様に取扱われる。かゝる出席については、その出席したクラブの幹事より報告される必要がある。若しその報告がなされない時には、本人が電信又は書面によつてこれをなす。

會員が、出席の目的を以て、他クラブの例會場におもむいたところ、その週間の例會が中止、延期又は時刻變更によりて目的を達しなかつた場合には、その例會が開催されたものとして、訪問された筈のクラブの幹事よりその旨の通知を受けるか、それなき場合は會員自身の通知により出席の補填が行われる。

3. クラブの會員 (名譽會員を除く) が R. I の役員、ガヴァナー又は R. I の委員として、或はガヴァナーの特

別代表 (special representative) として、或は又 R. I の用務に従事するために、所屬クラブの例會を缺席した場合はこれを出席と見做す。かゝる缺席は、本人より書面を以て所屬幹事に報告することを要する。

4. すべての會員 (名譽會員を除く) が、R. I 大會 (international convention)、地域大會 (regional conference)、地區大會 (district conference)、地區協議會 (district assembly)、又は正式に發表されたるロータリー・クラブの都市連合會 (intercity meeting) に出席中及びその往復旅行中に缺席した例會に對しては、この項の規定の何れかによるものなる旨の證明を本人より所屬クラブへ提出すれば出席と見做される。

5. 翌月 10 日夜半までに出席報告がガヴァナーの手許に到達したクラブのみが出席競争に算入される。ガヴァナーの集計報告は調査月の 17 日夜半迄に R. I 中央事務局に到着することを要する。

6. 例會が法定休日 (legal holiday)、クラブ會長の死去、全市に影響ある傳染病又は災禍等の理由によつて休止された場合は、クラブ出席記録の計算より除外される。

7. 出席競争の進行中、その等級 (division) 中の上 10 位又は下 5 位に何度入つたかを示す小形數字がクラブ名の前につけられる。上 10 位又は下 5 位より除外されたるクラブが、次の月又はその後その位置に戻つた場合は、さきに附けられた數字より 1 點多い數字が冠せられる。

8. 出席競争進行中、その地區が上 10 位に入つた度數を示す小形數字が地區番號の前に附けられる。地區は毎月その出席率によつて順位がきめられる。

(注意：R. I に新に加盟を承認されたクラブはその承認が 1 日より後の場合は翌月まで出席競争に加入しないものとする。)

出席競争規定の解釋は地區ガヴァナーの判断に任される。

(出席競争規定の終り)

出席報告のメ切

ガヴァナー宛の出席報告はその月の 10 日の夜半第 1 回の配達のものまで前月の出席統計に含まれるものとする。(理 29—30)

應召會員

國家の危急時に際して軍隊或はその他の公用に召集された會員を有するクラブは、理事會の意見として次のような處置をとることが出来る。正會員、シニア・アクティヴ會員或はバスト・サーヴィス會員であつて、フル・タイムに公用に従事して例會に出席出来ないものは彼がそのクラブの會員たることを續け、且つクラブがその例會缺席を承認してその會員資格を繼續させる限り、

例會に出席したものと見なしてもよい。別の言葉で云えば、クラブがもし欲するならば、應召會員に對して、國家の危急時の續くかぎり、缺席の承認を與え、出席として扱つてよいというのである。

クラブの便宜のために「公用」(Government Service) とは何を指すか一般的な狹義でない定義を次の通り下しておく。

(1) 軍隊に於て現役兵となる場合。

(2) 連邦政府、州政府及びその他の地方機關にフル・タイムで働く場合。(理 50—51)

ここに述べた「應召會員」に關する説明は、「國家の危急時に於ける」軍務及び公用にのみ特に適用するものであり、その他の場合の軍務・公用には適用しないものと理事會では考へてゐる。(理 50—51)

陪審官の義務その他による缺席

陪審官としての義務：陪審官としての義務を行うために例會に缺席した場合と雖も缺席は缺席であるから、出席競争の罰を免れることは出来ない。(理 23—24)

非公式の會合：船上、避暑地、同業者大會等で開かれる非公式なロータリアンの會合に關しては、定款、細則出席競争規定のいづれにもこれを出席と認めよという條項はない。

他のサーヴィス・クラブの會合：ロータリーの求める目的は何クラブの會合にでも出席すればよいのではなく、ロータリークラブに出席することから得られる利益に在るのだから、他のサーヴィス・クラブの例會に出席してもロータリーの會合に出席したと同じ効果があるとは考へられない。(理 26—27)

Rosanoff 出席トロフィー

Rosanoff 出席トロフィーというのは歐洲大陸、北アフリカ及び東地中海地方のクラブの出席競争の賞品として與えられるトロフィーである。これは上述の地域に於てその年の最高出席率を得たクラブに贈られるものであり、これを 3 度獲得したクラブではこれをクラブの所有とすることが出来る。

この Rosanoff トロフィーを目指して競争するクラブは、その出席率を 1 ヵ年 52 回の例會を開くものとして計算しなければならない。(但し法定休日等は例外として)

缺席の承認

會員が例會に缺席する時は前以て承認を求めなくてはならないという規定を設けることは實際的ではない。(理 25—26)

來訪ロータリアン

クラブ例會に他のクラブからの來訪ロータリアンが出席した場合、クラブ幹事はそのヴァイジターの所屬するクラブの幹事に急いでその旨を通知しなければならない。

1955.2



一つの提案

札幌RC 眞崎 健夫

目下世界中のRCでは、国際ロータリー第50周年の記念事業が種々計畫されて居る事と思いますが、私は我國の様な貧乏國に最も相應しく、それでいて金持の國でやつても決して笑ししくはない事を一つ思付きましたので、それを茲に提案して皆様の御批判を仰ぎ度いと存じます。

それは各RCで1955年2月23日にその所在都市内で誕生した赤ん坊を調査し、その銘々にFour Way Testの邦譯を彫刻した迷子札を『あなたが国際ロータリークラブの創立第50周年記念日と云う意義ある日に御生れになつた事を心から御祝い致します。我が〇〇RCは50年後の第100周年記念日に是非あなたを御招待致し度いと考へて居りますから、どうかそれ迄御壯健で、常にあなたの行いが此の札にある4つの間にYesと答えられる様心掛けられて、國家社會の爲めに有用な人物となつて頂き度い』と云う意味の祝詞を送り、その記録をクラブで大切に保管して置く事です。若し更に進んで爾後毎年2月23日を期して誕生日祝のカードでも送り同時に動靜を尋ねる様にやれば尙一層面白いかと思います。

現在我國の1年間の出生率が人口千人當り25人位とすれば、人口10萬の都市で年間2500人、1日平均7人餘となりますから六大都市以外では、該當者の數が100名にもなる事は先ずあるまいと思ひます。

従つて餘り費用もかゝらず、而も今後50年間に亘つて楽しみと希望とを持ち得る點に於て、單に過去の追憶にのみ耽る様な行事よりも遙かに有意義ではないでしょうか。

蓋し此の舉は、先ずその子供等の兩親達に教育に對する熱意を起さしめ、更に子供等自身も物心付く様になれば、自分は特別意義ある日に産れたのだと云う事に誇りを感じて、それに相應わしい立派な者にならうと云うambitionを起し、またそれに向つて努力する様になるだろうと思ひます。若しその兒が貧困な家庭に生れたものであつたり或は何か災厄に遭遇する様な事でもあれば、尙更この誕生に際して我々ロータリアン達から祝福され、將來を期待されて居ると云う事實が、精神的支柱とも、奮闘の原動力ともなつて、彼れ又は彼女をして假令貧しくとも眞に價値ある人間たらしめ得ることでしょう。

唯茲に問題となるのは現在のロータリアン中果して何人が生きて第100周年記念日を迎へ得るか云う事であり斯く申す私などには絶対にそのチャンスは有りませんが然し人間の平均壽命が年々延長しつゝある現況から推して、現在30臺のロータリアンには相當な可能性があり、若し此際各RCが數名ずつの20臺會員を獲得出來るとすれば、その人々には甚だ大きな可能性否な確實在ると思ひます。

但し、それもその時までには原子力戦争が起らなかつたと假定した場合の事であり、国際ロータリーが創立100周年を祝ひ得る否かは、一つに懸つて今後全人類が原子力問題を如何様に處理するかに在ると云つても決して過言でありますまい。

此の意味に於ても我々ロータリアンは、今後國際間の善意と理解とを増進する爲めに尙一層の努力を拂うべきだと信じます。

もし本人から要求があれば電信又は無線等によつて通知しなければならぬ。勿論この場合の費用は來訪ロータリアン自身の負擔である。(理24—25)

ガヴァナーは、打合せにより、地區内のロータリアンに對し、(a)外國及び(b)その他の地域のクラブに出席するよう競争させることが出来る。この競争で好成绩を得たものは地區大會(district conference)で適當に表彰することが望ましい。(理36—37)

未知のクラブを訪問するロータリアンは、會員カード(Rotary membership card)を提示することによつて自己紹介をすべきである。

クラブ或は會員に招待された場合を除き、來訪ロータリアンはロータリーの常習に從ひて食券を自分で買わな

ければならぬ。(ダラス大會決議、29—12、第3條、第2及び3項)

詐欺漢に注意

他の町から來たロータリアンだと稱する男がクラブや會員個人を訪れることがよくある。彼等は必らず尤もらしい不幸な出來事の話をして金を要求するのである。された方では仲間のロータリアンを助けるのだと思つて金を與えたり何か世話したりするのであるが、大抵後で「にせ者」だつたということがわかる。未知のロータリアンと稱する來訪者から援助を求められた場合には、彼が所屬すると稱するクラブに電話か電報で問合せるのが一番良い。本當のロータリアンであつたらこのような照會に異存はない筈である。

待望のマニュアル・オブ・プロシージャ1954年版が漸く來ましたので、今後の翻譯はこの新版によることとなります。2月號第1回分「クラブ會合への出席」の内19頁右側18行の次、「非公式の會合」の前に次の通り入れて下さい。

地方議會(State Legislature): 議會、(國會、縣會、市會なども同じと解する)の會議に出席を必要とされたために例會に缺席した場合も、同じく缺席として、出席競争の罰を免れることは出来ない。(理 52-53)

職 業 分 類 (Classifications)

ロータリー・クラブは標準クラブ定款第3條に規定された原則に違反しない限り、出来るだけ所在都市の社會に認められたすべて事業、専門職業乃至團體からそれぞれ1名の會員を持つようにしなければならない。

ロータリーではこれ等の一般に認められた事業活動を簡單明瞭に示すため、或種の術語を使用しているのが、これがロータリーで所謂職業分類(Classification)である。

標準クラブ定款(第3條第3項)には次の通り規定している。

(a) 本クラブの正會員は其の商業又は専門的職業に依つてそれぞれ分類せられる。

(b) 正會員の職業分類は、各々の所屬する商店、會社、協會等の主要、且つ一般に認められた業務に依る。獨立して商業又は専門的職業に従事するものは、その主要、且つ一般に認められた商業又は専門的職業に依る。

會社又は事業所の社會に對する主要なる活動乃至奉仕とは、ロータリーの職業分類の目的のためには、その會社又は事業所の現に行つてゐる事業を指す。

科學的に準備された職業分類表——充されたものもあり、空員のものもある——はクラブ發展の理論的基礎である。この表はクラブ所在都市の徹底的な職業分類調査を行うことによつて初めて出来るものである。というのはこの表は又クラブの地域内の商業及び専門的職業の正確なる索引ででもなければならぬからである。

職業分類概要 (Outline of Classifications)

職業分類概要の序言には、如何にしてロータリーの會員資格の原則を適用するか、その方法を次のように説明している。

この職業分類概要は職業分類によつて制限されるロータリーの會員資格の原則を、各ロータリークラブの科學的及び能率的發展のための必要條件として、より明白に確立し、又、各ロータリー・クラブが職業分類の一覽表を作製するに當つて指針として役立つようにつくられたものである。

各ロータリー・クラブは現在の完成されている概要及び將來の改訂された概要を、クラブの職業分類一覽表を設定する場合にその基礎として採用すること、又、今後新

クラブの會員の職業分類を定める場合及び現存クラブの職業分類を調整する場合には、出来るだけ、クラブ定款及び職業分類概要に示されているような、職業分類によつて會員資格を制限するロータリーの目的及び精神を實行するよう勸奨されているわけである。

大別及び細別職業分類(Major and Minor Classifications)

本概要に於ては、商業、工業、専門職業及び團體のすべての部門が細別職業分類(Minor classification)としてならべられ、これが更に關連のある事業毎にいくつかのグループに纏められている。

これらのグループに付される名稱(例えば農業(agriculture))は大別職業分類(major classification)と呼ばれるのである。

それぞれの別職業分類の下に、クラブ所在の都市に於て別々に獨立して動いてゐる完全な商業、専門職業又は團體と認められる種々の活動が分類されている。これらは細別職業分類(minor classification)と稱されるものであり、會員に「貸付け」(loan)られるべき職業分類である。時には個人の事業の範圍が廣くて、或はその都市に於て珍らしいものであるため、大別職業分類の下に含まれる諸事業を殆んど網羅してしまうような特殊な場合も有り得るかも知れない。その人にとっては大別職業分類が合理的な職業分類だと思われるかも知れないが、同じ業務を表わすすべての職業分類が何處でも同じ用語で表現されるようにするため、細別職業分類を使用することが望ましい。

用語上の注意

本概要に於て商業、専門的職業及び團體の諸活動を示すのに使用されている言葉は、標準の職業分類の術語である。勝手に定めたものではなく、ロータリーの慣例が發達させて來たものである。その中に、もし北米の業務が特に反映しているように見えるとしたらその理由は、本書の編集者の使用しなければならなかつた材料が、主として北米のロータリー・クラブの會員名簿にあつたということであろう。本書初版の發行以後、本書の用語は徐徐に國際的になつて來ている。どの術語も特定の地域で行われている慣例にあつたように變更を加えたり翻譯したりしてよいのである。

地位でなくて活動—奉仕

職業分類は特定の個人の有する地位によつて定められるのではなく、むしろその活動即ち社會に對する奉仕によつて定められるのであるということ、はつきりと理解せねばならない。云いかえれば、銀行の頭取である場合、彼は「銀行頭取」(Bank President)として分類されるのではなく、彼の職業分類は「銀行業」(banking)なのである。

或る人が専門的職業に従事している場合、例えば辯護士或は醫師であつて、特定の依頼者例えば會社或は病院に抱えられている場合、その専門家の職業分類は彼を備つてゐる依頼者の社會に對する職業分類であるとロータリーは考えるのである。従つてこのような場合、この専門家は彼を備つてゐる依頼主の従事している業務を、規定した職業分類の下に於てのみ、入會出来るものと考えられるのである。専門職業に従事するものは、その業務が一般公衆を相手にしている場合に於てのみ、その業務による職業分類が設定され得るのである。

産業の分化——大抵の産業はお互に他とははつきり異つた業務を営む三つの部門に分けることが出来るであろう。即ち

生産業(製造) 販賣業、小賣業

この三つの部門は如何なる産業に於てもそれぞれロータリーに代表を送ることが出来るわけである。

販賣業—簡單且つ統一をとるために、本概要に於ては、次に掲げる市場活動のすべてを示す言葉として、販賣業(distributing)という語を使用している。即ち卸賣業、仲買業、代理業、ブローカー業、輸出業、輸入業を含むのである。概要に於て使用されている職業分類用語に於て、何時上記の言葉の一つを販賣業という言葉に入れかえるべきかを決定するのは各ロータリー・クラブの職業分類委員(classifications committee)會の判斷によるのである。

職業分類調査(classification survey)

各ロータリー・クラブはその職業分類委員會を通じクラブ所在都市の職業分類調査(classification survey)を行い、それによつて職業分類による會員一覽表を作製するよう勸奨されている。なおこの際、ロータリーの職業分類概要に於て使用されている用語、或は設定された職業分類の表わす業務即ち公衆への奉仕を、簡潔明瞭に示す用語を使用すること、これらの職業分類を、概要に従つて大別職業分類の下に配置するべきである。

職業分類の新設

「職業分類概要」にはロータリー・クラブを結成するのに適當な普通見受けられる職業分類がすべて含まれている。しかし「概要」に現われている細別職業分類は、必ずしもクラブがその業務を職業分類として、充さなければならぬということの意味するものではないのである。

というのは、その業務がクラブの所在する都市内に存在しないことも有り得るからである。

逆に、都市内には存在していても、「概要」の中に出ていない業務もあるであろう。このような場合、その業務が明白に且つ獨立した商業、専門的職業又は團體である場合は、「概要」に見られない職業分類をロータリー・クラブが設ける際の基礎として、これを用いることが出来るのである。

R. I. 定款及び細則、標準クラブ定款に於て使用されている「事業」(business)、「専門的職業」(profession)、「業務」(occupation)、「商店」(concern)或は「會社」(establishment)等の用語を明確に解釋するためにR. I. 理事會は次のように考へている。即ち、

ロータリー・クラブでは、その職業分類表を設定するに當つて

- (a) 商業的活動
- (b) 工業的活動
- (c) 専門職業活動
- (d) 團體活動

の何れをもそれぞれ「事業」、「専門的職業」、「業務」、「商店」、「會社」等として認め得るが、何れも十分に獨立して各自の政策を決定し、且つ責任を持つものであることを條件とする。尤も二つ又は、それ以上の事業の金融的支配權(financial control)とか、金融政策(financial policy)の最後の決定權が一つの法人乃至個人所有者に屬していることは差支えない。勿論それらの事業が、常にそれ自身公共にとつて役に立つものであることを前提とすることは出来ない。

「概要」中の如何なる規定も、クラブ所定の地域内に於て法律上禁止されている事業又は専門的職業を、職業分類として認めることを勸めてゐるよう解釋されてはならないのである。

或る國に於ては、數種類の異なつた民族が居住しているため、或る種の商社は社會全般に對して奉仕してゐるのではなく、一つの民族に對してのみ奉仕してゐることもあるという理由で、R. I. 理事會は、或る一つの民族に對してなされる奉仕と、他の民族に對してなされる同種の奉仕の間に、職業分類を區別することを認めてゐる。職業分類の貸付け

各ロータリー・クラブは、或る一定の職業の下に於て入會の資格を有する者は、彼の職業分類が示し且つ彼がそこから生計の資を得ている業務(事業、専門的職業、業務、商店、會社)に、その事業、専門的職業乃至團體活動の少なくとも60%を獻げていなくてはならないという規則を採用すべきである。

均合のとれた會員を維持すること

どれか一つの事業或は専門的職業が多すぎるといふこ

とのないような、よく均合のとれたクラブを確実に維持するために、各ロータリー・クラブは次の各項を明白な規定として採用すべきことが望まれている。

1. 一つの大別職業分類に含まれるいくつかの細別職業分類の下に認められる正会員の数は、第2会員を含めて、該クラブの正会員及び第2正会員の総数の10%を超えざること。

(クラブ所在都市の状態がこれを認める場合には、クラブは、不当にならざる限り、この限界をもつと擴張することが出来る。)

2. 既に前項の数が10%を超えている古いクラブの場合は、他の大別職業分類に属する正会員、第2正会員の数を増加させるように努力すべきこと、それが出来ぬ場合は、この超過数はその部門の会員が会員資格を喪失するに従って減少せしむべきこと。

3. 同一の法人組織又はその他の種類の所有者に属し又はその支配下にある諸事業からの正会員、第2正会員の数は全会員の10%を超えざること。

新クラブ結成の場合

ロータリー・クラブが新に結成される場合には、種々の異なつた分野からの会員を網羅することが重要であり従つて結成時に於ては、各大別職業分類に含まれる細別職業分類は、一つ以上充たさないうにするのが望ましいのである。しかし、事情によつてはこれを二つ或は三つも(三つを超えないこと)充たさなくてはならないこともあり得るのである。

新しいクラブの結成に當つては、上に述べた勧告のすべてを一つ一つ注意深く守るのが望ましいのであるが、創立時の会員数(charter members)が30名を超えない場合は、一つの大別職業分類に含まれる細別職業分類は、これを三つまで創立会員リストに載せることが出来る。但し将来クラブが拡大し、会員総数が40名又はそれを超えた時のみ、その大別職業分類に含まれる各細別職業分類に於て、第4番目の会員を入会させることが出来るという了解が必要である。

(概要の序説の終り)

概要の変更

現行の職業分類概要の配列とは著しく異なつた社会的経済的條件を有する地区に於ては、同地区のガヴァナーはこの地域に於て各クラブの役に立つ如く、又適用しやすいように適宜変更乃至追加を行うべきである。但しこの場合は、かゝる概要の変更或は追加に關し國際ロータリー理事会の承認を求めておかねばならない。又、用語が英語であると譯語であるとを問わず、変更された概要は一旦承認された上は、理事会が次に変更を命ずる迄の間は、同地域内の各クラブの標準として使用されるものである。(理 36-37)



盗まれた繪

ロータリーの友1月號の表紙は我が同志大阪ロータリーアン大房吉畫伯の筆になつたことに新年の巻頭を飾るにふさわしい目出鯛出來映で、ご本人にとつても、御自慢の作と思われる。

ところで僕にも繪については一つの自慢話がある。今から大分古い思出話ではあるが、或る日、東京から大阪に歸る汽車中二人の婦人と乗合せた、一人は、御年輩の人で他の一人はまだ若い婦人であつた。此の二人は繪の先生と、そのお弟子さんらしく、その會話を聞くともなく耳にして居ると盛んに當代その途の大家について、相當辛辣な批評をこゝろみて居た。何分東京から大阪までの長い時間のことで、つい徒然のあまり僕も口を差挟むことになつたが、そのトタン、この年輩の婦人の口から飛び出した言葉は「素人の繪の批評なんか、おかしくつて、！」であつた。そこで僕は素人の批評必ずしも棄てたものでもないことを陳辯大いに努めたあげく僕には、「僕の畫いた繪を泥棒に持つて行かれた立派な畫歴がある素人は勿論専門家でも繪を盗まれた経験はそうザラにはあるまい、大したものでしょう」と大いに氣焰をあげたも

南北兩アメリカ以外の地域に在るガヴァナーは、(南北アメリカは標準概要及びそのスペイン語或はポルトガル語版を使用する。)必要な場合、その地区の特殊事情に合うように、特に或る種の職業分類の頻度を考慮しつゝ、自國の國語を用いて概要をつくる事が出来る。かくの如き概要の改作は、勿論R. I. 理事会によつて作製され承認された標準概要に基づきべきものであり、且つR. I. 會長の承認を受けなければならない。更に、この種の改作に關連して招來された出費にはR. I. は責任を負わないものとする。(理 37-38)

新クラブ結成に必要な職業分類の最少限

將來新たにクラブを結成しようという地域は、ロータリーの職業分類の原則の下に常時少くとも20名の会員を維持出来るよう、最少限40の職業分類を有していなければならない。(理 48-49)

クラブがR. I. に加盟を認められた後も、相當發展の餘地を残しておくために、その地方の職業分類を創立時會員(charter members)で全部埋めないようにした方がよい。(理 42-43)

職業分類の原則には絶対に反しないこと

理事会は、職業分類の原則に反しないことが、最重要であるとする意見に一致している。故に、職業分類が、それぞれ異つた、明確な、獨立した、完全な、公共に對する奉仕活動を基礎として、その職業分類の下にロータリークラブは、關係商店、會社、團體等の主たる且つ一

大阪RC會員 橋谷義孝

のだ。そのあとでお互に名乗り合つて解つたのであるが此の婦人は畫家の長谷川春子女史で、女史のことは女史のお姉さんの時雨女史から僕はよく聞かされて居たのであのキカンポーの春子女史とはあなただつたかと、驚くと彼女もそう云えば甥や姪から噂を聞いて居たお隣の風變りの、毒舌家の小父さんと云うのはあなたのことであつたかと、その奇遇を面白く大笑いしたものであつた。

處でその盗まれたと云う繪は、その數年前僕が外遊中ベルリンを發つて、イタリアへの途次、國境の税關で停車中にスケッチしたもので、雪のアルプス連山を遠望し、満山秋の紅葉に覆われた中に十字架を高く掲げた教會堂のある山中の一寒村の景色が、またなく僕の心をとらえたので直ちにスケッチブックにペンを走らせ淡彩を施したものである。僕としては、即興氣分の出た、氣に入つた作で、歸朝後これを切り取つてお粗末な小さい額縁に入れて、机の上に飾つて置いたものであつた。

或る夜應接間に忍び込んだ泥棒君が、いろいろの品物と一緒に、この記念の繪もさらつて行つた。家族達は無くなつた我家の寶物(?)がつかりもし悔しがつたりも

般に認められた仕事によつて会員を分類し、その商社又は團體内にての會員個人の仕事とか、地位によつて分類するのではない、という行き方を再確認している。

従つて、ある都市又は地方で、一人一業の職業分類の原則の下に、ロータリークラブを結成又は維持することが困難乃至不可能と見えるような事實を以て、直ちに、この原則を確守しなくてもよいという理由にはならない。

その都市又は地方に奉仕する、はつきりした別々の奉仕活動即ち仕事があつても、主要なる事業を獨占している一つ或は極く限られた數の會社が、それらの仕事を統制しているようなところでは、職業分類はR. I. 定款、細則及びロータリークラブの標準定款に使われている事業、専門的職業、業務、商店、會社等の字句の、理事会による解釋と、職業分類概要の序説(Introduction to the Outline of Classifications)の内「職業分類の新設」という項目の記述に従つて、職業分類を新設することができる。(本書27頁のその項参照)(理 52-53)

会社の合併

会社の合併に關連して起る職業分類の問題を處理するための指針として、理事会は次の5項目を採擇している。

職業分類:(a)許容され得る場合:職業分類は會員が属している工場、會社或は團體等の主要な且つ世に認められた業務によるのであるが、これらの事業所が一つ又はそれ以上の合併された會社から成り、資本は一つであつてもそれぞれ獨立した製造工場と販賣所を經營している

したものだが、僕だけは「流石に俺の繪を解する奴だ」と、獨り氣を好くし、以來大いに宣傳もし、自慢にもしたものである、だが、友人などは「よつぼどとんな盗人もあつたものだ、繪よりも額縁を狙つたのだらう」とケチをつけ、その當時は屢々話題にされたものである。

ところが此の話には誰にも話さなかつた裏話があつたのだが、私は、爾來數年の間それを胸にたくんで來た。幾年かたつて親友の松山君(東京南ロータリーアンで油繪及び和歌をよくし何れも玄人の域)に始めてその真相を懺悔したところ「橋谷はケンからん、何年もの間、そうとばかり思わせて、！」と彼を憤慨させたものであるが、其の話と云うのは、實は其の翌朝家の廻りを見廻ると、泥棒は何一つ後に歸して行かなかつたにも拘らず、只一つ持つて行つて呉れた筈の、その繪だけが庭の隅に捨てあつたのである。これには僕も物を盗まれた以上ががっかり、今更家族の手前自慢の鼻を無慙にヘン折られるのも業腹だつたが、仕方がない。家族以外の友人には數年の間は此の事實をひた隠しに隠して相も變らず、僕の畫歴として自慢話の種にしたものであつた。但しその都度私の胸の中には後味の悪い一筋の糸が走つたが、それは兎も角僕には今でも盗人の眞の氣持は解らない。友人などは、「はつきりして居るさ、要するに盗むに値しなかつたまでさ」と云うが、僕の繪に對する聊かの自信は、未だに盗むに値しないと云う論を肯定しかねているのである。(昭和30年1月13日)

場合は、(正会員及び第2正会員を選ぶために)別々の職業分類を、合併された會社の各々に對して設けてもよい。但し、それらの會社の各々が、既に會員名簿に載っている職業分類とは、全く異なつた業務を行つていなければならない。

(b)許容され得ぬ場合:——合併された會社が、一つの經營管理の下で一個の製造工場及び販賣所に統合された場合は、職業分類は只一つだけしか設けられない。而して、この職業分類は合併された一つ一つの會社の業務でなく、合併されて出來た會社の業務を現わすものでなければならない。

(c)この指針の適用は新會員に限るものではない:——上述の指針は新しく會員になる者に對してのみ有効なのではなく、合併されそれぞれの會社の主要な業務を現わす職業分類の下で既に以前から會員である人々にも適用されるものである。

(d)職業分類は重複してはならない:——この原則は上述の如く許容された職業分類がクラブ内に存する他の職業分類と大して重複しない場合のみ適用されるのである。

(e)これ等の勧告によつて既に會員である者が無理にその會員資格を褫奪されるようなことはない。(理 37-38)

(註:—理事会とあるのはR I 理事会を意味する、以下同じ)

クラブの運営 (Club Administration)

前R. I 理事 手島知健 譯

クラブ会長の資格と任務

R.I. 理事会は、次に掲げるクラブ会長の資格と任務に関する説明を承認し、毎年クラブ役員選挙に先だつて、この説明を全部のクラブ会長及びガヴァナーに送付するようR.I. 幹事に要請している。又、同理事会は雑誌委員会が適当な時期にこの説明をその雑誌に掲載するよう要望している。

資 格

クラブ会長は次のような資格を有する者でなければならない。

- クラブに於て聲望のある正会員、第2正会員、バスト・サービス会員、シニア・アクティヴ会員であつて、(正会員、第2正会員の場合は) その職業分類について疑問のない者。
- クラブ全體を指導する力を有し、且つ同僚たる会員の尊敬と信頼を有する者。
- クラブを指導し、クラブの事務を執るに必要な時間と労力を献げ得る者。
- 自己のクラブの理事、又は一つ以上の委員会の委員又は委員長、或はクラブ幹事を勤めたことがある者。
- 1回以上地区大会に出席したことがある者。
- 自己のクラブの定款及び細則、或はR.I. の目的について十分役に立つ知識を有する者。
- (なお出来れば、就任前に少くとも1回は国際大会に出席した経験を有する者であることが望ましい。)

任 務

- クラブの諸會合に於て議長となること。
- 各會合が注意深く計画され、且つ開會閉會が時間通り行われるよう注意すること。(少くとも月1回開催される) 定例理事会の議長となること。
- 委された仕事を遂行する能力のある各種委員及び委員長を任命すること。
- 各委員会がそれぞれ明確な目標を持ち且つ常にその機能を發揮していることを確かめること。
- 各委員の任命後、出来るだけ早い機会に第1回のクラブ協議會 (Club Assembly) を開催し、以後定例的にこれを開催すること。
- 地区大会 (District Conference) に出席すること。
- 選挙後、就任前に地区協議會 (District Assembly) に出席すること。
- クラブ内及び地区内のロータリーの諸問題に關し地区

ガヴァナーと協力し、書信類を手早く處理すること。
— 例年の會計検査は勿論、クラブ豫算の編成及び會計事務の完全な履行を監督すること。

— 地区ガヴァナーの公式訪問に際し、各委員長より文書による報告が提出されるよう注意すること。

— R.I. 事務局から得られる情報乃至有益な指示を利用すること。

— 「R.I. 本部通信」 ("The News Broadcast") 「地区ガヴァナー月報」 (Governor's Monthly Letter) その他R.I. 事務局、地区ガヴァナーからの通信、刊行物等から得られる重要な情報が確實に各会員に傳達されるよう注意すること。

— 地区大会及び国際ロータリー大会に、クラブから適正な代表者が出席しているよう注意すること。

— 1月には半期間の業績を見算して残る半年間の各委員会の活動とその目標を樹てること。

— 6月にはクラブ財政の狀態及び年度内にクラブが達成した諸目標について、廣汎な報告をクラブに提出すること。

— 退任前に次期会長と會談すること。

— クラブの新しい運営を上手にスタートさせるため、又同時にクラブ運営の連續性を保つため、新舊理事の合同會合を開催すること。(理46—47、50—51)

クラブ役員を選び方

毎年、R.I. 会長は各クラブ会長に對し、クラブ会長及びクラブ幹事の候補者を注意深く選ぶことに付いて書面を送り、これを各クラブの例會で會長が讀むのが普通の習慣になつている。(理32—33)

役員が無期限に重任しないように、會長及び幹事の職はもとより、理事、委員長も會員が代るがわる順番に就任するという原則を、かなりの程度まで守ることが出来れば、クラブのためにもこの上なく役立つであろう。(理35—36、50—51)

クラブ役員は、全般的な方針として、2箇年間續いて同一の職に就くことは奨励すべきことでないし、期待すべきでもない。しかし、クラブの事情によつては、役員を重任させたり、又、暫定的に前役員を再選する方がクラブに有利な場合もあるであろう。(理42—43)

指導力のある會員を注意深く探したり、或は、そういう會員たちを委員に任命するのみでなく、時には例會の司會をさせたりして、大いに會員の力を啓發するのは良

いことである。(理39—40)

役員 の 順 序

R.I. 理事会では次のような順序が望ましいと決められている。

- (1) 委員長の経験のあるものがクラブ理事となる。
- (2) クラブ理事或はクラブ幹事の経験のあるものがクラブ会長となる。
- (3) クラブ会長或はクラブ幹事の経験のあるものが地区ガヴァナーとなる。
- (4) 地区ガヴァナーの経験のあるものがR.I. 理事となる。
- (5) R.I. 理事の経験あるものが、R.I. 会長となる。(理49—50)

クラブ・プログラム

單なる興味本位、娯樂本位のプログラムをつくるよりは、ロータリーの問題についてのプログラムを準備することを奨励するよう、はつきりした努力を盡さなければならぬ。かくすることによつて、ロータリー・クラブを單なる晝食クラブとしたり、ロータリーのプログラムを夏季講習會的なものとする傾向を是正することが出来るからである。(理32—33)

講演者への謝禮

R.I. ではR.I. の元役員及び現役員を各クラブに派遣しその費用をR.I. が負擔することをやつているが、もし、これ以外に各クラブがR.I. の役員或は他のロータリアンを招く場合は、そのクラブが費用を負擔しなければならない。招かれた講演者の方から、費用の支拂を請求しなければならないような羽目に陥れて當惑させるようなことがあつてはならない。このような費用の支辨に疑問の點があれば、本部事務局が喜んで相談に乗るのである。

クラブ例會に於ける祈禱

世界中のロータリー・クラブには、色々な宗教的信仰或は理想を持つた會員がいる。又、ロータリアンは自己の宗教的信條に忠實であると共に、他人の信仰に對しても誠實な、寛容な、渝らない尊敬をはつきり示すよう期待されている。各ロータリー・クラブは自治的なものであるから、従つて自己の良き判断に基づいて、會員全部の宗教的信念を尊重するが如き方法で例會を行うべきである。

例 會 場

例會場の決定は各クラブの自治に任かせるべきであるとR.I. 理事会は確信している。しかし、各クラブの正會員、バスト・サービス會員、或はシニア・アクティヴ會員は、いずれも他のロータリー・クラブの例會に出席する権利があるから、各クラブは、世界中のどのクラブのどの會員でも出席出来るような場所で例會を開くこと

が期待される。(理46—47)

他のサービス・クラブとの連合會

ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して會合を開くことは、ロータリーのプログラム及び活動を最もよく發展させる所以ではない。従つて、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して毎週の例會を開くことにはR.I. 理事会は反對である。しかし、ある特別な場合に、ロータリー・クラブが他のサービス・クラブと合同して會合を開くことには必ずしも反對するものではない。(理42—43)

例會に於ける酒精飲料の可否

ロータリーの會合に於て酒精飲料を供することが正しいことであるかどうかは、各クラブに於て決定すべき問題である。

何年か以前のことであるが、ロータリーの會合に於て酒精飲料を供することをどう考えるか確めるため、各クラブに質問書を廻したことがある。その解答を表にして見ると、大多數のクラブに於てはクラブ晝食會或は夕食會には酒を出さない習慣であり、又、會員個人もその會の間は酒を注文しない習慣であることがわかつた。

或るクラブ会長の會合で、この問題が討議されたことがあるが、出席者の大部分は、晝食會或は夕食會に酒精飲料を供するのは望ましくないという意見であつた。

その後間もなく、R.I. 理事会は、アメリカ合衆國のクラブではロータリーの晝食會や夕食會に於て酒精飲料を供することに反對の考えが専らであるという意見を表明した。

この問題に關してロータリーは何等公式の方針を持っていないと云われるかも知れないが、長い間の経験と多くのロータリアンが表明した意見によつて、少くとも酒精飲料を、食事の一部として供する習慣のない國に於ては、ロータリーの會合に於ては酒精飲料を供しない方がロータリー運動のために良いであろうと云うことが出来る。

富くじ類による資金募集

ロータリー・クラブの活動は、會員及び會員でない者の双方にロータリーに對する十分な尊敬の念を持たせる如きものでなければならないとされている。従つて、如何なるクラブも、富くじ等によつて資金を集めることは、そのような行爲が完全に良いことと認められていない國に於ては、避けるべきである。(理48—49)

クラブの定例理事会

クラブ理事会は少くとも毎月1回定期的に開催すべきである。(理41—42)

ロータリー情報

各例會の始めの3分乃至5分間を、會員に對してロータリーに關する鋭い考察をさせ、彼等のロータリーに對

する知識と理解を擴げるならば、如何にクラブの爲になるかという點にクラブの注意を喚起すべきである。

クラブのロータリー情報委員会は、すべての會員、特に新會員のロータリーに對する正しき理解と、ロータリー會員としての特典と責任を納得させるように、その委員會活動を增強すべきである。年間を通じ少くとも毎月1回、奉仕の四つの道のそれぞれについて、ロータリアン個人の智識を増すようなプログラムを提供しなければならない。(理35—36、52—53)

新しく入會した會員は、種々の委員會は勿論、屢々、クラブ協議會、クラブ理事会、爐邊會合(Fireside Meetings)、都市連合會(Intercity Meetings)、及び地區大會(District Conference)にも極力出席させるよう奨励しなければならない。(理35—36)

地區ガヴァナーが、更に多くのロータリー教育の必要を強調し、このことに關連して本部事務局から有益な示唆が得られることについて各クラブの注意を喚起するよう、R.I. 幹事は常に注意すべきである。(理44—45)

如何なる地にあるクラブでも、會員の中に、その土地の新聞社が十分代表されていなければならない。(理35—36)

クラブ基金の取扱

ロータリー・クラブは主として實業家から成つているのであるから、クラブ財政の取扱もビジネス・ライクに行うべきである。クラブ資金をビジネス・ライクに取扱うとなると、小切手の支拂には副署を要することとしなければならないし、又毎年會計検査を行わなくてはならない。(理41—42)

ロータリアンに對する事業上の援助と助言

ロータリーの親睦に有形な効果を与え、會員に有益な援助を与える機会を設けるため、クラブは次のことを行うべきである。

(a) 事業上の助言や援助を必要とするロータリアンに内密に而も親身な援助を与えるため、色々違つた大別職業分類(Major Classification)を代表する會員數名を以て委員會をつくる。

(b) 會員の主として經濟的な問題について討議するため、“Clinics”(企業診断)或は“forums”(討論會)を開いて會員の便をはかる。(理42—43)(この項終り)

1905年より1955年までの

ROTARY REPORTER

Brief Items on Club Activities around the world

クラブ奉仕

クラブ内部に於ける、又クラブに對するサービスは第1回のロータリーの集會にすでに始まり、それ以來多くの國々に於て次の様な大きな活動が行われて居る。

・ミシガン州デトロイト、1911年10月

餘興委員は10月12日、會員を驚喜させる趣向をこらした。感謝祭前の集會のために唐もろこしや南瓜を飾つた部屋に粗末なテーブルとベンチを置き、テーブルの上には10ガロン入りのリンゴ酒の樽を置きこれを飲むために錫のコップを會員に渡した。サラサ染の紅いハンカチを被つて會員は收穫祭家庭晚餐の氣分を出した。これに依つて會員の親睦は一そう深められた。

・カリフォルニア州ロングビーチ、1912年12月

當市のロータリークラブ(會員數約60名)は出席100パーセントの集會を4回引續き持つ事が出來た。此のために10人の會員は他のクラブでメークアップするために自動車で總計1250哩の距離を走つたという。(編集者註この時まで100パーセント出席のクラブ集會は未だ前例がなかつたのである)

・コネチカット州ハートフォード、1925年2月

ハートフォードロータリークラブの出席委員は會員の出席委員は會員の出席奨励のために學校の例を真似た。學校では生徒の健康を報告するために赤、白、青のカードを用いるが、委員會はこれにならい、全出席の會員には白カードを與えて「おめでとう」と記し、70パーセント以上の出席者には青カードを附して、「白カードを目指しましょう」と書き以下の人には赤カードに「危険」と記したのである。

・メキシコ、モンテレー 1927年6月

ロータリークラブの役員の年次選舉は普通の政治的選舉と同じ様にして候補者の名を書いたびらや地方新聞の特別號や演説者を野次の事等型の通りであつた。さわざがやかましくなりすぎると制服の警官が治安擾亂の角で、逮捕しにかけるといふ始末であつた。然し、健全な新役員選舉を損う様なものは一つもなかつた。

・デンマークコペンハーゲン 1932年12月

歐洲旅行の途次デンマークを訪れたロータリー創設者、ハリス氏のために晚餐會を催し、コペンハーゲンの約200人のデンマークロータリアンが相會した。代表者を送つたデンマークのクラブ總數は13であつた。

名稱及び徽章 (Name and Emblem)

Rotary という名稱は最初のクラブに於てその會合を會員の事業所に於て交互 (in Rotation) に開いた處から始つたのである。この言葉は國際ロータリー (Rotary International) という名稱や「彼はロータリーに於ける最年長者である」という文章に於けるように名詞としてロータリーの全組織を示すものとして使用されることが最も多い。又、「ロータリー」のおかげで彼は立派な市民になつた」という文章に於ける場合の如く、ロータリーの理想や原理を意味している場合もある。Rotarian という言葉は、名詞としてロータリー會員のことを云うか或は「ロータリアン誌」という名稱に使われるだけである。如何なるロータリー・クラブも、個々のクラブとしても又集團としても、それらが R I の定款に従つて設立されていることを示す處のロータリーという名稱以外の名前を付けてはならないし、又、ロータリーという名稱以外の名前の下に活動してはならない。尤も各地区は國際ロータリー (Rotary International) の名稱を用い、それによつてロータリーの理想、原理及び目的の普遍性を示すことになつてゐる。

徽章 (Emblem)

1905年か或はそれより少し後にシカゴ・クラブによつて考案され採用されたロータリーの最初の徽章は車の輪の形を現わしていた。他のクラブが結成されるに従つてこの徽章も段々と修正され、時に齒車が使用されたこともあつた。そして1912年の大會に於てこの齒車を現わす徽章が採用されたのである。

1919—20年度 R I 理事會は、1912年に採用された徽章の説明が明確を欠くという議論が多いのを認め、2名のロータリアンの提出したデザインを受け入れ、更にこの徽章を使用する場合には、そこに記された文字を變更してはならないし、又その他一切の變更を加えてはならない旨を規定した。この理事會の決定は1921年の大會に於て確認されている。

1922年の大會に於て採擇された R I 細則改正條文には次のように規定されている。即ち「國際ロータリーの目的と綱領の達成を助長するため、理事會はすべてのロータリアンの専用とその利益のために、國際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を制定し、且つ之を保護する」

しかし、1922年の R I 定款及び細則の改正條文の採擇

以來、この細則に於て規定された如き徽章の採用に關しては理事會は何等の措置も講じていないため、1923—24年度 R I 理事會はの公式徽章についてその要項を採擇した。この要項は大會によつて確認され、1929年度大會に於て採擇された大會決議の抜萃に掲載、本書 Manual of Procedure 103頁に載つてゐる。

役員バッヂの使用及び徽章の變更は認められない。

ロータリアンがそのロータリーに於ける役員としての地位を示すために獨特のバッヂ、寶石或はリボンなどを使用することを、R I 理事會は認めていないのであるがそれは理事會が、このような豪華な標章は實業家及び専門家の團體であるロータリーにはふさわしくないと信じているからである。尤も、ロータリーの國際大會や地區大會等で使用される簡素な一時的な名札或はリボン等はこれの中含まれないものである。

又、R I 理事會では (ロータリー徽章の製作者を含めて) 關係者全員に對し、徽章を使用する R I の全構成單位は如何なる點に於てもこの徽章に何等變更を加えずして使用するよう強調している。

更に R I 理事會では、各ロータリー・クラブ及び製作者が、一時的にこれを佩用する資格のある人々に對するロータリーの標章の配布及び保持を十分慎重に行うよう要望している。(理28—29)

名稱及び徽章の保護

Rotary という言葉は如何なる辭書にもある言葉であるから R I といへどもこの言葉を獨占して使用するわけには行かない。しかし、R I がこの言葉に新しい意味を與えたことは一般に認められているのであるから、もし Rotary という言葉が外部のものに使われて彼等が R I に關係しているような印象を與える恐れのある場合は斷乎これを止めさせなければならない。

1919年米國特許局は「ロータリー・シャツ製造會社」と稱する一會社がロータリーの名稱と徽章を自己の商標として登録せんとしたことに対して R I の行つた異議を正當と認めている。

又、1928年に、同じく米國特許局は、アイルランドのベルファストにある Gallaher なる會社が或る種の煙草製品の商標としてロータリーという言葉をも米國內に登録せんとしたことに対して提起した R I の異議を正當と認めている。又、テキサス州ヒューストンの Theo. Keller

會社が1913年に取得し、Gallaher 會社がその讓渡を求めた煙草製品に對するロータリーという商標の登録を抹殺することを求めた R I の請願も同じく米國特許局によつて正當と認められたのである。

英國及びアイルランドのクラブも、R I が Rotary という言葉に特別の關心を持つており、もし誰か R Rotary という文字を含んだ商標を登録せんとした場合には特に配慮して R I に異議を唱ふる機會を與えてくれるよう英國の特許局に了解を求めてある。

「登録商標、特許及びデザイン協會」に問合せた處、ロータリー・クラブは各國の特許局を説得すれば英國の特許局のとつたやり方を採用させることが出来るであろうという示唆を得た。中央事務局では直ちにこの示唆を各地区ガヴァナー (1931—32年度) に傳達し、彼等がそれぞれの國に於て特許局に對し適宜の措置を取れるようにした。

地區ガヴァナーはそれぞれの國に於てロータリーの名稱及び徽章の保護がどうなつてゐるかに關して情報を集めこれを中央事務局に傳達し、そこに於てこれを分析照合して、もし可能ならばロータリーの名稱と徽章を世界各國に於て出来るだけ完全に保護されるように策を講ずることが出来るようにすべきである。(理34—35)

徽章の使用許可

R I に對しロータリーの徽章 (襟章、バッヂ、裝飾、道路標識、その他の如きもの) を付した物品の製造販賣を願出する個人や商社は多數に上つてゐる。1919—20年度 R I 理事會では次のような意見に一致した。即ち、令名ある個人或は會社から正式の申出に接した場合、R I 幹事は自己の判斷に基づいて、R I としては申出の徽章の使用が、若し適當と思われるものであれば異議はないが、萬一それがロータリーの徽章を營利化せんとするものであると思われる場合にはその使用を斷乎拒絶すると共に、このような徽章の誤用には強く反對である旨を明らかにしなければならない。

徽章複製希望の個人及び商社に對しては次のような許可證が發せられ、そこに記された次の如き規定及び條件を守ることになつてゐる。

- 1 ロータリーの徽章の複製は、打型、刻印、鑄物、カット、等のいずれを使用する場合に於ても、R I によつて正式に認められる採擇された公式の徽章の要項に正確に一致していなければならない。(要項の寫しはこゝに付す)。
- 2 徽章の色はロータリーの公式の色即ち濃紺青と金色に限る。
- 3 徽章は他の徽章或は標章と組合せて使用乃至製作されてはならない。
- 4 如何なる個人、商社、團體といへども、その便箋

封筒類にこの徽章を印刷使用してはならない。

5 ロータリーの徽章は、如何なる個人、商社、團體によつても商標として用いられてはならないし、又ロータリーという文字も商品名として或は商品の説明用として使用されてはならない。

6 本許可證は特定人宛のものであつて他へ讓渡することは出来ない。

7 R I は前述の規定及び條件に變更或は追加を行う權利を保有する。又、本許可證を受けるものは前述の規定條件を遵守する外、速かにその變更及び追加に應ずると共に、徽章の使用を何時にても中止することに同意するものとする。

8 R I は、60日間の豫告期間を以て文書によりその意思を通知することによつて、何時といへども本許可證を取消し得る權利を保有する。但し、かゝる許可證取消は、その通告を受取つた當時に在庫する商品を販賣する權利を奪うものではない。

名稱及び徽章の正しい使用及び不正なる使用

「加盟クラブの資格確實なる會員は、ロータリーの會員である限りロータリアンとして國際ロータリーの徽章、襟章及びその他の標章を佩用することができる。(R I 定款第11條第1項)

「國際ロータリー及び加盟クラブの名稱、徽章、襟章、及びその他の標章は、何れの加盟クラブ或はクラブ會員もこれを商標又は特別の商品又は他の如何なる商業上の目的にも用いてはならない。國際ロータリーはその名稱徽章、襟章及びその他の標章をロータリー以外の名稱又は徽章と組合せて用いることを認めない」(R I 細則第15條第2項)

ロータリーの徽章の正しい使用とは何であるかという問題については既に多くの議論がなされてゐる。ダラス大會の決議29—12 (本書103—106頁參照) にはこの問題に關するそれぞれの裁決が載つてゐる。

假ロータリー・クラブ

少くとも會員20名を以て正式に R I 加入を申込んだクラブは正式に加盟を承認されるまで假ロータリー・クラブ (Provisional Rotary Club) と呼ばれる。クラブは R I に加盟して始めてロータリー・クラブになるのであるから、假クラブのメンバーはクラブが正式に R I に加盟するまでロータリーの徽章を使用する資格を有しないのである。(理35—36, 48—49)

公認されない名稱の使用

假ロータリー・クラブに關する場合を除き、如何なる團體もロータリー・クラブ乃至ロータリー・クラブ或は R I の關連團體たる地位を表わす如き意味を以てロータリーという文字を使用することは公認されないし又許されないことである。このようなロータリーという文字の

公認されない使用を防止するため、R I 理事会は幹事に對し實際的な又可能な手段を講ずるよう指示している。

(理47—48)

ロータリーの色

R I の色は濃紺青及び金色である。(ダラス大會決議29—12)

ロータリー旗

ロータリーの公式の旗はダラス大會決議29—12の第1條第4項に規定されている。(第105頁)

建築関係に對する名稱の使用

直接間接にR I がかり合にならないように、如何なるロータリー會員或はロータリー・クラブのグループ又は、R I の如何なる地區も、家屋或はその他の建物の建設或は購入に當つて、それと關連して「R I」の名稱を使用すべきではないとR I 理事会では考えている。更に、R I 理事会はこのような關係で會員に割當てて資金を集めるべきでないと考えている。(理44—45)

ロータリーの營利化

ロータリアン同志の間の商業關係に關するロータリーの方針は次の如くである。即ち、ロータリアンはその仲間の會員から彼が取引關係を有している他の實業家に對する場合よりもより、多くの利便を期待してはならないし、ましてこれを要求するようなことがあつてはならないのである。

ロータリアンが、取引關係にある他の實業家には普通與えないような特權を仲間のロータリアンに(ロータリアンであるという理由だけで)與えるのは、競争業者に對するロータリアンの責任に反することであるし、又、ロータリーの職業奉任の原理にもそむくことである。眞の友人というものはお互に何物をも要求するものではないし、利益の爲に友人間の信頼を濫用することはロータリーの精神から遠く遊離したものである。

彼がロータリーでかちえた友情の當然の結果としてロータリアンが新しく商賣を獲得し又は商賣が殖えたような場合は、これはロータリーの内外を問わず何處にでも起り得る普通の發展と考へてよいのであり、ロータリー會員たるものの信條に何等違反するものではない。(理33—34)

ロータリー・クラブと廣告用回章

R I 理事会では、如何なる團體にもR I 加盟クラブに對して回章を廻して廣告する權利を認めていない。(理24—25)

米國のある印刷會社でその所在地のロータリー・クラブに代表が出ている會社が、R I 前會長が同市のクラブで行つた講演を基にしてロータリー教育パンフレットをつくり、販賣の目的を以て世界中のクラブに回章を廻したのである。R I B I はR I 理事会に對し正式の苦情を

申立てているので、理事会では次のような決定を採擇した。

(a) 理解と親善の見地から、英國及びアイルランドのロータリー・クラブに對して何か刊行物を送る場合には豫めR I B I 中央會議員會の承認を得るべきである。

(b) その印刷會社は外國のロータリアンに對してファースト・ネームで呼びかけた書面を出すべきではなかつた。

(c) 營利を目的とする商社は手紙に「Yours Rotary」と署名してはならない。

(d) R I 或はロータリー・クラブ以外の處から發行されているパンフレットにR I の徽章を付することは適當ではない。

(e) 「役員名簿」の序説には「本名簿はロータリー會員でない人々に配布するためのものではないし、又、商業上の「御得意名簿」として使用するためにつくられたものでもない」と述べられている。

從つて、ロータリー會員が自己の商賣關係に於てロータリーの役員名簿を利用することは適當ではない。(理1929—30)

この廣告用回章の問題に關してはR I 理事会に於て次のような方針を明らかにしている。

今まではR I 役員名簿にせよ、地區或はクラブの會員名簿にせよ、ロータリー會員或はクラブ地區等がこれらを廣告用回章のために使用してはならないということになつていた。

しかしR I 大會の決定或はR I 理事会の勸告によつて定められる限界内に於ては、營利に關係のない事柄に限り、他のロータリー・クラブに回章を廻すことは許されている。

大會の決定によつて定められた限界については、1929年ダラス大會に於て採擇された決議29—12の第12條第2項及び第3項(第106頁)に載っている。(理36—37)

ロータリー・クラブ及びロータリー會員の名簿

R I 幹事は、商業上の目的にせよ他の目的にせよ、どの職業分類による會員の一覽表をも、理事会の承認を得ることなしに他に洩らすことはない。(理20—21)

R I の保管するロータリー會員の一覽表に關してR I 理事会では次のように意見が一致している。

各クラブはその會員一覽表を中央事務局に託してあるが、その理由は、第1に、クラブ會員總數に關する半期報告を確認するため、第2に「ロータリアン誌」發送用名簿として、第3に、住所氏名を確めるため或は會員移動の調査等事務的の必要のためであつて、これ以外の目的に使つてはならない。

中央事務局はクラブ會員一覽表をそのクラブの承諾なしにクラブ以外のものに渡す權利を持つていない。

クラブ會員の一覽表を入手したいと思うものは、そのクラブ自身から入手するか或はクラブから中央事務局に對し、會員一覽表を渡してよいと確認した書面を先ず手に入れなければならない。

地區ガヴァナーがR I 幹事にその地區内の全會員の一覽表を請求した場合は、幹事はこれを與えます。但し、地區内の全クラブがこのことについて同意したということガヴァナーは保證しなければならない。(理37—38)

クラブ一覽表或はクラブ役員又は委員の名簿はロータリー以外の機關に渡されることはない。但し、政府機關の非常緊急の法律上の要請がある場合或はR I 理事会又はその執行委員の同意がある場合はこの限りではない。

(理40—41)

クラブ幹事が自己のクラブの會員名簿を商賣上の目的の爲に渡すことは普通あり得ることではないし、又、クラブ會員名簿を會員以外に頒布する時は、幹事からクラブ理事会の承認を得るようにするのが、賢明な仕方である。

職業分類に基づく婦人クラブ

婦人の爲のロータリー・クラブの問題は、ロータリーの初期から既に理事会の問題となつてきている。1914—15年度R I 理事会では、婦人の實業家及び専門家から成る職業分類によるクラブに對してロータリーの名稱を付けることを禁止することに決定したが、もしこのような婦人クラブが他の名稱を付けることにすれば、彼等がロータリーの精神を以て運営することには更に異存はないとしている。

定款はロータリー・クラブが男子を以て構成されることを明らかに規定している。これまで種々の婦人の團體が、婦人ロータリー・クラブとしてロータリーから承認を得ようとしたが成功しなかつた。これについてロータリーの意向は次の如きものであると考へられる。即ち、ロータリーとしては、婦人の實業家及び専門家が多數ある都市に於て職業分類による婦人クラブを結成することに對しては好意を持ち、これと友好的に協力しながら種々の援助を惜しまないのであるが、ロータリーという名稱をこれらのクラブに付けたり、或はこれ等のクラブをR I に加盟させたり、又は、大會その他その運営に参加させることを欲しないのである。(理23—24)

婦人の補助團體

R I 理事会(1918—19)は、「ロータリー」又は「ロータリアン」という文字を使用する婦人補助團體を有するクラブがあるという情報に對し、このような組織をつくるに當つて「ロータリー」又は「ロータリアン」の文字を用いることを好ましくないとすると共に、ロータリー・クラブはこのような團體が「ロータリー」という名稱或は「ロータリアン」という文字を使用することを阻止すべきことに決定したのである。

1934—35年度及び1946—47年度R I 理事会は次のよう

な決定をしている。

理事会は1918—19年度に採擇した決定をこゝにくりかえし、役員及び加盟クラブに對し、ロータリーという名稱を付けている婦人團體にはそれを中止させると共に、現在結成中の婦人團體にはロータリーなる文字を入れた名稱を採用しないように努力することを要する。ロータリー會員の婦人の家族を以てクラブを結成することが望ましいか否かについては理事会は何等の決定も行わないが、もしこれ等の婦人團體がロータリーという名稱を使用しないならば、關係者全部の最大の利益となるであろうことを信ずるものである。(理34—35 46—47)

理事会はロータリーの婦人補助クラブは合法的に承認されたものではないということに意見が一致した。(理49—50)

理事会は、世界の各地にある婦人團體が、その名稱にロータリーという文字を使用している場合にも、或いはない場合にもロータリーに關係があるような印象を與えている事實を考慮に入れている。これまでロータリー會員の婦人家族がロータリー・クラブ及びロータリー會員の社會奉仕及びその他の奉仕活動に於て、個人的にも又團體としても、大いに協力されたことについて、理事会は大いに感謝し且つ賞讃すると共に、今後とも引續き協力を希望するのであるが、R I の定款にはロータリー・クラブは男子の實業家及び専門家を以て構成するとあり、ロータリー・クラブの補助たる婦人クラブ或はロータリー會員家族を以て結成する同種のクラブに關しては、何等の規定もないという事實にも注意して戴きたい。從つて理事会は、このような婦人團體に對して公式の承認を與えようとするR I 役員。加盟クラブ等はR I 定款の規定の枠内で行動していないこと、及びかかる承認はこれを中止すべきであることを勸告するものである。(理50—51 51, —52)

青少年クラブ及び同種の團體による名稱徽章の使用

多くのロータリー・クラブが青少年クラブに關心を持つており、中には直接ロータリー・クラブの後援しているものもあること、又、このようなクラブの名稱には後援クラブとの關係を示すために「ロータリー」或は「ロータリアン」の文字が入っている場合もあること、更に又、これらのクラブの中にはロータリーと關係のあることを示すような徽章や標章を使用したがつているものもあるということを理事会は識つている。ロータリーの模範に負けまいと努力するグループに對して、ロータリー會員たるものはすべて同情あふれる援助と激勵を與えるべきである。しかしながら、この種の團體の目的が如何に立派なものであつても、R I はこれらの團體がロータリーの名稱と徽章を使用することを許すわけにはいかない。ロータリーの名稱と標章はロータリー會員が自分達のためにのみ使用するものであるからである。といつて理事会はロータリー・クラブの模範に負けまいように努

力しているこの種の團體を落膽せしめようというつもりではないのであつて、ロータリーの用語や標章を侵害す恐れのない適当な名稱や標章を考え出すべきであると警告しているのである。(理39—40)

ロータリーは個々のロータリー・クラブが正當な青少年活動を活潑に支持し、且つ引續き援助することを求めるものである。

しかしながら、ロータリーは、如何なる青少年グループをも R I の正當な下部組織とは認めないし、「ロータリー」或は「ロータリアン」という文字の使用も又ロータリーの徽章或は、これに極似の徽章の使用をも認めない。(理49—50)

ロータリーの標語

1950年のデトロイト大會に於て次の如き決議が採擇されている。

「無我の奉仕」“Service Above Self” とか「最上の奉仕は最大の利益」“He Profits Most Who Serves Best” という言葉は、40年の間ロータリーの根本的な理想を効果的に表現しているモットーとして R I に依つて廣く又常に用いられて來た。

その結果、これらの言葉はロータリーの原理と目的の一部として公衆及びロータリアンの心にはつきりと印象づけられて來た。

ロータリーはその職業奉仕活動に於て、奉仕は利益—それが物質的報酬であろうと又、精神及び感情の健全と満足であろうと—の基本であるという根本的な眞理を教えて來た。

これらの言葉は40年間も使われて來たため事實上モットーとなつてはいるが、R I は正式にこれらをモットーとして採用したわけではない。従つて、

第41回 R I 大會は「無我の奉仕」及び「最上の奉仕は最大の利益」の二つの言葉をロータリーの刊行物その他に於て使用出来るロータリーのモットーとして指定することを決議する」(デトロイト大會決議50—51、及び、アトランティック・シティー大會の立法51—9による訂正)

1950年のデトロイト大會は更に別の決議(50—14)に於て、ラテン語を以てロータリーのモットーを創作する案が採擇され、最もよい案を51年のアトランティック・シティー大會に提出することになつた。(決議50—14の全文については1950年大會議事録136頁を参照)

或るラテン語の文句をロータリーの唯一の公式のモットーとするため提出された決議案(51—15)は、1951年アトランティック・シティー大會に於て、更に研究を重ねるため撤回されることになつた。

1952—53年度 R I 理事會は、1951大會の決定に従い、更に研究を重ねた結果、ラテン語でロータリーのモットーをつくることに關してはこれ以上の措置を講じないことに決定した。(この項終り)

枯 林 碧

—ロータリー—

この吟行は去年冬に行われたもの、六菖十菊の嫌いはあるが、そのまゝ忘れ去るに忍びず、思出を反芻して同好の人と共に楽しみたき心から書き綴る。

12月13日京橋ヤナセ・ストアに集る。風なくおだやかな日、大場白木郎先生を繞つて井上(茂子)漆山(ふみ子)古澤(貞子)今村(野風)斯波(好白)長瀬(富郎)目黒(四郎)の臺の自動車に分乗して朝の東京市中を轟進す。池袋から秩父街道に入る。道砥の如きし砂塵あり。

街道の行く手に山の限りけり	茂子
冬ぬくし行く手に雲の片々と	〃
車中談笑切山椒など食べもして	〃
雪の富士見ゆると聞きてふりかへる	〃

此日の茂子の奮闘はすさまじく、言々句をなす。切山椒の外チョコレート、草加煎餅その他も頬張りながら。

やがて大根に名ある練馬を過ぐ、今は賑やかに民家が接庇し、練馬大根の眞白きを見るに難し、同行の婦人達も比較品評の敵手なきに張合抜けたるか。

「大根」は此日の兼題にもありたり、血眼となつて好適の大根物色。

大根の斜に飛び抜け輝ける	茂子
大根干す薪の如くに立てかけて	〃
干物は高く大根は低くあり	〃
大根の葉の薊かすかなる掌	貞子
大根背負い莖コキコキと鳴らし行く	〃
用水を大根洗い濁しけり	野風
生垣も庭先も縁も干大根	好白
土蹴つて跳り上りし大根かな	〃
赤禿頬冠交り大根引く	〃
冬晴や遠き畑に鋤ひかり	富郎
耕しの遠くに見えて冬晴るゝ	〃
懸大根秩父の山々むらさきに	〃
軒なみの懸大根に富士近く	四郎
手ごたえも見ごたえもして大根掘る	〃
川上に大根洗へる葉の流れ	〃
大根も太り富士もよく晴れて	五郎

必しも机上、想像句でなし「薪の如く立てかけて」「斜に飛び抜け輝ける」など運轉臺のバックミラーに

MANUAL OF PROCEDURE

手續要覽 (第5回) RI Pamphlet No. 35

前RI理事 手島知健 譯

譯者の言葉：この翻譯の中に頁数を参照したのは凡てMANUAL OF PROCEDURE (1954年版)の頁数であります。この書物は全體として、重複を避けるため、各所に参照する記事が散在している中で、必ずしも掲題の一章だけでその問題が完了していない場合があります。例えば第4回掲載の名稱及び徽章 (Name and Emblem) の章にはロータリー徽章の細かい仕様書が載っていませんが、これは大會決議 (29-12) の第1條として 103-105 頁を参照することになっています。この Legislation at Convention——大會に於ける立法——の章は何れある時期に譯載されることとなりますが、御参考までに爰に説明を加えておきます、尙原書との對照の便宜のために今回より標題及び中見出しは英語で書いて邦譯を次に記入することにしました。例えば Active Membership in Only One Club——正會員は只一つのクラブに於てのみ——という具合にします。

Membership in Rotary Clubs—會員資格

標準クラブ定款第3條には會員の種類は、正會員、名譽會員、バスト・サービス會員及びシニア・アクティヴ會員の4種類とする旨規定されている。

會員資格及びその繼續、會員銓衡委員會の任務、會員銓衡の方法等についてはクラブ定款及び細則にその規定が見られるであろう。

理事會は幹事に對し、各クラブがRI定款及び標準クラブ定款に示されている會員資格及び職業分類の必要條件を充していない人を入會させることについて、屢々警告を發するよう要請している。

Active Membership in Only One Club

正會員は只一つのクラブに於てのみ

如何なる者も2以上のクラブに於て同時に正會員となることはできない。(RI定款第4條第3項)

Membership Individual-Not Firm

會員資格は個人のもので會社のものではない

ロータリーの會員資格は飽くまで個人々々のものと考えられるべきであつて、個々の會員が代表している共同企業體 (Partnership) 又は會社 (Corporation) のものではない。(ダラス大會決議、29-12、第3條第1項)

Business Must Be Within Territorial Limits

會員の事業はクラブの地域内で行われなければならない

クラブの正會員はクラブに於て分類を受けているそれぞれの商業又は専門的職業に、クラブの地域内に於て現に自ら従事していなければならない。(クラブ定款第3條第2項)

會員たりうる者は、クラブの地域内に於て商業又は専

門的職業に、現に、自ら、従事していなければならないという條件に合致する責任があることをRI及び地區ガヴァナーは常に強調しなければならない。(理52-53)

正會員の住居が郊外住宅地であり而もそれが他クラブに屬する地域にあつても差支えない。但し、必ず自分のクラブの地域内に於て商業又は専門的職業に、現に、自ら、従事していなければならない。

Dual Membership

他のサービス・クラブに入會することについて

ロータリー會員は他のサービス・クラブに入會してその關心と精力を分つことを遠慮すべきである。(ダラス大會決議29-12、第3條第4項)

Diplomatic and Consular Representatives

外交官及び領事官

外國政府使臣の仕事が比較的重要な地方に於ては、外交官及び領事官等を名譽會員として入會せしめることによつてクラブ内にその業務を十分に代表させるのがよい。(理42-43)

Commanders of Vessels 船長

大西又は太平洋兩洋に面する港灣都市のクラブに於ては船上に於けるロータリー會員の會合を奨励したり或はその他の點でロータリーに關心を示す大型航洋船舶の船長を名譽會員に推することが薦められる。(理36-37)

Skilled Craftsmen 名工

標準クラブ定款の枠内に於て、そこに規定された條件に合致する技術のすぐれた名工をロータリー・クラブに入會させる規定は出來ているのである。従つて、その技

術以外の點に於て入會の資格を十分有する名工をクラブに入會させるために、この規定を修正する必要はない。(理45-46)

"Transferred Members" 移動會員

RI理事會は、或る地區の大會で次の如き場合を認めるように規定を變更することを考慮すべく求められたことがある。即ち、熱帯地方に於ける雇傭の特殊な事情を考え、一つの都市から他の都市に移動する會員は、移動先の土地のクラブに移動した職業分類の下に、既に會費を拂つた年度の殘餘期間だけ「移動會員」として入會を認めて欲しいというのである。これに對して理事會は次のような措置をとつた。

或るクラブの會員が、そのクラブ所在都市から他に移動する場合、その會員は移動先の都市のクラブに入會し得る場合もある。(但し入會金を徴集されるかどうかはそのクラブの決定による。)又、或る場合には、(a) 彼が去らんとするクラブが會費を拂つた年度の殘餘の期間に相當する分だけ支拂つた會費を拂戻すこともあり、又、(b) そのクラブが彼が會費を支拂つた年度が終る迄彼の會員資格の喪失を發表するのを差控えることもあろう。勿論この期間、彼はヴィジターとして他のロータリー・クラブを訪問することができるのである。

理事會の意見としては、一つの都市から他の都市に移動する會員が、たゞ移轉したという事實だけによつて、移動先の都市のクラブの會員たり得るといふ所謂「移動會員」といふ會員資格を確立することは、各クラブの會員銓衡に關する自主性を冒すものであり、又職業分類による會員資格の原則に反して、職業分類が二重になる結果を來す場合が多い。従つて理事會としては、ロータリー・クラブにかかる種類の會員の設定を起案しないこととした。(理38-39)

Clubs Composed of "Nationals"

クラブは「自國民」を以て構成する

或る國のロータリー・クラブはその國の國民を以て構成されねばならないという一般原則に變更を加えるべき特殊な場合もあるかも知れない。しかし、一般原則としてはこの規定を再確認する。(理28-29)

Membership for Men of Various Nationalities 他系統の民族からの會員

理事會は、他系統の民族グループ (外國で生れた者及びその子孫) が存在する都市のクラブは、その都市内の種々の民族を同化する手段として、これらのグループからロータリアンたる資格を十分に備えている人々を入會させるよう考慮を拂う方がよいとの示唆をしている。こ

の目的とする處は、彼等をクラブに代表されている他の民族の人々とより親しくさせ、彼等のグループの他の人々に對しても有益な影響を與えるように激勵して、彼等がその仲間内の交際に限られないで、彼等の住む國の全體を構成する上に不可欠な分子となるようにすべきである。

このことを行うための手段はロータリー・クラブの會員資格に關する規定の中に既に含まれているから、特別な規定を設ける必要はない。只都市内に住む他系統の民族から會員を求めることが望ましいという點にクラブの注意を向けたいというのが理事會の考である。(理44-45)

Honorary Membership 名譽會員

各クラブは名譽會員の資格をロータリーの理想推進に著しい功績のあつた者だけに限り、これを濫用しないようにすべきである。名譽會員の地位はロータリー・クラブが與え得る最高の榮譽であり、従つて特別な場合にのみ與えられるのでなければならない。もし名譽會員を好きにどんどんつくるようなことがあつたら、ロータリーの會員銓衡の規定を如何に完全に守ろうとしても意味のないことにならう。(理52-53)

ロータリー財團獎學生を獎學生たるの故を以て名譽會員に推薦せんとすることは甚だ望ましくない。(理52-53)

Active and Honorary in Same Club

同一のクラブで同時に正會員及び名譽會員になること

同一のクラブで同時に正會員と名譽會員を兼ねることは、他の正會員や名譽會員の權利、特權、責任を決定するに當つてクラブ内に常に混亂を引起す基になる。しかし、クラブ標準定款、又はRI細則のいずれにも、同一のクラブで同時に正會員と名譽會員を兼ねてはならないという規定はない。けれども、その規則の意圖する處はこのような二重會員となつてはならないことを明らかに示しているように思われるのである。(理38-39)

Outpost Membership 前哨會員

1936年度大會はRI理事會に對し前哨會員 (ロータリー・クラブの非居住會員の非公式の名稱) の色々な形について實驗を行うことに決定した。

1936年から43年迄の間、理事會は多數のクラブに對し理事會の制定した規定の下でこの制度を實驗することを命じた。

1943年、理事會はこの制度の實驗の効果を調査し、その結果に鑑みて、この實驗からはこれを續けるか若くはこの制度をクラブの正規の會員の種類の一つにするのに値するだけの十分な具體的な好結果は出なかつたとい

ことに意見が一致した。従つて理事會は

(a) 1943年1月15日を以てロータリーの前哨會員制度に関する實驗を中止し、

(b) 前哨會員を入會させるべくクラブに付與した権限をすべて廢棄し、

(c) 既に前哨會員を入會せしめたクラブに対しては彼等をそのまま残すことを許可し、

(d) 既に前哨會員を有するクラブに対しては、彼等を空員になつてゐる適切な職業分類の下で正會員にするよう勸誘させ、最後にはこの前哨會員を全くなくしてしまふようにしたのである。(理42—43)

1944年大會は1836年大會の決定を廢棄する次の如き決議を採擇した。

「第35回R I大會は、1936年アトランティック・シティ一大會によつて採擇された決議36—13Aをこゝに廢棄することを決議する。」(シカゴ大會決議44—8)

Senior Active Membership

シニア・アクティブ會員

理事會(1954—55)は、R I細則及び標準クラブ定款のシニア・アクティブ會員の制度を効果的ならしめるために各クラブの參考資料となるよう、次の如き説明を採擇した。

1. シニア・アクティブ會員に関するR I細則及び標準クラブ定款の規定は、標準クラブ定款を採用しているクラブにとつては守らなければならないものであるが、標準クラブ定款の下に運営していないクラブは必ずしもこれを守る必要はない。尤も、この規定が同様に採用されることを期待する。

2. 職業分類による正會員がシニア・アクティブ會員になる場合は、その第2正會員が自動的に正會員になるものとは限らない。のみならず、彼がクラブの同意によつて直ちに正會員とされた場合には、第2正會員の資格は消滅することは勿論である。

3. 第2正會員が正會員となつた場合には(彼の本來の正會員がシニア・アクティブ會員になつたために)、彼は、自己の第2正會員として自分の會社から別の人を紹介する権利を持つてゐる。

4. 第2正會員がシニア・アクティブ會員になることも出来るが、その場合には彼の本來の正會員はそのまま職業分類による正會員であり、従つて自己の會社から別に第2正會員を紹介することが出来る。

5. シニア・アクティブ會員の條件としての所謂「15年以上」或は「5年以上」という期間は必ずしも連続している必要はない。

6. シニア・アクティブ會員がその事業又は専門的職業から引退しても、そのシニア・アクティブ會員としての

資格に何等影響することはない。(理54—55)

7. シニア・アクティブ會員となるのに必要な資格を備えた正會員が自ら欲してシニア・アクティブ會員になりその後事業を變更して既に他の正會員がクラブに代表している職業に就いた場合、彼は技術的にはそのクラブに於てシニア・アクティブ會員として會員の地位を保持することができるのである。

8. シニア・アクティブ會員に選舉せられるためには、ロータリー・クラブの元會員は、クラブを辭した時に執行されてゐたR I細則及びクラブ標準定款の規定に従つて、シニア・アクティブ會員であつたか又はその資格を已に持つていたかしなければならない。

9. 自己の意思表示により、シニア・アクティブ會員となりたるものは、その選擇權を使用したクラブでは、住居の異動に拘らず、そのシニア・アクティブ會員たる資格を引續き保持できる。但し、出席その他の會員としての義務を果さなければならない。(理54—55)

シニア・アクティブ會員の制度を利用することに關連したクラブ活動を奨励するため、地區ガヴァナーは次の諸事項を行うべきである。

(1) 國際協議會(International Assembly)に於て得たシニア・アクティブ會員の問題に關する知識の摘要を地區ガヴァナー月報(Monthly Letters)に公表する。

(2) この問題を地區協議會(District Assembly)に提唱して、シニア・アクティブ會員に關する定款の規定をなお一層よく利用することによつて得らるべき利益について説明する。

(3) 正會員がバスト・サーヴィス及びシニア・アクティブ會員になつたために、空員となつた職業分類を充すことによつて、地區内のクラブが如何にその會員を増加することが出来たかについての情勢を、年間を通じて地區ガヴァナーの月報に發表する。

(4) 地區ガヴァナーの公式訪問に際してクラブ協議會(Club Assembly)にこの問題を提唱する。(理50—51)

Classification on Badge of Senior Active or Past Service Member

シニア・アクティブ及びバスト・サーヴィス會員のバッヂと職業分類

シニア・アクティブ及びバスト・サーヴィス兩會員のバッヂには、「シニア・アクティブ」又は「バスト・サーヴィス」の文字の下に、括弧で圍んだ「前職業分類——」という欄を設け、その會員がシニア・アクティブ又はバスト・サーヴィス會員になる直前まで、保持してゐた職業分類を書きこむようにし、更にこの職業分類をクラブ會員名簿やその他氏名・職業分類を必要とする

クラブ記録類に書き入れておくよう、理事會では示唆を與えている。(理45—46)

Senior Active Membership of Past Officers in Britain and Ireland

英本國及びアイルランドに於ける前役員とシニア・アクティブ會員

理事會は、R I B Iの中央會議員會がシニア・アクティブ會員に關するR I細則第3條第5項の規定の言葉づかいに對して下した解釋——即ち、「……現にR Iの役員であるか或は嘗て役員であつたロータリー・クラブの正會員は、本人の希望により、そのクラブのシニア・アクティブ會員となることが出来る」という條項は、英本國及びアイルランド地方に關し、R I B I中央會議員會の選舉による役員及び英本國及びアイルランドのR I代表であつて1938年7月以降辭任した者を意味する——に同意する。(理41—42)

Senior Active and Past Service Membership in Re-Established Clubs

再建されたクラブに於けるシニア・アクティブ及びバスト・サーヴィス會員

理事會はシニア・アクティブ及びバスト・サーヴィス兩會員の資格に關する定款の規定を變更する力を有しないことを認めるが、戦争のためR Iへの加盟が取消されたクラブの有する困難のための緊急の措置として、これらのクラブが再建された場合、もし希望があれば、そのクラブがR Iに加盟していなかつた期間をもバスト・サーヴィス及びシニア・アクティブ兩會員の資格を定める際に加算して考慮してもよい。

Minimum Number of Members

會員數の最小限

理事會は以下の如き方針を確立している。

ロータリー年度の最初の月に於てもしロータリー・クラブが會員數15名以下と報告した場合には、地區ガヴァナーは同クラブと連絡して會員數減少の理由を訊し、再興について如何なる手段が講ぜられてゐるかをたしかめるべきである。

地區ガヴァナーは、その調査の結果をR I會長に報告し、會員數の問題の解決に對して、如何なる援助をクラブに與えたかを示さなければならない。(理53—54)

ロータリー・クラブを結成するのに必要な正會員數の最小限は1949年1月の理事會の決定により15名から20名に増加された。

Extension Within the Club

クラブの部内的擴張

R I幹事及び役員はクラブの部内的擴張の重要性に力點を置くように要請されているが、特に次の諸點が強調されている。

(1) 會員鈴木及び職業分類兩委員會のメンバーは1度に全部を替へることのない方が望ましい。

(2) クラブ所在都市内の有益にして且つクラブに代表を送るにふさわしい事業の調査を屢々行い、これと關連して永久的且つ最新の職業分類に依る會員一覽表(Record of Filled and Unfilled Classifications)を保持できるようにする。

(3) 空員の職業分類は(Unfilled Classification)1度に多數でなく、數個ずつクラブに發表するようにする。(理39—40)

Additional Active Members 第2正會員

第2正會員に關する規定はロータリーのあらゆる分野を通じて強調されなければならない。各クラブはこの規定を利用して、より多くの人々をロータリーに引き入れロータリーの特權を享受せしめると共に會員數の増加につとめるべきである。各クラブは又、第2正會員の資格は正會員のそれと全く同一であること、及びかかる資格を有する者のみが正會員にせよ第2正會員にせよ、ロータリーに入會を考慮されるのであるということを記憶しなければならない。(理52—53)

Inviting Prospective Member to Club Meetings 入會豫定者のクラブ例會への招待

クラブが入會豫定者を、入會申込カードに署名する前に、數回のクラブ例會に招待する習慣を採用することに對して理事會は賛意を表している。(理49—50)

Induction of New Members 新會員の入會式

(a) 幹事は引續き各クラブに對し、新會員のクラブ入會式を、それぞれ獨特の威嚴あるやり方を考案して行うよう示唆を與えるべきであると指示されている。

(b) 基準となる統一的な入會式が準備され又は各クラブに示唆されることはない。

(c) 幹事は引續き各クラブが新會員を直ちに一つ又はそれ以上の委員に任命して、その委員長が彼を同化させる指導の責任を持つという方法を地區ガヴァナーに示唆すべきである。

(d) 幹事は、地區ガヴァナーが更にロータリー教育を盛んにすることの必要を強調し、この問題に關連して利用し得る資料が本部事務局から入手出来ることを、各クラブに注意するよう示唆すべきである。

(e) 地區ガヴァナーは、地區内から1クラブを選ん

で地區協議會に際して10分間、クラブ例會に於ける新會員の威厳ある入會式を實演させるようにすべきである。

(f) 幹事は、もしガヴァナーから依頼があつた場合には、指針として1・2の入會式のやり方を送付しなければならない。(理44—45)

First Name Custom 名前を呼び合う習慣

ロータリー會員が仲間の會員に姓ではなく、名前(first name)で呼びかけるのは單なる習慣である。クラブがこの習慣を採用するかどうかは自由である。或る場合にはこの習慣がそのクラブの存在する國の人々の一般の習慣と一致しないこともあり得る。

1931—32年度理事會はR Iの公式刊行物にはニック・ネームを使わないことに同意した。

Women Not Eligible to Membership

婦人は會員資格がない

R I定款(第4條第3項)は、「ロータリー・クラブは次に規定する資格を備えた男子を會員とし……」及び「品性高潔、その事業上又は職業上令名ある成年男子であつて……」とはつきり述べている。

R I細則(第3條第3項)は、「ロータリーの理想推進に著しく貢献した成年男子は……ロータリークラブの名譽會員に選ばれることができる」と規定している。

Providing Membership for Young Men

若人に対する會員制度を作ること

各クラブはあらゆる努力を傾けて若い者を會員としてゆくべきである。特に第2正會員の規定を利用し又、正會員がシニア・アクティヴ會員になつたために空員とな

つた職業分類を若い人で補充するのが望ましい。激しい戦争に加わつた國家の青年達の大部分は、普通社會生活の常道から引抜かれて戦列に加わつてゐることであり、「青年實業家」なる職業分類を創設して青年會員をつくる時機ではないように思われる。(理42—43)

地區ガヴァナーは、より若い人々をロータリー・クラブに引入れるための手段として第2正會員及びシニア・アクティヴ會員の規定を更に多く利用するよう各クラブに強調することを要請される。(理49—50; 50—51)

大都會の中の判然たる商工業の中心に更に別のロータリー・クラブを結成することは、ロータリー・クラブにより若い人々を確保する一方法として強調されるべきことである。(理49—50)

Involuntary Past Rotarians

不本意ながら前ロータリアンになつてゐる人々

定款にも細則にもかくの如き事態に對する規定がないのであるから、不本意ながら前ロータリアンとなつた人々の團體を、R Iと何等かの關係のある團體として認めることは理事會として明らかに不可能なことである。特に、實際にも存在せず、又R I定款及び細則がそのように變更せられるまでは、存在する筈もないR Iとの關係を示すような名稱の使用をある團體に許すこと、或はこれを獎勵することは、理事會として不可能なことである。(理24—25; 49—50)

Status of Rotarians Following Involuntary Dissolution of Clubs

不本意ながらクラブが解散した後の會員の地位

理事會は、不本意ながら解散したロータリー・クラブ

の會員のその後の地位に關し、次の如き措置を講じている。自國から避難して來たロータリー會員は新たに事業或は専門的職業に従事しようとする都市のロータリー・クラブの會員に選ばれることができるし、又選ばれた例が屢々ある。尤もそれは定款に從つてクラブ自身が決定することである。

ロータリアンである處から生ずる深い親睦と奉仕の機會を楽しむためにロータリーは會合するのであるが、そのクラブ所在都市の生活に同化することが出来るのでなければロータリーに入つても無益である。理事會はこの質問をされることになつた動機を理解すると共にこれに對し深い同情を感じるものであり、自分の落度でもないのに眞に不本意ながら一時的にロータリーの親睦を奪われた人々の心の中に、ロータリーは依然として残つてゐると考へるのであるが、自分の良く知つてゐる都市以外の都市のクラブで形式的に會員の地位を與えられることによつて、失つたロータリーの親睦を償われるべきであるとも考へない。のみならず理事會は、彼等のロータリーとの正常な關係が復活した場合に前ロータリアンにとつて面倒な事態が生じた實例を知つてゐるのである。(理39—40)

Students as Rotary Club Guests

クラブ例會へ學生の招待

各クラブは大學その他の學校の學生に關心を持つことを勧め、彼等がロータリーの理想や原理をよく知つてゐるかどうかを確かめるべきである。理事會は、各クラブが、その晝食會に學生を來賓として招く計画に同感であり、クラブがこのような來賓を招くことを獎勵したいのであるが、學生は、學生としてはロータリー・クラブの

會員にはなり得ないのである。ロータリー・クラブは定款細則に明示された種類の會員しか持たないからである。(理26—27)

Membership Card 會員カード

1910年、R Iの結成大會に於てロータリー會員に對して會員カードを發行する準備を行う權限が理事會に與えられた。

理事會(12—13)は同一形式の會員カードを採用し、これを全クラブが使用することを薦めた。このカードが會員カードとして知られてゐるものである。

ロータリアンが個人的に知られてゐないクラブを訪問する際には必ずこの會員カードを提示して自己紹介しなければならないことになつてゐる。(ダラス大會決議29—12)

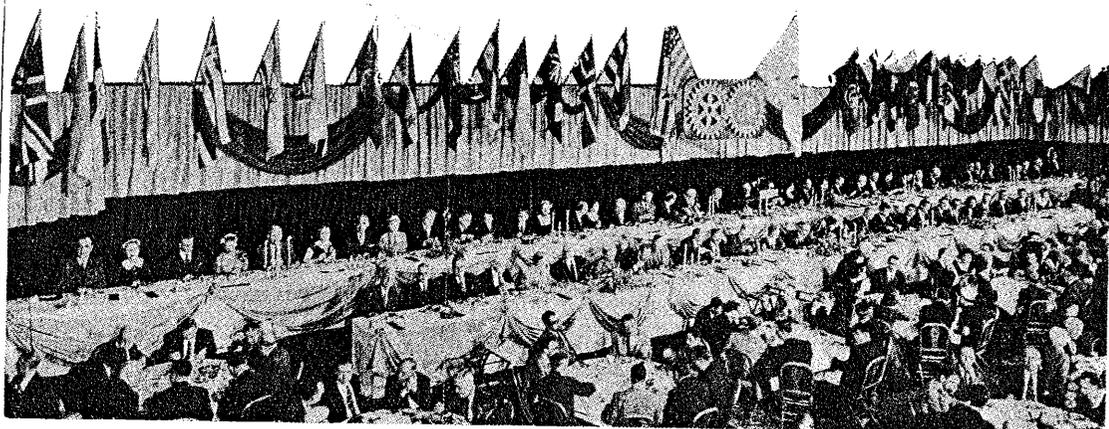
Credentials, etc. for Non Rotarian

ロータリー會員でない者に対する證明書その他の發行

R Iのためにロータリーの用事で旅行する者を除いてその他の者に、證明書、身分證明書、或は紹介狀を發行することはR Iの方針に合わないものである。R Iはこの方針を守つて、留學生、旅行するロータリー會員の子弟に紹介狀を發行して、個々のロータリー會員やクラブの役員に對し身分證明或は紹介の役に當てることはしない。(理37—38)

ロータリー・クラブは原則として自己のクラブの會員以外の者に對して證明書、身分證明書或は紹介狀を發行すべきではないと理事會は信じてゐる。ロータリー會員はすべてそのクラブに屬するが故にその會員カードを所持してゐるべきものである。(理41—42) (この項終り)

2月23日・シカゴで行われたロータリー



50周年記念日祝賀の瞥見

HAPPY BIRTHDAY PARTY

The ROTARIAN-May 1955

祝賀會と云えば目のさめる様な裝飾や、祝いに集う人々のキラビヤカな群がまず通例であるが、R I理事會が計畫したパーティは世界8,536のロータリークラブが2月23日頃に行つた多くの祝賀と少々趣を異にしてゐた。

ロータリー誕生の地シカゴでは約900人がシャーマンホテルの大舞踏室で食卓に就いてゐた。こゝは丁度50年前ポールハリスが最初のクラブを創設した舊ユニティビルディングから2ブロックはなれた所で、2列に配置されたメーンテーブルには知名の來賓が坐した。合衆國郵政長官アーサーE・サンマーフィールドをはじめとして外交官連、ノーベル賞受賞物理學者アーサーH・コムト

ン、過去現在のR Iの役員等がずらりと此處に坐した。

プログラムも一風變つていて、全てのロータリーに於てシーニヤ會員たるの榮を擔い、又クラブの歌の創始者ハリーL・ラッグルズが音頭をとつて全員で「ハッピー・バースディ・トゥ・ロータリー」を歌つた。テラー會長が儀式的司會を行い、7ヵ國の代表者がロータリー記念の爲に發行した切手のデザインを紹介した。今日では23もの國が記念切手の發行を行つたが、政府事業でない催しにかくも多くの國が記念切手を發行した前例はないと云う。次にロータリーは來年度の爲に109のロータリー奨學資金授與を承認した。

MANUAL OF PROCEDURE

手続要覽 (第6回) RI Pamphlet No. 35

バストRI理事 手島知健 譯

譯者の言葉: この翻譯は、すべての他のロータリー文献の翻譯同様、原文の理解を容易ならしめるための企てであつて、一字一句が必ずしも原文に一致しない場合もあります。讀者は必ず原書“Manual of Procedure”—1954年版—を對照されることを希望します。疑問や示唆を寄せられ、このマニュアル翻譯の大事業に特に建設的な協力を給わらんことを希う。

Extension of Rotary ロータリーの擴張

RI 理事會は世界各地に於けるロータリーの擴張に必要な事項をすべて遂行する義務を負っている。

RI に於て地域乃至世界的な擴張委員會を設けることは、1953年7月を以て中止された。従つて理事會ではロータリー擴張の直接の責任は地區ガヴァナーに在ると考えている。尤も、地區ガヴァナーの要請に基づいてRI 會長が援助を興えるのは當然のことである。

(理53-54)

各地區ガヴァナーは、RI 理事會の全般的監督の下に自己の地區内に於ける新クラブの結成を監督する特別な任務を託されている。

District Extension Committees 擴張地區委員會

もし地區ガヴァナーが有益と考えた場合には、自己のロータリー擴張の仕事を手傳わせるために、擴張地區委員會を任命してもよい。しかしその場合には、地區ガヴァナーは、擴張地區委員會が中斷されることがない方が望ましいという點に注意を拂うべきである。(理50-51)

Statement of Policy for Organizing a Club 新クラブ結成の方針

1927-28年度RI 理事會はロータリー・クラブの結成に當つての方針を決定しこれを明示した。1935-36年に於て理事會は幹事に對し、この方針を改訂し理事會の決定する政策に反せざる限り將來に於てもこれに變更を加える権限を興えた。理事會及び幹事の改訂した方針は次の如きものである。

General Policy 一般方針

ロータリー・クラブは、ロータリーの計画を推進し且つその綱領を達成するための仲介者である。従つてロータリーが最も大きな力を揮うことが出来るためには、ロータリー・クラブが結成されれば必ず成功すると思われ、世界中何處にでも又何時でも、新しいロータリー・クラブを進んで結成して行くべきである。

Territory of a Club クラブの地域

クラブは或る一定の“locality”「場所」に結成され存在しなくてはならない。RI は、社會への奉仕に活潑に従事しており且つその事業所が相互に近接して、ロータリー・クラブとしての機能を發揮できるような充分な数の實業家及び専門家が存在する適當な廣さの地域を、このような場所と認めるであろう。このような場所にクラブを結成するに當つては、RI に於てクラブの地域の限界を定めてこれを定款に記載し、その後は、RI とクラブ双方の同意がなければ變更出来ないようにするのである。クラブは、RI の同意を以て新たに別のクラブを結成するためにその地域を割讓することが出来る。

註(1) この“locality”「場所」という言葉には、市、町、自治町村、村等の種々の名稱と呼ばれているものがすべて含まれている。又、大都市の各部分、或は二つ以上の小さい町村の隣接したものも含まれている。米國に於ては“community”(社會、都市町村)という言葉がクラブの地域を示す場合に使用されるがその場合はlocality と同意義である。しかし、locality という言葉には、地理的な領域と位置とを示す意味があるが、community には共通の利害を有する人々のグループという意味もある。これらの用語は、他の似寄りの用語と同じく、屢々相互に置換えて用いられることがある。

Prospective Localities for Clubs

將來クラブを結成するの有望な場所

未だクラブが結成されておらないところで、價値あり且つ一般に認められた事業の經營主、共同經營者、會社役員又は支配人であつて品性高潔な男子が多數あつて、ロータリーの職業分類の原則の下に少くとも20人の會員を以て立派なロータリー・クラブを永く維持し得る可能性を確保するために、最小限40の職業分類を有する場所は、(住民數の多少に拘らず)すべてクラブの結成に有望な處であると考えてよいであろう。

ある都市が、クラブをうまく維持して行くことが出来るうだと考えられる場合、早くクラブを結成すればする

程、クラブのためにも又その場所のためにもよいのである。その場所がロータリーを欲しているという氣持を外に示すまで待つというはよくない。ある場所にロータリーを欲する氣持をつくり出すのがロータリアンの義務である。ロータリアンは、興える爲めにロータリーを擴張するのであつて、それによつて自分が得ると云うのではない。ロータリーをつくらぬように控えるよりは、つくつてみてうまくゆくかどうか試みる方がよいのである。

しかしながら、或る孤立した場所にクラブを結成せんとする時には、その場所の人々からはつきりとロータリーの欲求が示されるまで試みない方がよいであろう。

二つ又はそれ以上の極めて近接した都市を含む地域に假クラブ(provisional club)が結成され、RI に加盟を申込んだ場合には、RI の規定に合致している限り加盟は承認されるが、かくの如き申請は個々の場合によつて考慮されることになっている。

Surveys 調査

地區ガヴァナーは、その地にクラブを結成すればうまく行くかどうか、又その土地のためになるかどうかを決定するために、人口千人以上であつて未だクラブを有しない都市の調査を行い且つその結果を記録しておくべきである。(國によつては小都市の經濟的性格を考慮してこの人口數を更に多くしてもよい。)

米國、カナダ及びバーミユダ(USCB)に於けるロータリーの存在しない都市に對しては、人口數に拘らず、結成の仕事に着手する前にこの種の調査がガヴァナーによつて行われ且つ承認されていなければならない。

新クラブの結成に際してはその以前にガヴァナーがその土地を訪問して、果してクラブを維持出来るかどうかを確かめることが望ましい。その都市の人口が千人以下の時は特にそうである。このような訪問に餘り費用と時間がかかりすぎる場合には、その地方の事情をよく心得ている1、2の信頼出来るロータリアンから勸告や調査、報告等を徴してそれによつてクラブ結成の斡旋に當つてもよしい。

Special Representatives 特別代表

あらゆる機會を利用して新しく立派なクラブを結成しようとするのはガヴァナー全部の義務であり、又この仕事を援助するのはあらゆるクラブ及び總てのロータリアンの義務である。

地區ガヴァナーが自ら新クラブ結成の仕事を指導出来ない場合には、近隣のクラブから充分事情を心得ている會員1名をガヴァナーの「特別代表」に任命して新クラブ結成の任に當らせる。

このガヴァナーの代表は勿論ロータリーの理想に精通してはならない。この理想を説明することがで

き、自己のロータリーへの熱情を他人に伝える力がなくてはならない。又ロータリー・クラブの組織と機能について、實際に役立つ充分な知識を持つことも必要であるし、この仕事をなすのに必要な時間を献げることもできなくてはならない。

特別代表は、クラブの結成に到るまでの細目に就てガヴァナーを代表して事を行う権限を有している時には、(常にとは限らないが)最後の創立總會に代つて出席するようガヴァナーから要請されることもある。しかし、できる限り、加盟承認狀(Charter)はガヴァナーが自ら傳達すべきである。

ガヴァナーは退任に際しては、次期ガヴァナーに對し彼が任命した特別代表のリストを引継ぐべきである。これらの代表は新ガヴァナーが就任後30日以内にその任命を更新しない限り自動的にその任を終るることになっている。

ロータリーの用語に於て、特別代表“special representative”とは、スポンサー・クラブの會員であつて假クラブの結成に當つてガヴァナーの代表になるものを意味する。

Governor's Extension Aide

擴張に関する地區ガヴァナー補助

「擴張に関する地區ガヴァナーの補助」という用語は、クラブ結成の仕事に経験があり、特別代表が援助なくしては任かされた地域のクラブの結成を完成することが出来ないように思われる場合及びガヴァナーが必要な援助を興えることができない場合に、近くの特別代表に援助を興えるようガヴァナーから任命された者を意味する。特殊な場合には、この「補助」だけでクラブを結成した方がよいと思われることもあり得る。

しかし、クラブが結成されつゝある都市の各々に對して、異なつた「補助」を任命せよというのでもないし、又補助が任命されたからといって、ガヴァナーが自己の地區の全部又は一部に於てその擴張に関する責任を移譲してしまうというわけのものでもない。

Sponsor Clubs スポンサー・クラブ

特別代表の屬するクラブが、新しいクラブのスポンサー・クラブとなつて次の如き責任をとるのが普通である。(1)特別代表を助けて新しいクラブの結成を成功に導くよう計画を立てる。(2)新クラブの初期のプログラムを計画する。(3)ロータリー運動の一單位として新クラブが發展して行くよう之を指導する。

Provisional Club 假クラブ

少くとも20名の會員から成り、RI への加盟申込みを正式に決定した處の結成中のクラブは、RI に正式に加盟を許されるまで「假クラブ」と呼ばれる。これがRI に正式に加盟を許された時に於てのみロータリー・クラ

ブとなるのである。従つて假クラブの會員は、正式にR Iに加盟するまではロータリーの徽章を使用することはできない。

Fundamental Characteristics 根本的な特色

假クラブはその結成の時に於て、必ず次のようなロータリーの根本的特色を有していなければならない。

1. 職業分類による會員資格。
2. 出席(少くとも最小限度の)が會員資格の繼續に必要なこと。
3. 親睦を重んじ、之によつて親密且つ永續的な友好関係を樹立すること。
4. クラブの集會を通じ、より廣いより良い實業家を作る——各自の職域及び各自の住む都市に於て、より廣い奉仕をなすことができるように訓練すること
5. 會員は特に高い事業の水準と實行に重點を置いて、各自の職業の改善に對する努力を要請されていること。
6. 効果的な、しかも重複せぬ奉仕を都市、府縣及び國家に對して行う責任のあること。
7. 人類に對する奉仕。
8. 國際間の理解、親善及び平和の増進。

Standard Club 標準クラブ定款

假クラブは標準クラブ定款及びそれに適合する細則を採用しなければならない。

Name of Club クラブの名稱

假クラブは、それぞれ、名稱にその所在地を表わす名を付け、これを定款の中に入れなければならないが、この名稱は豫めR Iの承認を得なければならない。一旦承認を得た上は、R I及びクラブ双方の同意がなければこれを變更することはできない。

Weekly Meetings 毎週の會合

假クラブは標準クラブ定款の規定に従い毎週定期的に會合を開くようにしなければならない。標準クラブ定款にクラブの例會を毎週開くように定めた主な理由の一つは、ロータリーの親睦と友情がもし2週間に1度の例會で十分に進められるものであるなら毎週例會を開けば更に高度の結果が得られる筈だといふにある。1年間に26回仲間のロータリアンと接觸する機会を得るだけでは、年に52回彼等に接する程には彼等を知り、ロータリーを吸収し、R Iの目的を推進すると共に各クラブが關心を有する社會奉仕を進めて行くことはできないであろう。しかも、年に52回例會を開いたとしても會員の時間を不當に費すというものでもないのである。このことは實際の経験によつて既に證明されている。

前述の點が眞實であることを認めて、1922年度大會は、爾後各クラブが採用すべきものときめた標準クラブ定款の中に、各クラブは毎週1回例會を開くよう規定し

た條項を入れることにした。

クラブ結成の仕事或はその監督を委されているR Iの全代表は、もしクラブが毎週1回例會を開くことに同意しない場合はR Iに加盟することはできないのであるということ心得ておくべきである。

Charter Membership 創立會員

35名を最大限とし、少くとも20名の創立會員から成る、満足すべき名簿を提出しなければならない。但し、人口10萬以上の都市に於ては最大限50名迄許される。(1)註(1) 特別の場合には、加盟認可委員會はその自由裁量に於て創立會員が20名以下のクラブの加盟を承認することがある。(理48—49)

R Iに加盟して後もなお發展の餘地を残しておくように、職業分類の全部を創立會員で充ててしまうことは望ましくない。

假クラブの創立會員の内に第2正會員が含まれていても、正會員の数が少くとも20名あれば差支ない。

創立會員はその職業から見て種々異なつた商業、専門職業の人々がいることが望ましい。従つて、周囲の状況は一つの大別職業分類 Major Classification の内から二つ乃至三つを充すことが已むを得ないように思われる場合でも、新しいクラブを組織するに當つては各大別職業分類内の細別職業分類 Minor Classification はなるべく一つだけを充すにとどめておくことが望ましい。

或る職業分類に2人の入會候補者がある場合は、他の條件がすべて對等であれば、クラブの平均年齢を引下げるため、若い方を選ぶべきである。

新クラブのR Iへの加盟を承認するに當りR I理事會は、現存のクラブに於ける違反や又は誤解に基づく何等かの妥協等の有無を顧慮することなく、クラブ内の會員資格に關する規定を厳守しなければならないし、又厳守するであろう。もし地區ガヴァナーやその特別代表がそのように努力しない場合には、創立會員の何名か會員資格の規定に従わないで選ばれているという理由で、クラブの加盟が拒否されたり延引したりするような困つた事態が生ずるであろう。

クラブの加盟申込書の一部としてR I理事會に提出された會員一覽表は、クラブの完全な創立會員名簿と見なされる。加盟に關してR I理事會の決定が下されない間はこの名簿に載つてゐる以外に新しく會員を入會させることはできない。

Fees and Dues 入會金及び會費

米國及びカナダに在るクラブで、少くとも\$20の入會金、\$25の年會費を徴集しないクラブは理事會としてその加盟をみとめない。他の國々に於ては、地區ガヴァナーが、米國及びカナダの新クラブに對して理事會が決定した金額とそれぞれ同等の購買力のある金額を新クラブ

の入會金及び年會費とすべきである。

Charter Fee 加盟金

假クラブからR Iへの加盟申込書には\$100(米國通貨)の加盟金を添えねばならない。

Club Charter 加盟承認狀

クラブがR Iに加盟を認められた時には、R I會長、幹事及び地區ガヴァナーの署名のある加盟承認狀(Charter)が本部事務局から各クラブへ發行される。加盟承認狀は大切に保存しなければならない。なるべく額に入れてクラブの本部か例會場或は幹事の事務所の目につき易い處に掲げておくのがよい。

理事會によつてR Iに加盟を承認された日からクラブはR I内の公式の構成單位クラブとなるのであつて、これは承認狀が傳達された日とは關係がない。

Programs for New Clubs 新クラブのプログラム

地區ガヴァナー、或は他のクラブ結成の任にあたる者は、新クラブの最初の8週間乃至10週間の例會のプログラムを隣接のクラブを通して或はその他の方法によつて、出来るだけ用意してやる責任がある。といつても、それでスポンサー・クラブとして絶えず新クラブの世話をする責任が免ぜられたわけではないが、このことは特に、ロータリーが成立早々の國のクラブに適用されるのである。(新クラブ結成方針の終り)

Additional Clubs in Large Cities

大都市に第二クラブを設ける場合

既にロータリー・クラブのある大都市に更にクラブを結成することに關してR I理事會は次のような決議を採擇した。即ち:

R I定款に、「若し都市、自治區又は市域に於て一つ又はそれ以上の明確な商業上の中心がある場合には、それぞれの中心地に存在するロータリー・クラブ以外にクラブを結成し、R Iに加盟させることができる。但しこの場合には、既存のクラブが新クラブにその地域を割譲し且つそのクラブ結成を承認しなければならない。」という規定があり、更に又、

R I定款には「ロータリー・クラブがその地域内に新たに一つ又はそれ以上のクラブの結成を承認する場合には、既存のクラブは新しいクラブの地域内からその事業業務乃至専門職業活動の範圍が全市域に及ぶ會員を入會させる権利を保持するという条件があり、又この制限は新しく出来る一又は二以上のクラブを拘束する。」という規定があるが、更に又、

R I理事會は、既存の大きなクラブの地域内に含まれていて明確な商業上の中心と見なされる處にクラブを結成することは、ロータリーの利益の爲に極めて良いことであるとの意見を持っているが故に、

ロータリーの友—7月號

R I理事會は、必要以上に廣汎であるか或は不明確な地域を有するクラブは、すべからくその地域の一部を割譲して、ロータリーの會員となる特權をその都市の更に多くの人に享有させるようにすべきである。ことを決議する。更に、

R I幹事はこの決議に對し關係各クラブの注意を喚起すべきである。以上決議する。」(理48—49)

Communities with Other Service Clubs

都市内に他のサーヴィスクラブがある場合

或る都市にロータリー・クラブを結成せんとする試みがうまく行かない場合の主要な原因として、既にその都市にサーヴィス・クラブがあるという事實が挙げられる例がよくある。都市内に既にサーヴィス・クラブが存在するということは、その都市がロータリー・クラブを保持出来ないということを決定する要素とはならない。

(理45—46)

Admission of Clubs Committee

加盟承認委員會

R I理事會はその理事の内2名を、理事會に代つてクラブのR Iへの加盟を承認する委員に任命する。歐洲内に居住する理事1名は、歐洲、北アフリカ及び東地中海地域のクラブ加盟を理事會に代つて擔當し、他の1名の理事は英本國及びアイルランドを除く殘餘の地域を擔當する。しかし、英本國及びアイルランドのクラブの加盟に關してはR I B IがR Iに代つて行うことになつてゐる。

戰爭のために曩にその加盟が解消したクラブをR Iに再加盟させることに關しては、R I理事會は特にR I會長にその任務を委囑している。

Terms of Reference for Admission of Clubs

Committee 加盟承認委員會の權限と任務

本委員會の委員は假クラブから提出されたR I加盟申込を一定の方針及び手續に従つて審査し、承認を與えるか與えないかのいずれかに決定する。

クラブの加盟申込に對し委員が2名共賛成の場合は、幹事はこの決定を理事會の決定として公表し、理事會は次回の會合に於てこれを批准する。

クラブの加盟申込に對し委員の何れかの1名が不賛成の場合は、この決定は公表せず、幹事は問題をR I會長の手に移してその指示を仰ぐ。

委員の内1名がクラブの加盟申込に關し決定を與えることができない場合は、幹事は問題をR I會長の手に移し、その指示を仰ぐ。

假クラブの定款が標準クラブ定款に合致しない場合は

そのR Iへの加盟は本委員会に於て決定せず、R I細則第1條第3項(d)の規定により、理事會の決定に委ねられる。但し、定款の逸脱が或る地域に對する理事會の既定の方針と一致する場合は、本委員がかかる申込を承認することができる。(理54—55)

クラブ結成について高い水準を維持し、徒らにロータリー・クラブの数を増すことより、むしろよりよきロータリアンをつくるという方針を厳格に守るよう強調すべきである。このために、理事會は本委員会に對し、加盟申込を審査する際には創立會員の職業分類を十分批判的に調査するよう警告している。(理47—48; 48—49)

Admission to Membership in R.I.

R Iへの加盟

加盟申込の書類が正しく出来ているかどうかを調べるのは地區ガヴァナー(地區ガヴァナーが結成式に出席しない時は特別代表)の責任である。

R I理事會はロータリー大會即ち全ロータリー・クラブに對して、加盟を許された各クラブが基本的な加盟条件を充しているかどうかを注意する責任がある。従つて理事會は何處までもこれらの条件の厳守を主張しなければならない。

クラブが加盟を承認されると直ちに幹事から地區ガヴァナーに對し通知が送られ、更に地區ガヴァナーからクラブに對しR Iに加盟を認められた旨を通告することになっている。

加盟申込書は幹事の手を経て理事會に提出されるのであるが、同様に加盟承認状 Charter も幹事の手を経て地區ガヴァナーに送付されるのである。地區ガヴァナーはこの加盟承認状に署名した後、地區ガヴァナー若しくはその特別代表から、加盟祝賀の特別會合(チャーターナイト)に於てクラブに傳達されるのである。

英本國及びアイルランドのクラブに對する加盟承認状は、R I B Iに送付され、その會長及び幹事が署名した上各クラブに傳達されることになっている。

クラブに對して發せられる加盟承認状は、理事會がR Iの公式用話として認めている英語を以て書かれることになっている。英語を話さない國のロータリー・クラブに對しては、なるべくその國の言葉による翻譯を添付することになっている。しかしこの翻譯にはR Iの印及びR Iの役員の名前はつけない。(理53—54)

R Iに加盟を認められた時にクラブに加盟承認番號 Charter Number を與える方式は1951年7月1日を以て中止せられた。(理50—51)

新クラブが地區ガヴァナーの居住地から遠距離の處にある場合には、加盟承認状傳達式を彼の公式訪問と同じ時に行うとか、或は特別代表若しくはスポンサー・クラブ

の他の會員が地區ガヴァナーの代理をつとめることによつて、R Iの資金を節約するよう留意しなければならない。(理35—36)

Principles for Re-Establishing Clubs Where Rotary Has Ceased to Function

ロータリーが活動を停止した地域にクラブを再建する場合に守るべき原則

ロータリーが活動を停止した地域にクラブを再建しようと企てる場合には、次の原則に考慮を拂わなくてはならない。即ち:

(1) かつてロータリーの會員であつたこと、或は以前にロータリーの役員を勤めたということは必ずしもロータリーの會員になる特権を意味しない。

(2) クラブの再建は、クラブの運営、會費の支拂その他の事項に關する細目が完全に整うまで引延する必要はない。クラブの再建は一つの建設の力であり、従つて大いに歓迎すべきものであつて、その國家の再建の過程に於て明白な援助となると考えられるからである。

(3) クラブの再建を欲する場合には、その國家が確固たる政府を有しているか、又、その政府がロータリー・クラブの再建とロータリーの理想の普及に好意を有しているかどうかを確めなければならない。

(4) その國家又は地域には、以前のロータリー會員が未だに生生活動していて、而かもその数が彼等を中心にして新しいクラブを(新設の場合にも再建の場合にも)結成するのに充分の数だけあるかどうかを確めなければならない。

(5) その國家の社會組織が果して個々のロータリアンが率先して自己を發展させることを許すような組織になっているかどうかを確める必要がある。

(6) クラブ再建への如何なる行動もそのために任命された有能な委員會の調査と勧告があつて後に行うのでなければならない。(理1943年1月)

Organization of Clubs in Europe and the Far East

歐洲及びアジアに於けるクラブの結成

R I理事會は歐洲及びアジアに於けるクラブの結成に關して、1943年1月理事會が採擇した基本的な原則(前項参照)を、それらの原則が効果的な單位クラブを再建するために絶對的な根本条件であることを信じて、こゝに繰りかえすものである。1946年2月1日より、歐洲及びアジアのクラブの再建に關する管理上の責任はR I幹事におかれることになつたが、前述の基本原則及び一般に新クラブの結成に關して適用される規定に従つて行う處理される再建の細かい仕事は、それぞれの地域を擔當

する副幹事が代理できることは勿論である。

理事會はR I會長に對し特に理事會に代つて、戰爭のため曩に加盟を解消したクラブを再びR Iに加盟させる任務を委嘱している。かくの如きクラブは加盟金 Charter fee を再び支拂う必要はなく、又以前の加盟番號を復活することになっている。

理事會は、クラブが再建された地域に再び地區の組織が必要と判断した場合には、地區を再び組織することに考慮を拂うべきである。(理45—46; 46—47; 47—48)

Extension, at International Assembly 國際協議會と擴張

新クラブ結成についての問題をそれについて充分知識があり又熱意を有する者によつて國際協議會(International Assembly)のプログラムに上せることは重要なことである。このような企画に於て、地區内の新クラブ結成を促進するためにガヴァナーの利用し得る援助及び手段、即ち、擴張地區委員會、特別代表、地區ガヴァナー擴張補助の任命などを特に強調すべきである。なおこの外に、國際協議會に於ては中央事務局と地區ガヴァナーとが個々に接觸して各地區に於けるロータリー擴張の可能性を論ずるにすべきである。(理45—46; 50—51)

Assistance to New Clubs

新クラブへの援助

R Iに加盟當初の数ヵ月間新クラブに援助を與えるということは特に重要なことであると考えられる。従つて、スポンサー・クラブは少くとも1ヵ年間新クラブを援助すべきである。(理42—43)

新クラブが地區に加入した際には、近隣のクラブ及び地區内にあるR Iの元役員に對してこの旨通告し、新クラブを訪問して大いに激勵していただけるよう依頼すべきである。(理35—36)

Approving Countries or Regions for Extension 新しい地域や國家への擴張

以前にはロータリーの擴張を認められなかつた地域であつて、今後理事會の決定によつてR Iの地區に含まれるような地域は、その事實によつてその地域へのロータリーの擴張を認められるものと考えられる。(理35—36)

未だロータリー・クラブの結成されていない地域又は國家に關する調査を點檢した後、理事會は、既にロータリーの擴張を認められている地域乃至國家に於ては、現在のR Iの擴張方針を繼續することに意見が一致した。理事會が擴張を認めない地域にロータリー・クラブを結成する要請があつた場合には、個々の例について一々理事會で検討することにする。理事會は現存のクラブとの

ロータリー文献のお知らせ

本年7月1日から地區が四つに分れるに於て、昨秋京都大會の前日懇談會で各地區から1人ずつ委員を出して文献委員會をつくり、邦譯文献の處理に當ることに決定し、又ロータリー文献翻譯の責任者として中央事務局より豫て委任を受けている手島前理事に委員長としてまごめ役を引受けてもらうことに、之亦滿場一致で決定したことは御承知の通りであります。その委員としては柏原孫左衛門(60區)、神野太郎(62區)、堀内清(63區)、中牟田喜兵衛(64區)の諸氏がそれぞれガヴァナーより指名されました。この委員會は「連合地區文献委員會」と呼ばれることになりました。

去る4月15日第1回委員會を開きました結果、(1)邦譯文献の保管及び頒布は、從來の各地區別扱をやめて、當分第60地區委員の柏原孫左衛門氏に委託すること。(2)クラブよりは、各文献委員の手許に配付しておく註文書のハガキを用いて直接柏原氏に註文のこと。(3)註文部数は最低單位5部又はそれ以上とし、代金は原則的に前金制度とすることに打合せました。現在文献は次の通りであります。

奉仕こそ我がつとめ (Service Is My Business)	1954年版 @ ¥ 200
ロータリー大要 (Brief Facts About Rotary No.1)	1954年版 @ ¥ 10
ロータリーの歩み (Rotary's Onward March-No.4)	1954年版 @ ¥ 35
會長必携 (Your Year-No.8)	1955年版 @ ¥ 50
幹事提要 (R. C. Secretary-No. 9)	1955年版 @ ¥ 50
ロータリークラブ結成指針 (Organizing R. C.-No.10)	1950年版 @ ¥ 50
定款及び細則 (Constitutions and By-Laws-No. 12)	1954年版 @ ¥ 60
委員資料 ("Mr. President" 綴り-No 20)	1955—56年版 @ ¥ 350
ビニール製ルーズリーフ・バインダー付 (會長、幹事、委員長及びクラブ備付に便利です)	@ ¥ 500
出席規定 (R. C. Attendance Rules-No. 21)	1954年版 @ ¥ 10
ロータリー問答 (Getting Acquainted With Rotary-No. 38)	1953年版 @ ¥ 30
標準職業分類表 (Outline of Classifications 抜萃 -No. 284)	1954年版 @ ¥ 80
ロータリーソング (日本語)	1954年版 @ ¥ 50
ロータリーソング (英語)	1954年版 @ ¥ 50
四つのテスト壁掛用邦語版	@ ¥ 20
四つのテスト解説	@ ¥ 2

個人會員の御用は所屬R Cを通じて御注文が出来ます
申込先は東京都中央區京橋1丁目4 電(28) 6181—5
柏原洋紙店 柏原孫左衛門氏

關係に於て明らかに孤立しそうなクラブを結成することは適當でないと考える。而して、現存の組織を強化することに意を用う方がよいと思うのであるが、同時に、擴張を認められていて而かもロータリーの基本的な原則が守られるような國家に發展することに意を用うべきであると思う。(理48—49; 49—50)

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覧 (第7回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガヴァナー 宮 脇 富 譯

譯者の言葉：手島知健氏難病のためロータリー文献の翻譯が停頓した。然るに此文献翻譯のことは日本ロータリアンの要望であるため之を続けることになった。その責任を一應、當分の間代理として引受けさせられたが、全くその任ではない。必ず原書“Manual of Procedure”—1954年度版を對照されんことをお願いします。

District Administration 地区の運営

Policy Governing Creation of District 地区設定に関する方針

理事会は運営の効果を一層上げるために加盟クラブを集めて地区(District)を設ける権限を有する。地区の設定に関する方針は次の通りである。

次に示すことは R. I. 理事会の判断と決定である。

1. 運営の効果を一層上げるために、加盟クラブは究極的には全部地区に属すべきである。

2. 地区は運営の一部面であつて、R. I. の運営は理事会の責任であるから、地区設定の發議権は理事会が執るべきである。

3. 現在地区に属していない地理的方面はすべて假地区に編成し、後に加盟クラブ数が地区設定を正當化するようになってから地区とすべきである。假地区(Provisional district)とは地区による運営の形式が確立していないロータリーの地方面であつて、必ずしもクラブが現在そこに結成されていなくともよいものである。(註1)

(註1) 1954年現在假地区は存在していない。理事会がこの方針を採用して以來、假クラブはすべて正式の地区になつたからである。現在地区に属していないクラブの總数は48である。

4. 地区或は假地区を設定するに要するクラブの定数は決められていない。

5. 地区は、その設定が R. I. 及び同地方のクラブに最大の利益となると思われる場合にのみ設定されるべきである。

6. 地区が設定された場合、同地区内のクラブは、既に設定された他地区のクラブに與えられていたと同じサービスを受けようという事実の下に、R. I. 細則第13條第2項の規定通り、R. I. に対する人頭會費(Per capita tax)を一年分全部拂込むべきである。(註2)

7. 假地区内のクラブは、これらのクラブが他の正規の地区内にあるクラブに與えられるのと同じサービスを R. I. から受けないという事情を考慮して、その人頭會

費年 \$1.50 を支拂うものとする。

8. 現在地区が成立つていない地方を十分に調査し且つ以下に述べる諸事情を考慮の上、假地区に指定された範圍を創設すべきである。

(註2) R. I. 細則(第13條第3項)に次の如き規定がある。「クラブが國際ロータリーへ納入するためにアメリカ合衆國通貨を入手するに當り、異常な爲替率の爲に割増金を支拂わねばならないような場合は、理事会に於て適宜、同クラブよりの納入金額を調整することができる」

(a) その地方の面積(平方哩)

(b) 現存のクラブ数及び將來結成される可能性のあるクラブ数。

(c) 地方内交通機關の状態。

(d) 住民の民族及び國籍上の特性。

(e) 政治及び經濟状態。

(f) 住民の使用する言語。

(g) 將來地区を更に分割する可能性の有無。

(h) その地域の結合力。

(i) 旅行という觀點から地区がうまく運営し得るかどうか。

(j) 行政上の異なる地域或いは國と國とにまたがる地区を設置する機會。

(k) ロータリーを擴張する見込の有無。

(l) ロータリーの單位として作用している現在クラブの業績。

(m) 財政の問題。

(理 27—28 ; 34—35 ; 51—52)

Districting

地区の設定

理事会は新しく地区を設定し、又現存地区の境界を變更することができる。但し、地區境界の變更はそれによつて影響を受ける地區の過半数のクラブの反對を冒して行われてはならない。(細則第11條第1項)

R. I. 細則の規定(第12條第12項)によると、常任地區設定委員會(Districting committee)は細則第11條第1項に規定する地区及びその境界の設定並びにその發表に

ついて理事会及び會長を助けることになつてゐる。

地區設定委員會は理事会の採擇した地區設定の方針に従つて行動し、地區設定に関するあらゆる事項について理事会に報告を行い、理事会が最後の決定を下すことができるようにする。

理事会は、R. I. の全役員及び地區大會における、R. I. 會長の全代表が、ロータリークラブの運営能率を一層向上させる目的を以て、地區設定委員會が理事会に與えた報告を基にして、理事会が唱道した處の地區設定に関する一般原則を、支持することを期待している。(理48—49)

地區設定に關して統一あるやり方を確立するため、地區間の境界の修正が効力を發生する日は、1月1日及び7月1日の内、臨機都合の良い方を選ぶものとする。(理42—43)

新たに設定された地區の境界が決定發表されてから1箇年間は、同地區の境界の修正を理事会は考慮しないものとする。(理48—49)

Number of Clubs in a District

地区内のクラブ数

地區を構成するクラブ数の最大限及び地區の地理的な面積に關しては嚴格な規定はあり得ない。地區はR. I. に對して財政的に不當な負擔をかけるような大きさであつてはならないが、又、その反面地區が大きすぎてガヴァナーがその任務を正しく遂行するのに過勞となつてもいけないというのが原則である。これらの兩極端の中間に於て、地方々々の事情がそれぞれ決定要素となるのであろう。(理31—32)

International Districts

國家間に跨る地區

言語、風習及び距離が許す場合に、國家間に跨る地區を新たに設定することは原則として望ましいことである。しかし現存の地區の境界を改編して2以上の地區、或は地區の一部を結合し國際的な地區を設定することは、關係クラブにとつても、又、R. I. の全般的運営にとつても望ましいことではない。かくの如き國際間に跨る地區の設定は十分の考慮を以て行われねばならない。(理46—47)

District Governor

地區ガヴァナー

(a) 地區ガヴァナーの制度は望ましく又實際的であることが経験によつて證明されている。何か改良することが必要であるならば、この制度の運用方法内に於て改善を行うべきである。

(b) 地區ガヴァナーの職につくべき最良の候補者を確保するため、地區ガヴァナーは毎年、所管地區内のクラブに對し必要な資料の調査を行い、且つ適當なガヴァナー候補者を推薦せしめるよう、報告されている。

(c) 地區ガヴァナーは、地區大會(District conference)に先だつて所管地區内の各クラブに對し、ガヴァナー候補者の推薦及び被推薦者の業績及び資格について傳達しなければならない。

(d) 毎年、地區ガヴァナーの身分、資格及び任務についての説明書を用意し、これを各クラブに配布して、地區ガヴァナー被指名者として推薦された者或は推薦しようとするものがガヴァナーの責務について承知できるようにすべきである。(理29—30、39—40)

上述のことに關し次の如き説明書が準備されている。

Status 身分

地區ガヴァナーは、R. I. の役員である。

地區内のクラブによつて指名され、R. I. 大會によつて選舉される。

7月1日に就任し、1箇年間は後任者が選舉せられ、且つ資格がつく迄繼續する。

Qualifications 資格

地區ガヴァナーは、その人自身の實業又職業の經營において現わした實力をもつ實業又は職業上令名ある男子でなければならない。ロータリーの仕事を遂行するのに必要な時間が得られるように自己の實業又は職業の業務をうまく編成していなければならない。その指名を受ける地區に屬するクラブの名望ある正會員、バスターサービス會員又はシニアアクティヴ會員でなければならない。正會員である場合はその職業分類が完全であるべきことは論をまたない。自己の屬するクラブの尊敬と信頼を有していなければならない。

クラブの委員をつとめたことがあり、且つクラブ會長又はクラブ幹事として成功したものでなければならない。國際協議會には全會期を通じて出席することを承諾しなければならない。國際大會に出席することは大いに望ましい。

ロータリーの知識とその目的、綱領及び規則をよく心得て居り、R. I. に對して忠實であることを認められたロータリー會員でなければならない。

信服せしめうる方法で、ロータリーの如何なる面についても論ずることができ、自己の所信を私的にも公的にも簡單、直截、且つ眞剣な言葉で表現できなければならない。勿論雄辯家である必要はない。

Duties 任務

地區ガヴァナーは、地區内のクラブを直接に監督する。R. I. 理事会の全般的な監督の下に彼は

R. I. の目的を推進する。

地區内のクラブの間に、又、これらのクラブと R. I. との間に友好的な關係を推進する。

地区内の新クラブ結成を監督する。

地区大会並びに協議会を主宰する。

必要があればクラブ会長及び(又は)クラブ幹事の特別會合を開くようにする。地区内のクラブの出席報告の摘要は毎月作製し、この地区報告を R. I. 事務総長に送付する。

地区ガヴァナーの實行が期待されている事項には以下の如きものがある。即ち、任期の始る以前に國際協議會(International Assembly)及びもし出来れば國際大會(Convention)に出席し、國際協議會に出席後なるべく速かに歸國する。

地区内の各クラブを訪問する。この訪問は急いではない。充分な時間をとつてガヴァナーがクラブ協議會(Club Assembly)を開いて協議し、又、クラブに對しロータリーに關する含蓄ある挨拶を述べる機会を持つてるようにしなければならない。ガヴァナーは各訪問の直後そのクラブの状態について理事會に對し助言を與えるものとする。

クラブの問題については、常にクラブの健全な發展に努力しながら、これを援助する。

「ロータリアン誌」(或は「レヴィスタロータリア誌」)、「R. I. 本部通信」News Broadcast、「事務総長報告」(Secretary's Letter)その他 R. I. 本部事務局の出版物、及び地区内各クラブの月報等に目を通す。

各クラブに對し少くとも毎年1回は都市連合會(Intercity meeting)に参加するよう奨励する。

毎月15日頃に地区内の各クラブの会長及び幹事に對し謄寫版刷り月報(Monthly Letter)を發行する。

地区内に更にロータリークラブを結成するよう斡旋し且つこれを監督する。

地区内のロータリー會員の大會開催の準備をする。

R. I. 大會への出席を勧奨する。

Expenses 經費

R. I. は各ガヴァナー被指名者(Governor Nominee)に對し、國際協議會及び國際大會に出席するに要した費用を適當額補償することになっている。

R. I. は又、各ガヴァナーに對し地区内の各クラブに對し1回ずつ公式訪問を行うに要する旅費、通信費、各クラブ役員へ送付する月報の發行費、地区大会及び地区協議會への旅費等の費用を計算し割當てゐる。R. I. はこのような出費に對し、單にこの割當の範囲内で各ガヴァナーに補償する。

Policy on Administration of Office of Governor

地区ガヴァナーの事務運営に關する方針

理事會は、地区ガヴァナーの事務運営に關し次の如き方針を採擇している。

地区ガヴァナーの事務運営に關する方針に關する以下の説明は R. I. 定款及び細則中にある規定、國際大會の決定、及びこれまでの理事會決定に基づくものである。

1. R. I. 理事會は運営の効果を上げるため、加盟クラブの存在する地域を分けて地區を設けることができる。(R. I. 細則第11條第1項)

2. ロータリーの地區による運営は満足すべきものであり且つ効果も上つているから、これを持續して行くべきである。

3. 地区内のクラブの直接監督は地区ガヴァナーの任務である。(R. I. 定款第8條第1項(b))

4. ロータリーの運営は地區による。各地區共ガヴァナーの下に行われ、ガヴァナーは地區内各クラブの状態に對し、個人的且つ直接の注意を拂うものとする。(理24—25)

理事會は前掲の理事會の決定を地区ガヴァナーの事務運営に關する方針として再確認し、更に次の如き事項を追加する。

5. ガヴァナーは自己の地區の大會及び地區協議會を主宰する。

地区ガヴァナーは、R. I. 理事會の全般的監督の下に、ロータリーの目的を推進し、地區内新クラブの結成を監督し、且つ地區内各クラブ間、及びそれらのクラブと R. I. との間の交友關係を増進するという特別の任務を帯びている。

地区ガヴァナーは、加盟クラブに關する任務を遂行するに當り、各クラブの代表責任者を通じてその職務を行うべきであるが、各クラブ会長、幹事又は双方と、必要と考える回数特別會合を開催する権限は之によつて制限せられることはない。但し、R. I. は地区ガヴァナーの個人的經費の外は、この種の會合に要する出費に對し責任を取らないものとする。(R. I. 細則第11條第12項)

6. ガヴァナーは理事會の示唆にもとづき、地區内各クラブの公式訪問を行うことを期待されている。R. I. はガヴァナーに對しその必要とする經費を補償するため、豫算の割當を行う。

7. 如何なる地區に於ても正式に認められた R. I. の運営役員は單にガヴァナー1人であるが、もしクラブの數及び地區の地理的宏さの關係上望ましい場合には、ガヴァナーは地區内に非公式なクラブのグループをつくり、そのグループを監督するためにロータリー會員を1名ガヴァナーの代表に指命し、同グループに屬するクラブ及びガヴァナー自身の非公式の顧問とすることも出来る。R. I. はこのようなガヴァナーの代表の分としての豫算は計上していない。クラブを便宜上いくつかのグループに分け、その監督のためにガヴァナー代表をおく案を理事會が認めているのは、地區副ガヴァナーとか地区ガヴァ

ナー代理、地區幹事その他のガヴァナー補佐役をおく代りとしてなのである。もしこのようなものを置けば、地区ガヴァナー自身によつて、クラブを直接監督するという一般に認められた方針を、必ず破壊して仕舞うようになるからである。(④ グループ代表後欄参照)

8. R. I. は、ガヴァナーが秘書役を必要とすることを認め、そのために必要な經費を少額ながら豫算に計上している。

9. ガヴァナーは地區内の各クラブの会長及び幹事に對し、毎月15日或はその頃、月信を送ることを期待されている。この月信には、地區内クラブが特に興味をもつ事項、たとえば新クラブの結成、地區協議會、地區大会、國際大會に關する事項、地區内のクラブのすぐれた業績についての報せ、各クラブが注意する必要がある事柄等を掲載すべきである。R. I. にはこのための豫算が計上してある。

10. R. I. は、ガヴァナーが毎年地区大会及び地區協議會を開催するに當つて必要とする個人的經費を補償するために豫算を計上している。この外ガヴァナーが文具の購入及び通信費として必要とする經費に對しても少額の豫算を計上してある。(理32—33; 39—40; 54—55)

Records and Files of Governor

ガヴァナーの記録及び書類

(a) 退任するガヴァナーはその後任者に對し、その地區に於て次のガヴァナーが最もロータリーの爲になるように、彼れの任務を遂行するに参考になると思われるような情報は、すべて之れを引継ぐように要請されている。

(b) ガヴァナーは、地區内の各クラブに關する詳細な情報、及び資料を記した、記録を保持する義務はないが、地區内におけるクラブの状況に關し、成るべく完全な情報を、便宜な形式によつて編集して持つていなければならない。(理46—47)

Governor's Reports to President

會長に對するガヴァナーの報告

ガヴァナーは、R. I. 會長に對し2通の報告を提出しなければならない。1通は7月1日より10月31日までの期間、今1通は11月1日より4月30日迄の期間を扱うものであつて、それぞれの期間に於ける自己の地區の活動状態を説明したものである。

これらの報告の用紙は本部事務局からガヴァナーに送付される。原本1、寫し2通作製し、原本は會長宛、寫しの1通は最も近い事務局宛送付し残りの1通はガヴァナー自身が保存するものである。

Governor's Group Representatives

ガヴァナーのグループ代表

實行可能を證明するような地區に於ては、ガヴァナーの代表がグループに分けられたクラブを監督するという

案を理事會は認めている。

ガヴァナーは自己の地區に於てこのグループ代表の制度を用いる義務はない。理事會はガヴァナーが此制度を採用することを奨めることさえしない。しかしながら、理事會は、この制度を採用することによつてガヴァナーの地區内のクラブに關する権限或は責任が免ぜられるものではないこと、又、ガヴァナーはグループ代表を有しない場合と同様にクラブを訪問し、クラブからの報告を受ける等々の任務を行い、更に R. I. はこれらのグループ代表に付隨する費用は支拂わないという了解の下に、このグループ代表制を地區が採用することに異議を唱えない。

以下の説明事項は、自己の地區内に於てグループ代表を指命せんとするガヴァナーのために指針として行われるものである。

(What) 何：地區内のクラブを前以てグループに分けた、そのグループに屬するクラブの役員をたすけるためのガヴァナーの非公式代表である。

これらの代表はグループ内のクラブ会長とガヴァナーとの連絡係であつて、何等権限を有しないものである。

ガヴァナーはこれらの代表に對し自己の任務の何ものをも委任しない。

(Who) 誰：前クラブ会長。所属クラブに於て運営者として特にすぐれていた人々。

(When) 何時：ガヴァナーによつて自身の任期間だけ指命する。ガヴァナーによつてその任期の始めに指命する者もあるが、又、公式訪問が終り地區の事情に精通してから指命する者もある。

(How) 如何に：地區の地理的な位置及び面積によつて、最少3、最大7クラブのグループにガヴァナーによつて分けられる。

代表の一般任務：グループ内のクラブを年に2.3回非公式に訪問する。これらのクラブ内の發達をガヴァナーに知らせる。グループ内の都市連合會を組織する。グループ内或は他のグループと出席競争を行わせる。緊急の場合に特別訪問を行う。講演者の確保その他の點に關しクラブ役員に有益な援助を與える。地區大会のプログラム委員となる。

費用：グループ内のクラブは近接している故、代表の費用も僅少で済むから各自に於てまかなうのが普通である。

利點：未來のガヴァナーを養成できる。公式の資格でガヴァナーが出席しては困る場合に、非公式な援助を與えることができる。この制度を採用しない場合よりも、都市連合會を數多く行うことができる。出席率を良くすることができる。グループ内のクラブの一般的運営を改善することができる。ガヴァナーに對し“援助”と

同情及び感激を與え、地區内に健全な風紀を確立する助けとなる。(理32—33)

District Committees

地區委員會

ガヴァナーは、地區内の特に適任と思われるロータリー会員の中から地區委員を指名し、自らその委員長となるべく要請されている。この委員會はガヴァナーの直接の監督と指導の下に働くものであつて、委員の1名は地區内のクラブ奉仕の向上を擔當。他の3名はそれぞれ職業奉仕、社會奉仕及び國際奉仕を擔當する。もしガヴァナーが希望すれば、更に委員を1名追加して青少年奉仕を擔當させてもよい。地區委員會の機能は諮問的なものであり、運営機關ではない。(理47—48)

R.I.の資金は地區委員會に關する如何なる支出にも使用してはならない。(理46—47)

Governor's Monthly Letter

ガヴァナー月信

ガヴァナー月信を個々のロータリー會員に送るためにはR.I.の資金は十分でない。地區の費用でガヴァナー月信を個々のロータリー會員に送ることにするかどうかは、各地區に於て決定すべきことである。(理33—34)

ガヴァナー月信は、各クラブの會長、幹事だけでなく全會員がこの書翰に書かれてある地區の活動その他に關する知識を得られるよう、毎月クラブ理事會でこれを読むと共にその1部をクラブ例會でも読むようにすることを全クラブに對し勸告する。(理34—35)

Governor's Visit to Club

ガヴァナーのクラブ訪問

ガヴァナーは自己の地區内全クラブに對して公式訪問をしなければならない。この訪問は急いで行つてはならず、充分の時間をかけて、効果的なクラブ協議會を催したり、或はクラブに對し廣範圍にわたるロータリーに關しての含蓄ある挨拶を行つたり、或は又、クラブ内にロータリーに關する知識を廣める目的でクラブの懇談會を開いたりする機會を持つようにしたい。(理46—47、49—50)

直前ガヴァナーが、その任期の最後の3ヶ月に加盟した新クラブを訪問することには異議はない。但し、之れは先ず以てガヴァナーの承認を受けた場合のことである。(理44—45)

ガヴァナーが法律上地區内の外國に入國できない地區に於ては、R.I.會長は、ガヴァナーと相談の上、理事或は他の適當なロータリー會員をしてガヴァナーに代つてこれらの國のクラブを訪問させる權限を持つている。(理49—50)

公式訪問の報告：ガヴァナーは本部事務局に對し「地區ガヴァナーの公式訪問についての覺書」(“Memo of Official Visit of District governor”)及び「クラブ活

動に關する報告」(“Club Activities Reports”)を提出する。後者は公式訪問に際してクラブから渡されるものである。これらの報告の目的とする處は、クラブがロータリーの計畫を如何なる方法をもつて行つているかについて最新の情報をガヴァナー及びR.I.に與え、且つ中央事務局に對しそのクラブの爲にとるべき指導上の情報を提供することにある。

事務總長は、各訪問の直後ガヴァナーから中央事務局に提出される公式訪問の覺書を毎年檢閲し、且つガヴァナーによつて特に要請され或は覺書にある情報の特種事項については引續き注意を拂うよう、指示されている。(理44—45)

事務總長は、公式訪問についての覺書及びクラブ活動に關する報告の書式の字句を、隨時必要に應じて改訂する權限を有する。但し、この改訂はプログラム計畫委員會に示さなければならぬ。(理44—45)

Three Point Co-Equal Avenues of Activities

活動の同格路三點

ロータリーが最も廣い影響を與えることができるようにするために、ガヴァナーは自己の地區に於て次に示す活動の同格路である三點を實行すべき責任に重點をおくべきである。

(a) 何處であろうとクラブが成功裡に維持され得る見込のある、あらゆる都市にロータリクラブを結成。

(b) 各クラブ職業分類をできるだけ多く充當。その場合最良の候補者を確保することに重點をおく。他の條件がすべて同じであつて、一つの職業分類に於て總ての條件が同一である場合には、若い方の候補者を選ぶ。斯くしてクラブの平均年齢を下げる。

(c) R.I.の計畫及びロータリーの目的に關してロータリー會員各自を啓發することを強調。(理45—46)

District Assembly

地區協議會

地區内全クラブの次年度の會長及び幹事と、ガヴァナーとの協議會は毎年4月又は5月に開催される。

ロータリーはその思潮に於ても實踐に於ても年と共に急速に進歩する。國際協議會はこの思潮と實踐を最新のものとするために計畫されたものである。従つて國際協議會に出席したガヴァナーが地區協議會を統制し、且つその席上種々の發表をなすことは重要なことである。しかしながら、ガヴァナーは、特殊な場合には自己の裁量に基づいて誰か他の者を指名して特別の發表をさせることもできる。このような場合は、ガヴァナーは責任を以つて發表者と會談し、彼等がその發表せんとする題目について最新の知識をもつているかどうかを確めねばならない。兎も角、ガヴァナーは誰か他の者を指名して發表

を行わせることができるが、ガヴァナーが地區協議會を統制し、又指導するのが原則であるということを知っておかなければならない。(理46—47)

地區ガヴァナーは、地區協議會のプログラムから娯樂及びレクリエーションをすべて除外するよう勸告されている。(理52—53)

會長は、各クラブに對しクラブ役員の選挙の前に、次年度の役員を地區協議會に出席させることの重要性を思い出させ、又、出席することを選挙の條件にするのが望ましいということを示唆する書翰を送るよう要請されている。(理44—45)

次年度の會長及び幹事に決定したものは地區協議會に出席することをそれぞれのクラブから要求されるべきである。そしてその費用はクラブ或は地區から支拂うよう提示されている。(理45—46)

ガヴァナーは、次年度のクラブ會長及び幹事が地區協議會に出席することの重要性を、特に強調しなければならない。又、クラブ役員にロータリーの計畫に關して知識を與えらるよう、感激と決意をもつてクラブに歸るようさせ、個々のロータリー會員に對しては、クラブ協議會を通じてロータリーの計畫を一層効果的にすることに、特に努力を拂わせるよう、しなければならない。(理48—49)

地區の面積が非常に廣大で旅行の都合上單一の協議會にクラブの代表が全部出席できない場合には、ガヴァナーが、必要とする數のグループ、或は地域別協議會を開くよう計畫すべきである。(理42—43)

District Conference

地區大會

各地區のロータリー會員の大會は、毎年10月1日から3月15日までの期間に、ガヴァナー及び地區内多數のクラブ會長の一致した時日及び場所に於て開催されることになつてゐる。

地區大會を連合で開催すること：2箇年間續けて地區大會を連合で開くことは望ましくない。(理43—44)

大會プログラム：大會の期日は2日より少くないようにすべきである。大會のプログラムを準備するに當つてガヴァナーは、ロータリーの話題が主となるようにし、ロータリー會員でない講演者がプログラムに出る場合には、彼等の話の主題をロータリーの目的に直接關連させるよう努力しなければならない。

只1日だけの大會プログラムをガヴァナーに與えてはならない。もしガヴァナーから1日だけのプログラムが要求された場合には、事務總長はこのようなプログラムを製作することについてガヴァナーを援助するであろう。しかし、事務總長はガヴァナーに對し、1日だけの大會ではロータリーのプログラムを満足に遂行すること

はできないというのが理事會の意見であるということを知るよう命ぜられている。(理47—48；48—49)

大會のプログラムの立案と施行はガヴァナーの責任であり、又、ガヴァナーだけがプログラムの完全な統制を掌握すべきである。(理48—49)

大會の出席率を良くし、最大の効果をあげるためガヴァナーは次の事項を行うべきである。

(1) 新たに結成されたクラブ全部の全會員が大會に出席するよう特に努力する。

(2) 地區の中心に位置する都市で大會を開催するよう努力する。

(3) クラブ奉仕、職業奉仕、社會奉仕、國際奉仕の各協議會を開くよう準備すること。

(4) 大會プログラムの立案に當つては、不必要な娯樂的接待及び競技類をやめ、話題を厳格にロータリーの用務に限るようにする。

(5) 婦人及びその他すべての大會参加者が、總會の全部に出席するよう強調し、婦人達に對する接待も總會出席をさまたげないような時間に於てのみ行うよう準備する。(理42—43；47—48；48—49)

ガヴァナーは、地區大會プログラムの立案に當つて、晝食及び宴會を除いて總計9時間を總會並びにグループ討論會に充當するようにならなければならない。(理46—47)

會長代表の地區に對する挨拶は、最も重要なものである。従つてこの挨拶はプログラムの最も重要な位置を與えられるべきである。しかしながら、會長代表の挨拶を大會プログラムに組み入れる前に、ガヴァナーはプログラムへの参加に關し會長代表の意向を糾すべきである。(理48—49)

ガヴァナーは、大會番組の一つとして少くとも1回のロータリーに關する討論會或はタウンミーティングを開催すべきである。(理49—50)

出来るだけ地區内に居住するR.I.の元役員であるロータリー會員及びその夫人達のために、何等かの社交的な集い、宴會、晝食會、或は歓迎會の如きものを開くのがよいと思われる。このような集いは親睦と社交の爲のみに限るべきであつて、ガヴァナー或は他のR.I.元役員が地區大會の仕事や政策を支配するような會を造つたりしてはならない。(理41—42)

國際大會の立法：ガヴァナーは、提出されたR.I.の立法案を地區大會に於て正しく發表するよう準備しなければならない。ガヴァナーは、もし可能ならば、地區大會において、提出された立法案に關して地區の考えを纏め又これが審議會に公正に代表されるよう規定審議會(Council of Legislation)への地區代表と、地區内各クラブの國際大會出席者との接觸をはかるべきである。(理38—39)

President's Representative

會長の代表

その地區に於ける R. I. の代表としてのガヴァナーは常にそれとして認められ、強調されねばならない。従つて、各地區大會に於ける R. I. の代表は地區ガヴァナーその人であるべきであり、現在「R. I. 代表」として知られているものは「會長の代表」と呼ばれなければならない。

會長の代表は、地區大會の會長の個人的代表として、會長によつて選ばれるべきものであり、その資格に於て彼は、有用な示唆や事實を載せたハンドブックと共に會長から與えられるべき細い指示や要綱を基としてつくつた挨拶を述べることによつて會長を代表すべきである。

會長の代表は、彼のロータリーに關する知識並びに彼が効果的に會長を代表し、ロータリー、その計畫、その活動、その機會、その世界的な責任及びロータリー全員各自のそれに關する重要性を強調する演説によつて、大會出席者に感銘を與える才能によつてのみ選ばれるべきである。地區大會に於ける會長代表の効果は、彼がロータリーの計畫を發表すると共に、會長を代表してロータリーの方針を説明且つ解釋し、聽衆の心に自分はロータリー會員であるという誇りと責任の觀念を起させる力にある。従つて、ある人が單に之れまで會長の代表を數回つとめたというだけの理由では決して彼が今後何年もこの役をつとめることの妨げとはならない。その上、現在又は過去の R. I. 役員であるという事實が必ずしも會長代表の資格を與えるものであると考えられてはならない。(理46—49)

理事會は、如何なる事情があつても地區大會に於て會長代表に對し金錢を贈つてはならないという見解をとつている。(理46—47)

地區大會が會長代表によつて外國で開かれる場合に可能な限り、大會の直前又は直後に同地區内の數クラブを訪問できるよう計畫すべきである。但し、會長代表がその地區のロータリー會員の使用する言語を知つてることが必要であり、又、訪問するクラブはガヴァナーが選擇すべきである。(理48—49)

District Fund

地區資金

地區内に於て集め、管理さるべき資金に關しては、定款、細則の何れにも規定されていない。地區によつては、會員の人头割分擔によつて地區資金を集めるという慣行をつくつてある處もある。

地區資金をつくるという問題は、専ら地區各個の問題であり、地區資金の分擔は、自發的なものでなければならず、會費の形において會員個人或はクラブに強制し

てはならないこと、及びロータリーにおける會員の費用は最低限度に保たれなければならないということになつている。以上の理由で、理事會は、ロータリーの適切な運営と發展に、地區資金が必要と思われる地區に於ては、次のような方法をとるのが望ましいと、勸告している。

地區運営に必要な經費を調査研究する、3名から成る委員會を設置することを、地區が決定したならば、ガヴァナーは1名を任期1年、1名を任期2年、1名を任期3年の委員に指命する。その後は、毎年任期中のガヴァナーが1名を任期3年の委員に指命して空員を埋めるようにする。この委員會はガヴァナーに協力して地區經費の豫算を作製し、これを地區協議會の際、次期會長の會合に提出する。地區資金の如何なる分擔要求も出席の次期會長4分の3以上の承認があつて後初めて行うべきである。(理27—30; 41—42)

理事會は更に、地區資金の如何なる分擔要求も、絶対に公認の會費ではないということが、了解できる形式によつて行うべきであると勸告する。ガヴァナーはその任期中、地區資金の管理者となり、會計検査済みの計算書を後任者に引継ぎ、同時にその寫しを R. I. 事務總長に送付すべきものとする。(理29—30; 41—42)

理事會は、地區資金を有する地區の各ガヴァナーに對し、地區資金は地區の財産であり、特定のロータリー會員の個人的財産でないことを明記した銀行預金として保管し、その會員が死去した場合などに地區を保護することができるように、考慮を拂うよう示唆する。(理44—45)

Honorary Governors and Patrons

名譽ガヴァナー及び後援者

名譽ガヴァナーの稱號を授與したり、その國に於けるロータリー運動の後援者を指名する希望を有する地區に於ては、このような稱號の授與は、政府の行政長官及び王室の人々のために留保しておくものとする。(理37—38)

Utilizing Services of Past Governors

前ガヴァナーの利用

前ガヴァナーの奉仕は可能な場合には如何なる場合でも利用すべきである。例えば、地區協議會、地區大會及び擴張の仕事に於て前ガヴァナーを利用すべきである。(理26—27)

ガヴァナーはその地區に於ける R. I. の公式の代表である。ガヴァナーの任務或は運営上の權力を幾分なりとも前ガヴァナーその他に讓ることは賢明でない。(理39—40)

クラブに前ガヴァナー或は他の R. I. 前役員が居るような時には彼等のロータリーの仕事に關する経験と能力との故に、クラブの難しい問題、或はクラブ會長がクラブの機能發揮に困難を生じたような場合に、彼等を利用する可能性のあることについて各クラブ會長の注意を喚起

する。(理41—42)

地區の前ガヴァナーは、利用できる才能と經驗の一大貯蔵所であるという事實に、ガヴァナーの注意を喚起する。ガヴァナーは、成しとげにくい仕事にぶつかつた場合、これらの前ガヴァナーを利用して自己の努力を補うのがよい。前ガヴァナーに、地區内の弱いクラブを訪問してもらい、プログラムの材料を提供したり、財政について彼等に助言を與えたり、委員會の結成及びクラブの正規の機能を果す上に、援助して貰つたりすることを依頼してもよい。又、ガヴァナーは、クラブに對して前ガヴァナーを招いて、訪問して貰うよう示唆してもよく、或は、クラブに對し、前ガヴァナーの訪問を歓迎するかどうかを問うてもよい。(理41—42)

Re-Election of Governor

ガヴァナーの再選

理事會は、ガヴァナーの正常の任期は1カ年であることを認め、ガヴァナーの任期を2期に限定することに同意している。但し、辭職、重病、己むを得ない轉任、或はガヴァナーの死去の如き特別の事情の下に於ては、既に2期つとめたことのある前ガヴァナーでも、理事會がこのような事情の下に於て缺員となつたガヴァナーの後

任に選舉することができる。(理46—47)

District Publications

地區の刊行物

1. 地區の刊行物は、アメリカ合衆國及びカナダ以外の地區に於てのみ必要、或は望ましいものである。

2. 地區を通じて、ロータリーの名稱を付した如何なる刊行物も、必ず R. I. の支配下にあるのであり、且つその地區に於ける R. I. 代表であるガヴァナーの直接の監督を受けなければならない。

3. ガヴァナーが地區刊行物を出版する環境におらず、しかも地區内の各クラブが地區刊行物を欲している場合には、ガヴァナーの直接監督の下に刊行することのできるロータリー會員個人に、R. I. から許可を與えることができる。

4. 既に公認されているもの以外の、かくの如き刊行物を出す場合には、それに対して許可が與えられる以前に、地區内の全クラブで投票を行い、地區刊行物を持つことを多數の會員が欲しているかどうか、如何なる種類の雑誌が望まれているか、或は、財政をどうするか等を調査すべきである。(理22—23)

THE EMBLEMS OF ROTARY
INTERNATIONAL ARE PRODUCED
UNDER LICENSE OF ROTARY
INTERNATIONAL BY



G. IKOMA, LTD.
OSAKA

AUTHORIZED AS MANUFACTURERS
AND DISTRIBUTORS.

大阪 RC 會員 生駒權七

MANUAL OF PROCEDURE

手 續 要 覽 (第 8 回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Administration of Rotary International

國 際 ロ ー タ リ ー の 運 營

Membership of R. I.

R. I. の 會 員

R. I. は會員たるロータリークラブを以て構成される。クラブの数は 8365 で、所屬ロータリー會員は、およそ 392,000 である。(1954年9月) これら個々のロータリーアンはそれぞれのロータリークラブの會員であり、ロータリークラブは R. I. の會員である。R. I. は世界中のロータリークラブの團體である。

Convention

國 際 大 會

R. I. の立法機關は、毎年5月或は、6月(緊急の場合は理事會が變更することがある)理事會の決定する時日及び場所に於て開催される大會である。

R. I. 加盟クラブの代表であるロータリー會員は大會に參集して R. I. の規約方針を決定し且つ役員を選挙する。R. I. 定款及び細則、標準クラブ定款の改正はこの大會に於てのみなされ得るものである。

各クラブは會員50名及びその過半数毎に1名の代表者(Delegate)を出す権利が與えられている。各クラブは少くとも1名の代表者を出し得る。クラブは委任狀による代理人(Proxy)によつて代表されてもよい。

R. I. の各役員、及び前會長(Past President)は自由代表(Delegate-at-large)である。

Council on Legislation

規 定 審 議 會

毎偶數年に年次大會の一部として開催される規定審議會は、代議制審議機關である。審議會は提案された立法案のすべてを審議し、それに関する勧告を大會に報告し代表者の最後の決定に委ねる。審議會はロータリーのある各地方よりの代議員約 260 名を以て構成される。その構成員は、決議権を有するものとして、正式に構成された各地區のクラブにより選挙された代議員各 1 名、地區に屬しないクラブよりの代議員、自由代議員、前會長 4 名、及び審議會長及び議決権を有しないその他の者若干

名からなる。

Board of Directors of R. I.

R. I. 理 事 會

R. I. の運營機關は次の14名より成る理事會である。

—會長(理事會の議長となる)。

—直前會長。

—アメリカ合衆國より5名の理事。これらの理事推薦のために合衆國內のクラブは5の地帯(Zone)に纏められてある。

—カナダより理事1名。

—英國及びアイルランドより理事1名。

—理事會によつて推薦される5名の理事、内1名は中南米より、以上の項目に含まれない地域より4名。

各理事はそれぞれの地帯、或は地域或は理事會によつて推薦されるのであるが、すべてのクラブにより大會に於て選挙されるのである、それによつてロータリーの運營に全クラブを代表しているという責任が各理事にかかってくるわけである。

理事會は R. I. の運營機關であり、定款及び細則の規定に従い R. I. の事務と資金の處理及び管理にあたる。理事會は R. I. のすべての役員及び委員會を全般的に統御監督する。理事會はロータリーの目的の推進及びロータリーの綱領の達成に對し必要と思われるあらゆる事をなす任務をもっている。理事會の決定は R. I. 大會への異議申立を受けたものを除き最後のものとする。

執行委員會：理事會は3名乃至5名の理事を執行委員會に任命し、その委員會に對し理事會の會合のない間理事會に代つて執行又は運營に関する事項を大會又は理事會によつて確立された R. I. の方針に従い處理する権限を委任する事が出来る。

Administrative Units

運 營 上 の 單 位

クラブの運營は理事會の全般的監督の下におかれる。運營上の目的のために定款(第8條)は次の如き直接的監督の形式を規定している。

(1) R. I. 理事會によるクラブの直接監督。

これは現在地區に屬しない48クラブのために規定された監督の形式である。

(2) 地區ガヴァナーによる地區内クラブの直接監督。

現在地區の数は、英國及びアイルランドの19を含めて220ある。英國及びアイルランドに於ては手續は全く同一とはいえないが殆んど變らない。

(3) 地區ガヴァナーによる監督の外に R. I. 理事會が必要と認め、且つ R. I. 大會に於て承認された場合に於ける地理的に隣接する2或はそれ以上の地區から成る或地域クラブの監督。この規定の意圖する處に従い、英國及びアイルランドの19の地區に屬するクラブは一つの團體を形成している。

理事會は R. I. の管理機構について次のような説明を行つている：

(a) 地區及び地域組織を最小限度にとどめ、運營目的のため R. I. 代表としての地區ガヴァナーの任務を強化するのが最もロータリーのためになることである。

(b) 今日の R. I. が一つの系統的發展であることを考えれば、現在の機構は國際的に機能を發揮する上うまく立案されたものであり、又、問題が起る場合にも R. I. 定款及び細則によつて権限を與えられている人々は斯様な問題をロータリーのため最も有利に解決するであろうと信ぜられる。

Administrative Service

管 理 上 の 奉 仕

理事會はロータリーの運營上の奉仕に關して次の如き全般的方針を採用している：

1. R. I. の運營上の奉仕は、世界中のすべてのガヴァナー及びクラブに對し出來得る限り公平に與えられることになつている。

2. この奉仕は本部事務局の各國人から成る局員によつて行われることになつている。廣く世界に出來る丈最上の奉仕を行うため、中央事務局に變更すべき事柄があれば之れを隨時理事會に報告することは、事務總長の任務とされている。

3. 航空機による世界的な通信機關の絶えざる進歩はクラブ及び本部事務局間の連絡を益々急速なものにしていく。従つて事務總長は通信及び物品の送付に航空便を使用する権限が與えられている。このため事務總長は航空便の費用に關し定期的に調査を行い、財務委員會が理事會に勧告すべき豫算の作製中に同委員會に對し、この種の費用について考慮せしめるようにしなければならない。

4. 交通通信の便が常に改善されて行くので、極めて特別な國情、そしてそれが出来るだけ廣い範圍の國際奉

仕に供える目的のためである場合を除いては事務局の支局を置く必要はないと考えられている。

5. 本部事務局から極めて遠距離の地域、特に戰災地域に於ては、一時的にも特別の奉仕を必要とする場合があるかも知れない。従つて、事務總長は、理事會がこれらの必要に應じ最善の方法を決定することができるように、隨時理事會にその特殊な必要事項について報告するよう要請されている。

6. 國家の財政状態が保證する場合には、事務總長は銀行勘定を設定して財務代行者の制度を設ける権限が與えられている。この場合は財務委員會及び理事會に對しこの旨報告しなければならない。

7. 通信及び文献は出來得るかぎり受取る者が容易に理解出来る言語で書かれていなければならない。従つて事務總長は、ロータリーの傳統であるこの種奉仕の増加に關する情報について財務委員會及び理事會の考慮を促がさなければならない。

Officers of R. I.

R. I. の 役 員

R. I. の役員は、會長、理事(第1,第2,第3,副會長を含む)事務總長、財務局長、地區ガヴァナー、英國及びアイルランドに於ける中央會議の被選挙役員並びに R. I. 代表である。

會長：會長は此組織の執行長であり、R. I. の事業及び活動を監督する。會長は理事會の一員であると共に議長であり、理事會を主宰する。常任委員及び特別委員はすべて會長によつて任命される。會長は會長推薦委員會を除くこれらすべての委員會の職權による委員である。

會長は R. I. 大會の議長となる。會長は又規定審議會の議長でもあるが、別に議長を任命して自己の任務を代行させることもできる。

大會に先だつ數箇月前、會長候補者1名が會長推薦委員會によつて推薦される。會長推薦委員會によつてなされた。推薦の外に、いずれのクラブでも會長被推薦者1名を選ぶことができる。會長は大會に於て全クラブの代表によつて選挙される。

R. I. 大會は次の如き決議案を採擇している：「R. I. 第29回年次大會は、加盟クラブの國際的な態度に助けられて樹立された傳統の、自然な發展にとともに、R. I. 會長は一つの如何なる國家からも3年以上連続して選挙せらるべきではないことを決議する。」(サンフランシスコ大會決議、38—24)

副會長：大會終了直後に開かれる暫定會合において理事被選挙會は第1第2及び第3の各副會長を互選する。

副會長の缺員は殘餘の副會長の順序に従つて充當される。即ち、第1副會長の空員は第2副會長をもつて、第

2副会長の缺員は第3副会長をもつて充當される。第3副会長の缺員は理事会が理事の中より選んで充當することになる。(理43-44)

事務総長：事務総長は、会長の監督と理事会の統制の下にR. I.の事務全般を処理する役員である。事務総長は直接理事会に報告を行い、その年次報告は理事会の承認を経て大会に提出される。理事被選者は大会終了直後の暫定会合に於て任期を1年として事務総長を選挙する。事務総長の任期は1月1日に始まる。

約150名の人員が事務総長と共にR. I.事務局を形成しアメリカ合衆国イリノイ州エヴァンストン及びスイス国チューリッヒに事務所を置いている。

財務局：長財務局長は理事会の規定する方法によつてR. I.資金の支拂を行い且つ自己の職務に属するその他の任務を行う。財務局長は理事会の要求する報告を理事会に行い、又大会に對して年次報告を提出する。財務局長は大会に於て全クラブの代表によつて推薦し選挙される。

地區ガヴァナー：ガヴァナーの数は201名である(1954年7月)。各ガヴァナーは理事会の全般的監督の下に、自己の地區内クラブを直接監督する。その上R. I.の目的を推進し、クラブの結成を監督し、地區内の各クラブの間、及びこれらのクラブとR. I.との間の友好関係を増進するのがガヴァナーの任務である。ガヴァナーは地區協議會及び地區大会を主宰する。

ガヴァナーは地區大会に於て地區のクラブによつて推薦されるが、例外的な場合には、郵便による投票を行うこともある。ガヴァナーは國際大会に於て全クラブの代表によつて選挙される。

R. I.代表：英國及びアイルランドに於ける19の地區のR. I.代表はガヴァナーと同様なものである。R. I.代表はR. I. B. I.の参事會員であり、参事會議を通じて自己の地區の監督に關しR. I.の理事会に對し責任を有するのである。

R. I.代表は地區のクラブによつて被推薦者として選ばれ、R. I. B. I.大会に於て推薦され、國際大会に於て全クラブの代表によつて選挙される。

参事會議の被選挙役員：英國及びアイルランドの参事會の選挙による役員は、R. I. B. I.の會長、直前會長、副會長及び名譽會計である。これらの役員はR. I. B. I.大会によつて推薦され、國際大会に於て全クラブの代表によつて選挙される。

役員の任期：R. I.の各役員の任期は(事務総長を除き)1)自己の選挙された大会終了直後の7月1日に始まる。例外的な場合には理事会に於てガヴァナーの任期を7月1日以後に始めることを認可することもあるが、10月1日より遅くなることはない。

役員は理事を除きすべて任期1箇年である。理事の任

期は1952年メキシコシティー大会に於ける立法によつて2箇年間となつている。會長も理事としての任期は2箇年—1年は會長として、次の1年は直前會長として—である。

1) 事務総長は毎年1月1日に就任する。

Order of Advancement in Offices 役員昇進の順序

理事会は次の各項が望ましいとしている。即ち、

- (1) クラブ理事はクラブの委員會の長を務めた経験者であること。
- (2) クラブ會長はクラブ理事或はクラブ幹事を務めた経験あるもの。
- (3) ガヴァナーはクラブ會長或はクラブ幹事の経験あるもの。
- (4) R. I.理事はガヴァナーの経験あるもの。
- (5) R. I.會長はR. I.理事の経験あるもの(理. 49-50)

International Assembly 國際協議會

協議會は毎年普通國際大会の開かれる直前の週に開催される。

協議會は、會長、副會長及びその他の理事、もしあれば會長被推薦者、及び理事被推薦者、事務総長、財務局長、R. I.地區ガヴァナー被推薦者、R. I. B. I.参事會長議員被推薦者、R. I.各委員長及び理事会が必要と認める者から成る。

この協議會の目的とする處は、これらの役員及び委員會が會合しR. I.及び各クラブの次年度の事業と活動を協力して計畫し、且つロータリーに關する教育と運営上の任務に關する教育を行い、出席者間の親睦をはかる機會を與えることである。

Committees of R. I. R. I.の委員會

細則(第12條)は六つの常任委員會を規定している。即ち、

定款・細則	財政
大會	雜誌
地區設定	プログラム計畫。

常任委員は會長によつて任命されるが、會長は又自己或は理事会の判断に於て必要と認められる特別委員を任命することができる。會長は自己の任命した委員會の委員長を定め、委員に缺員を生じた時はこれを補充する権限を有する。

理事会は地域諮問委員會(R. I.細則第12條第4項)を認可することができる。同委員會は理事会によつて承認

された手續に従つて諮問機關としての機能を果たす。

會長推薦委員會を除き、すべての委員會の決定は理事会の承認を受けなければならない。

Council of Past Presidents 元會長參議會

R I細則(第16條)は、直前會長以前の最近の元會長10名及び職責上現會長に直前會長等からなる元會長參議會を常置することを規定している。

參議會はロータリーに關係を有する全世界の狀勢及び傾向に鑑み、現在及び將來に於てロータリーの直面する特種な問題を討議し、結局において世界狀勢の變轉に伴つて起る諸問題に對しロータリーとしての對策を整備するにある。

會議は理事会に對し諮問機關として作用し、ロータリーの絶えざるそして廣範圍の發展を目指して理事会に報告を行う。

理事会は會長に對し理事会に代つて本會議を開催する権限を委任する習慣になつている。

District Assembly 地區協議會

クラブの活動に關し協議を行いその情報を得るために、地區内全クラブの次年度の會長及び幹事の協議會を毎年4月又は5月に開く。次年度の各會長及び各幹事はこれに出席するものとする。

District Conference 地區大會

各地區に於けるロータリー會員の大會は、毎年10月1日に始り3月15日に終る期間内に、地區ガヴァナー及び地區内過半数のクラブ會長の一致した意見によつて決定する時日及び場所に於て開催される。

地區大會の目的は、親睦、感激的挨拶及び地區の問題並びにR. I.に關係する事柄を廣く討論することによつてロータリーの綱領を推進するにある。地區大會はR. I.理事会から大會に提案される特殊な事項或は地區内に發生した事柄をすべて考慮する。地區大會は規定審議機關ではない。地區大會は時には大會の討議から自然發生した規定案を採擇して、これを國際大会に提出することもある。大會は又、次年度のガヴァナーを推薦する。

Regional Conferences 地域大會

地域大會は理事会の決定する時日及び場所に於て理事会によつて開催される。

地域大會の目的は、地域内クラブの會員を集めて相互

間の面識と理解を推進するにあり、又意思の交換及びR. I.定款に規定されるロータリーの目的に含まれる議題討議するため、集會場を提供するにある。大會は理事会の採擇した手續規定に従つて運営される。大會は規定審議機關ではないが、理事会に對する勧告として決議を採擇することができる。

Structure of Rotary Clubs ロータリークラブの構造

1922年ロスアンゼルス大会に於て、1922年大会以後にR. I.に加盟するクラブは標準クラブ定款を採用すべしというようにR. I.細則が改正された。命令的ではなかったが、1922年6月以前に加盟した多くのクラブもその定款を改正して標準クラブ定款に合うように變えている。従つて、大部分のクラブの組織構造が標準クラブ定款に基づいていてと考えてよいであろう。

國際ロータリー會長代理 フランク E・スペイン氏



Frank E. Spain

今回我國に於ける4地區の年次大會へR. I.會長代理として出席されるフランク E・スペイン氏は1951~2年度のR. I.會長としてロータリーの發展に貢献、現在シニア・アクティブメンバーとして活躍されるロータリアンである。

10月1日早朝、夫人とともに無事横濱へ着かれたが、我々ロータリアンは遠路はるばる來朝されたスペイン夫妻に對し心から歓迎の意を表すると同時にその御勞苦に對し深い感謝の念をさしげるものである。(尙、同夫妻の我國に於ける日程は43頁にあります。御参照下さい。)

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覧 (第9回) R. I. Pamphlet No 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Glossary 語 彙

ロータリー用語及び熟語

Acting District Governor—地区ガバナー事務取扱—
地区ガバナーが空席になった場合に、新ガバナーが国際大会、又は国際理事会によつて選挙せられるまでその事務を執行するために、R. I. 会長の指名したもの。

Acting Member—正会員— 職業分類の下にクラブ会員として選ばれ、会員としての義務、権利及び特典を有するクラブの会員。

Additional Acting Member—第2正会員— 同一商社の同僚である正会員によつてクラブ員として推薦され、且つ推薦者と同一職業分類の下に、クラブ員として選挙されたクラブの正会員。第2正会員は、^{シニアクラブ}總ての意味において正会員であつて、推薦者の退會とか長老会員の轉移の場合には同時に退會しなくてはならないということ以外は、クラブ員としての總ての義務、責任及び権利を有する。

Administrative Adviser—管理顧問— クラブ数が少く、その管理上地区を設定できない非地区の諸クラブと接觸を保ち、之れを監督する上において、R. I. 理事会を援助するため、R. I. 代表として、名譽職の形で奉仕する處の、R. I. 会長によつて指名せられたロータリアン。

Admission Fee—入會金— クラブ員としての申込者によつてクラブに支拂う料金。料金の額は一定しない。それは各クラブがその細則に規定している額によつて異なる。

Advisers of Revista Rotaria—レビスタ・ロータリア誌相談役— スペイン語及びポルトガル語國から雑誌委員会が推薦して、R. I. 会長によつて指名せられた機關雑誌レビスタ・ロータリア編集の相談役。

Alternate (delegate)—代理者(代表者)— 何れのクラブでも、国際大会にその代表者を選択するには、代表者1人に對し1人の代理者を選ぶことができる。此代理

者は所屬代表者不在の場合、国際大会において投票する権利を有する。

ANZSAO—濠・新爾・南阿・其他— オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、その他何れの國群(例えば、(SCB, SACAMA, G. B. & I., CENAEM又はAsia)にも含まれない土地の略字。

Area—地方— R. I. 定款及細則に定められた管理目的のため、2又はそれ以上の隣接地區内にあるクラブが、公式に組合せられた場合にのみ用いられる言葉。(Region参照)

Attendance Contest—出席競争— アラスカ、及びハワイを含む合衆國、カナダ、及びバーミューダのクラブ間でロータリークラブの例會に、ロータリアンの出席を奨励し且つ増進するために行われる競争。此競争は国際大会において決議せられた規則の下に施行せられる。R. I. 理事会は同一規則の下に出席競争の参加者として、他地域のクラブを指定することがある。

Attendance Report (Club)—出席報告(クラブ)— 各クラブが R. I. 細則に基づき、地區内にあるクラブはその所屬ガバナー、然らざるクラブは R. I. 事務總長に、毎月行ふ例會の出席報告。

Attendance Report (Governor)—出席報告(ガバナー)— 所屬地區のクラブから受取つた、月例出席報告のガバナーによる摘要。ガバナーは此摘要報告書を R. I. 事務總長に送る。R. I. 事務局においては、此 USCB内の諸地區ガバナーから受取つた報告に基づいて、出席競争の結果を作成する。

B. & I.—英愛— ブリテン及びアイルランドに關して用いられる略字。

Bd.—理— R. I. 理事会の略字。此略字に伴う數字は年

度を表はす。假令ば Bd. 44—45 は 1944—1945年の理事会の略字である。

Birthplace of Rotary—ロータリーの誕生地— 第1番目のロータリー・クラブの創立された合衆國イリノイ州シカゴ市。

Board of Directors (Club)—クラブ理事会— クラブ細則の定むる處により構成せられたクラブの管理機關。

Board of Directors (R. I.)—R. I. 理事会— 合衆國より5人、カナダより1人、英愛より1人、中南米より1人、その他より4人の外に、R. I. 会長、直前會長を加えた14人よりなる R. I. の管理機關。會長は議長となる。

Boys and Girls Week—少年少女週間— 少年少女と、その人格養成の活動、及び少年少女の一般福祉問題等について、社會的注意を喚起せしめるよう計畫された週間。

Brief Report of the Convention—国際大会暫定報告— 国際大会終了直後、全部の加盟クラブに送られる、大會議事録の要約した報告。

C. A. C.—カナダ諮問委員会— カナダ諮問委員会の略字。

Canadian Advisory Committee—カナダ諮問委員会— 5人よりなる委員会で、内3人は元ガバナーの中から選ぶことが望まれている。4番目の委員はカナダ國內で嘗つて R. I. 理事を勤めた人。第5番目は前委員会で繼續委員と同時に委員長として選ばれたもの等からなつている。

CENAEM—歐陸・北阿・東地中海— ヨーロッパ大陸、北アフリカ、及び東地中海地域の略字。

Central Office—(C. O.)—中央事務局— アメリカ合衆國イリノイ州エバンストンにある事務局の中央事務所。

C. E. O.—歐大陸中央事務局— スイス國チューリッヒ市にある事務局の歐州大陸中央事務所。

Certificate of Nomination of District Governor—地區ガバナー推薦狀— 地區内クラブによつて、ガバナーの職に正しく推薦されたロータリアンの推薦を證明し、ガバナー及地區大會幹事によつて署名せられた證明

ロータリーの友—11月號

書。

Charter Fee—加盟料金— R. I. に加盟を許可された各クラブが、R. I. 細則によつて支拂うべく定められた料金、合衆國貨幣100ドル。

Charter Member—創立會員— ロータリー・クラブの創立會員、即ち R. I. 加盟前に選ばれた會員。

Classification—職業分類— クラブ會員名簿にのつてゐる、實業又は専門業の社會に對する奉仕を表現する。ロータリーの用語。

Club Activities Report—クラブ活動報告書— 地區ガバナー公式訪問の際、クラブからガバナー及び中央事務局に提出すべき、クラブの重要活動についての最新情報を書いた報告書。

Club Assembly—クラブ協議會— クラブの計畫及び活動について協議する目的で集るクラブの全役員、理事及び各種委員長の會合。

Club Review for Governor's Visit—ガバナー訪問準備會— クラブ役員がクラブの實態を再検討するに備え又クラブの運営と趨勢についてガバナーと検討する準備をなすために計畫される會合。

C. O.—中央事務局— アメリカ合衆國イリノイ州エバンストン市にある、事務局中央事務所の略字。

Commission on Rotary International Administration (C. R. I. A.)—R. I. 管理委員会— 地方管理に影響する手續に關する現行規則を検討し、改正案を作成し、猶お委員会において、有利と認める地方管理に對する案、又は代案、變更、或は再確認、又は領地域或は國家單位の管理形式を研究し、提案するための委員会を設定することを、R. I. 理事会に一任した1934年デトロイト国際大会の決議に基づき、1935年1月 R. I. 理事会によつて設定された委員会、R. I. 管理委員会は1935、1936、及び1937年の国際大会に報告を提出し、1937年国際大会において公式に解任せられた。

Considered as Withdrawn—撤回— 国際大会に提出せられた議案取扱に對して、ロータリーで自然に生じた議事進行法。国際大会において裁決することは好ましくないが、同時に否決したという記録も残したくない提案は撤回と見做すことになつてゐる。此取扱は1年或は

以上延期された議案にも用いられ、その間にその問題に対して更に研究すべき問題として残されることがある。

Continental European Office (C. E. O.)—欧大陸事務局— ヨーロッパ大陸、北アフリカ、及び東地中海地域、及び同地域内に住むガバナー、R. I. 理事及委員等のために連絡を勤める、スイス国チューリッヒ市にある事務局のヨーロッパ大陸事務所。

Convention—国際大会— R. I. 定款第7條及同細則第6條の規定に基づき、R. I. 理事会において定めた R. I. 年次大会。普通5月又は6月中に開催される。ダラス市で開催された第20回国際年次大会において1931又は1932年の大会はアメリカ合衆国以外の土地で開催し、爾後は少くとも4年に1度はアメリカ合衆国以外において開催するよう勧告された。

Convention Proceedings Book—国際年次大会報告書— 国際大会終了後毎年 R. I. によつて発行される大会記録の挿畫印刷物。

Conv. Res.—国際大会決議録— 国際大会決議録の略字。

Council of Past Presidents—元會長參議會— R. I. 細則第16條に基づき、直前會長より逆之れに最も近い10名の元會長と、職權による現會長及直前會長よりなる常任參議會。

Countries and Other Geographical Regions—國家及び他の地理的地域— ロータリーの存在する世界各地に關連して用いられる慣用語。

C. R. I. A.—R. I. 管理委員會— R. I. 管理委員會の略字。

District—地區— 管理目的のためにクラブが連合している極限せられた範圍に與えられた用語。

District Assembly—地區協議會— 次期クラブ會長及び幹事を、ガバナーが招集して協議、教育する會合。毎年4月乃至5月中に行われる。

District Committee—地區委員會— クラブ奉仕、職業奉仕、社會奉仕、及び國際奉仕の各部門に堪能なるロータリアン1人づゝをガバナーが指名し、ガバナー自身はその委員長として成立つ諮問機關。ガバナーが必要と

認められた場合には、別に青年奉仕の委員を加えることができる。

District Conference—地區大會— 10月1日より3月15日の間に各地區において開かれる年次大會。此大會において次期ガバナー被推薦者を選挙する。各偶數年次大會では規定審議員を選挙する。

District Conference Report—地區年次大會報告— 地區大會における決議事項、出席クラブ數、ガバナー被推薦者、その他について、ガバナー及び大會幹事がR. I. に提出するよう要求されている報告書。

District Funds—地區資金— 種々なる目的のため(主として地區大會費の全部又は一部の資金とするため)、多くの地區で設定している資金。此資金に對する分擔は、地區によつて異なるが、任意でなければならない。斯様な資金の設定に關する特別の權限は何處にも與えられていない。従つてロータリアン個人又はクラブに對して、人頭料金の性質において徴集することはできない。

District Governor—地區ガバナー— 地區で被推薦者として選び、國際大會において選挙せられた R. I. の役員。R. I. を代表して地區の管理に當る。

District Governor Ad Interim—暫定ガバナー— 國際大會において選挙せられたガバナーが當該地區外にあつて、就任時迄にその地區に歸着出来ない場合に、正ガバナーが地區に歸着するまで、前ガバナーが暫定ガバナーとしてその事務に當る。

Dual Membership—二重會員— ロータリアンは他の奉仕クラブの會員を承諾して、その關心と勢力を分斷することを避けるよう、國際大會の決議によつて勧告されている。

Dues and Fees—會費及入會金— 各正會員、前歴會員、及び長老會員は入會金及び年會費として所屬クラブ細則に示された額をクラブに支拂う。これら料金の額は R. I. の加盟クラブ間に統一されてはならない。

Enactment—制定— R. I. 定款 R. I. 細則、又は標準クラブ定款等の改正をする國際大會の立法。

ENAEM—歐・北阿・東地中海— ヨーロッパ、北アフリカ、及東地中海地域の略字。

ENAEMAC—歐・北阿・東地中海諮問委員會— ヨーロッパ、北アフリカ、東地中海諮問委員會の略字。

European, North African, and Eastern Mediterranean Advisory Committee—歐・北阿・東地中海諮問委員會— 細則第12條第4節C項の規定に従い、R. I. 理事会によつて許可せられた諮問機關。

Exchange of Youth—青年交換— 自國で業務の經驗を持つ青年に短期間他國で同一經驗を持たせる機會を與えよとか、學生に他國で勉強する機會を與えよとか、休暇中に他國に滞在せしめよというような目的で、青年の相互交換。

Executive Committee—運営委員會— 理事会の會合のない間、これに代つて R. I. の既定方針に基づき運営又は管理の任に當るため、理事会が指名した、3名乃至5名の理事よりなる委員會。

Extension Aide—擴大補助員— ガバナー自身が必要な援助を與え得ない場合、ガバナー代表がその指定せられた土地にロータリー・クラブを設立するに當り、誰か他に援助をえなければならぬような情勢にある場合には、ガバナー代表を援助するためにガバナーが指名した、ロータリー・クラブ設立に經驗あるロータリアン。特別の場合には、擴大補助員自身がクラブを組織することもある。

Extension With in the Club.—クラブ擴大— クラブ所在地内に適當な代表者のある職業分類の總ての代表者がクラブ會員に含まれるようその會員數の増加。

Extension Work—擴大事業— ロータリー・クラブの存在しない地方にクラブを設立して、ロータリーを擴める事業。此事業は事務局の援助を受け、ガバナーによつてその所屬地區内において行われる。他の地域においては普通管理顧問又は特別に指名された代表者によつて事務局と協同で行われる。

Foundation—基金— R. I. 定款第10條及びその細則第18條に基づくロータリー基金。その直接の目的は、1. 大學院獎學生、2. 國際親善、3. 災害救助のため等である。

Founder of Rotary—ロータリー創設者— 1905年に最初のロータリー・クラブを創立したポール・ハリスに用ゆる用語。ポールハリスは1947年1月27日に逝去した。

Four Avenues of Rotary Service—四大ロータリー奉仕— クラブ奉仕、職業奉仕、社會奉仕、及び國際奉仕等に關する用語。

Four Way Test—4つのテスト— ロータリー精神發揚の一方法として R. I. 理事会が、クラブの注意を促すことに同意した内省的規範。1. 眞實がどうか、2. みんなに公平か、3. 好意と友情を深めるか、4. みんなのためになるかどうか。

G. B. & I.—英愛— 大ブリテン及びアイルランドの略字。

General Council (R. I. B. I.)—R. I. B. I. 參事會— R. I. B. I. の役員(會長、直前會長、副會長、名譽會計、及び事務長)、及び大ブリテン及アイルランド内地區の代表よりなる大ブリテン及アイルランドにおける國際ロータリーの管理機關大ブリテン及アイルランドから出ている R. I. 理事は職權上參事會員である。

General Officers of R. I.—R. I. 一般役員— R. I. 會長、第1、第2、及び第3副會長、残りの10理事、事務總長及び財務局長。

Governor's Monthly Letter—ガバナー月信— 所屬各クラブ會長及幹事に對して、ガバナーが毎月發送するタイプし、複寫し、又は謄寫した手紙。それはガバナーからクラブ役員に送る親展書及び公文書であつて、地區内クラブに對し特別の關心と重要性のある事項を含むものである。

Group Representatives—集團代表— 豫め定めた地區内クラブの集團で、クラブ役員を援助するために、ガバナーによつて指名された、非公式ガバナー代表。ガバナーはその任務を何人にも代理せしめる權限を持っていないから、これらの代表は何等の權能を持たない。

"He Profits Most Who Serves Best"—積善餘慶— 無我の奉仕 (Service Above Self) と共に、ロータリー文獻、その他に用いられる格言又は規範。

Honorary Member—名譽會員— クラブ所在地に在住し又は關係あるもので、ロータリー精神の發揚に功勞があり、クラブによつて選ばれた、成年男子。

Ibero America—中南米— 中南米という用語は、ヨーロッパのイベリア半島から來た、スペイン及びポルト

ガル人によつて植民された、アメリカの諸國を指すものである。R. I. の構成について、R. I. 定款の定むる處によれば、イペロアメリカは南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、及びアンチレス(西印度群島)を含むということになつてゐる。

Ibero American Assembly—中南米協議會— 國際大會に集つた、中南米ロータリアンの特別協議會。

International Assembly—國際協議會— 毎年普通國際大會の直前週間に、R. I. 會長、副會長、及び他の理事、若しそれまでに決定しておれば、會長被推薦者、及び理事被推薦者、事務總長、財務局長、ガバナー被推薦者、R. I. B. I. 參事會員被推薦者、R. I. 委員會の各委員長、その他理事會の必要と認めるものを以て構成する協議會。

International Officers—R. I. 役員— R. I. 會長、理事(第1、第2、及び第3副會長を含む)、事務總長、財務局長、ガバナー、大ブリテン及アイルランドの參事會員、及び R. I. 代表。

Inventory Past Rotarian—元會員— 職業の変更、職業からの離脱、又はその事業がクラブ區域以外へ移轉のため、そのクラブにおける會員の資格が、不本意に失われた元の會員。

Lapel Button—襟章— ロータリーの會員によつて襟章として飾られる、金と青のエナメルで造られたロータリアンの徽章。

Manual of Information for District Governor—地區ガバナーの手引— 各ガバナー被推薦者に R. I. から提供せられる印刷物。この印刷物はガバナーの任務の詳細を示したもので、その業務執行上必要な報告用紙及び諸種の雛型が伴つてゐる。

Member—會員— ロータリー・クラブにおける會員資格のある人。

Member Club—加盟クラブ— R. I. の一員として正式に加盟を許されたロータリアン・クラブ。

Membership Application Card—入會申込書— クラブ會員としての申込をなすために、推薦された人によつて用いられる文票。

Membership Identification Card—會員證明證— 全加盟クラブにおいて採用するよう、R. I. 理事會で推薦せられた、一定のポケット型のカードで會員たることを證明するもの。それには R. I. 事務總長の署名印の他、會員の名稱、クラブ名、職業分類、支拂つた會費の有効期日、クラブ幹事の署名、及び本人の署名すべき空欄が設けられてある。

Membership Proposal Card—會員推薦票— クラブに會員を推薦せんとするに當り、クラブ會員たる推薦者の用ゆるカード。

Membership Report Card—會員報告票— R. I. は各クラブ幹事に對し、無料で三種類の報告用カードを、新會員、退會會員、及び住所並に職業分類の変更等を R. I. 事務局に報告するために提供している。

Memo of Official Visit of District Governor—ガバナー公式訪問報告書— ガバナーが所屬地區内各クラブに公式訪問をした際に書き入れて、クラブ提出のクラブ活動報告と共に、ガバナーに最も近い R. I. 事務局に送るべき、印刷した様式書。此メモの目的は、クラブの活動状況を R. I. が良く知ることと、クラブに對する奉仕指導の材料とするためである。

News Broad Cast—本部彙報— R. I. 中央事務局事務總長より隨時、クラブ會長、及び幹事に發送される、印刷した通信。その目的は公式通信、その他一般的又は適時の新報道を、クラブ役員に傳達するにある。

Non-Districted Club—非地區クラブ— R. I. の地區に歸屬せず、本部理事會の直接管理下にあるクラブ。

Object of Rotary—ロータリアンの目標— R. I. 定款第3條、標準クラブ定款第2條に定むるロータリアンの目標。

Occupational Book Shelf—職業書架— ^{ロータリアン}ロータリアン會員がその代表する職業に関する書籍を、その所在地學校に寄附して出來た圖書棚。

Officers, Club—クラブ役員— クラブ役員は、會長、1又は以上の副會長、幹事、會計、及び會場監督よりなる。

Officers, R. I.—R. I. 役員— International Officers を参照。

Official Directory—公認名簿錄— R. I. は毎年1回普通8月中に全クラブ名簿、その會長及幹事の住所氏名、例會場所及時、R. I. 役員及委員、その他必要な事項を載せた公認名簿錄を發行する。

Outline of Classification—職業分類要綱— 各クラブがその職業分類表を作成するに、参考とすべき職業奉仕の科學的配列。

Past Service Member—^{バスタービズ}前歷會員— 5年以上ロータリアン・クラブの^{アクティブ}正會員であつた經歷者で、職業の現役から離れ、職業分類の代表者としての資格を喪失したもので、クラブが^{バスタービズ}前歷會員として選挙した、元の正會員。

Per Capita Tax—人頭料金— 各加盟クラブが、R. I. に對し半年毎に、即ち7月1日及1月1日現在正會員、^{バスタービズ}前歷會員、^{バスタービズ}長老會員の數に従つて支拂う人頭料又は會員費。

Provisional Rotary Club—假ロータリアンクラブ— 最少限20人で組織された團體で、R. I. に加盟の申込を決議したものは、加盟の承認があるまでは、之れを假ロータリアン・クラブと稱する。加盟承認があつて初めてロータリアン・クラブとなるのである。

Purposes of Rotary International—R. I. の目的— (a) 世界を通じてロータリアンを奨励し、推進し、擴大し、且つ管理する。(b) R. I. の活動を齊整し且つ一般的指導を行う。

Regions—地域— 地域という言葉は、地域大會、地域訪問委員會、事務局の事務所設置等の目的を以て、必要な場合に一定のクラブ、又は臨時的に或地域内にあるクラブを集合する時に用いられる。

Regional Conference—地域大會— R. I. 細則第16條第5項の規定に基づき、R. I. 理事會によつて召集され、地域的に行われる大會。

Registration Fee, Convention—R. I. 大會登録料— 國際大會に出席登録するときに満16歳以上のもの1人1人が R. I. に支拂う料金。此料金は10ドルを超えざる程度において R. I. 理事會がその都度決定する。選挙人は登録料を支拂わない限り選挙の資格が生じない。

Resolution—決議— 大會の意志を表示し、或は R. I. 定款又は標準クラブ定款を改正しなくても出來る施策、

又は處置を決定、又は否決する大會の行爲。

Resolution 34—決議第34號— 1923年セントルイス國際大會において、決議第34號として採決せられ、その後の大會において改正された、社會奉仕活動に對する、ロータリアンの施策聲明書。

Revista Rotaria—レビスタ・ロタリア— R. I. 機関誌のスペイン語版。

R. I.—國際ロータリアン— 國際ロータリアンの略字。

R. I. B. I.—大ブリテン及アイルランドの國際ロータリアン— 大ブリテン及アイルランドにある國際ロータリアンの略字。

R. I. Representatives—R. I. 代表— 大ブリテン及アイルランド内地區における R. I. 及び R. I. B. I. の代表。R. I. 代表は R. I. B. I. の參事會員であり且つ R. I. の役員である。彼等は各地區内のクラブで推薦し、地區大會で被推薦者として選ばれ、國際大會において選挙せられる。その所屬地區内クラブの監督にあたり、參事會を通じて R. I. 理事會に責任を持つ。

Road Signs—道標— ロータリーの徽章、都市の名稱、ロータリアン・クラブの所在場所、及び例會の場所と日時を書いた、公道の都市入口にある標識。

Rotary—ロータリアン— ロータリーは、友愛の精神、主義と實行、慣例、成就せんとする目的及目標を持つ處の、ロータリアン・クラブ及ロータリアンの組織機關の表現及指表として用いられる。

Rotary Education—ロータリアン教育— (1) ロータリーの目標、主義、及びその發達とその四大奉仕について、會員に知らしめる處置。(2) 自己献身、及びロータリアンの理想奉仕によつて表現せられた、責任と理解の觀念を各ロータリアンに起さしめる處置。

Rotary Foundation—ロータリアン基金— Foundation 参照。

Rotary Foundation Fellowships for Advanced Study—ロータリアン奨學生— R. I. 理事會において、ロータリアン基金使途の第1目的として定められた大學院奨學生。此計画は學生に潜在的指導能力を與え、外國における勉強の機會、同時にその國の國民、その文化、前

途、及びその生活様式等についての智識を得ることのできるようにするためである。

Rotary Institute—ロータリー研究会— 国際協議會開催當時、同所に出席した者で、協議會に直接関係のない、過去及現在の R. I. 役員、現 R. I. 委員會委員、及び過去の R. I. 委員會委員等からなる、ロータリー企画及管理問題に関する非公式研究会。国際協議會とロータリー研究会は同時に開催されるが、各集團はそれ自體の次第書及び各別な會場を持つ。

Rotary International in Great Britain and Ireland—(略字 R. I. B. I.)— 大ブリテン及びアイルランド内国際ロータリー— 大ブリテン及びアイルランドにおけるロータリー・クラブ連合會の名稱。

Rotary Service—ロータリー・サービス— R. I. B. I. で発行している公認機關雜誌の名稱。

Rotary Wheel—ロータリー車輪— ロータリーの徽章に関連して用いられる言葉。

Round Table—圓卓會— 或特定の問題を非公式に討議する目的を以て集るロータリアンの會合。此用語は、クラブによりては、又、例會以外の日に集つて中食を共にする、非公式の會合にも用いられることがある。此會合への出席はメークアップにはならない。

R. R.—レビスタ ロタリア— レビスタ・ロタリアの略字。

SACAMA—中南アメリカ・メキシコ・及び西印度群島— 南アメリカ、中央アメリカ、メキシコ、及び西印度群島を含む地域の略字。

Secretariat—事務局— R. I. 事務局。中央事務局はアメリカ合衆國、イリノイ州、エバンストン市1600番地にあり、ヨーロッパ事務局はスイス國、チェウリッヒ市にある。

Secretarys Letter to R. I. Officials— 事務總長通信— 隨時、事務總長から、R. I. 役員、委員會委員等に發送される謄寫通信。此通信はこれら役員に對して重要な事項を含むもので、經濟上謄寫してはあるが、各受取人に對しての親展書と考えられている。

Semi-Annual Report— 半期報告— 毎年7月1日及

び1月1日現在のクラブ會員數を、各クラブが R. I. 事務總長宛發送する報告。

Senior Active Member—^{シニアアクティブ}長老會員— 15年以上正會員であるもの、年齢滿65歳以上で5年以上正會員であるもの、又は R. I. の元役員であつたもので、本人の希望により、文書を以てクラブ幹事に申出たものは、^{シニアアクティブ}長老會員となることのできる。長老會員は、正會員であるが職業分類には關係がない。權利義務は正會員と同様。

“Service Above Self”— 無我の奉仕— ロータリー文獻、その他で用いられる標語である、“無我の奉仕と積善餘慶”の前置。

“Service Through Business”— 業務を通しての奉仕— 職業奉仕上ロータリーの理想の表現。

Similar Organization— 類似クラブ— R. I. に類似した目的及型式を持つ奉仕クラブ。

Special Assemblies— 特別協議會— 國際大會において、同1國又は數ヶ國の一團からなるロータリアンによつて、相互に知り合を深め、友情を温め、且つその國又は集團間に關係ある特別の問題について討議する目的を以て集る會合。

Special Representative— 特別代表— クラブ創立に關し、詳細にわたる世話を、ガバナーに代つて行う、普通は後援クラブの會員の中から、ガバナーの指名したロータリアン。

Sponsor Club— 後援クラブ— 新クラブの組織に援助し、R. I. の1員としての速かなる發達を遂げるよう指導する責任をとつたロータリー・クラブ。後援クラブは、新クラブを創立した特別代表の所屬クラブであるのが普通である。

Staff— 事務員— R. I. 活動を進める上において、R. I. の一般役員、ガバナー、R. I. 諸委員、及び加盟クラブのために働く R. I. の雇人。

Standard Club Constitution— 標準クラブ定款— 1922年6月1日以後 R. I. に加盟した、總てのクラブによつて採用されるよう、國際大會において規定されたクラブ定款。

Student Loan Funds— 學生貸附資金— 上級教育を

受けんと欲する學生で、その勉強を繼續するに必要な資金を持たない、有望な若い男子及女子に貸與するために、クラブによつて設定せられた基金。

Terms of Reference— 参考約定— 委員會又は同種會の權限及び任務に関する定義。

Territorial Limits of a Rotary Club— ロータリー・クラブの區域— 正會員及び第2正會員が、事實上その所屬職業分類の職場を持つ、クラブ定款に定められた區域。前歴會員及び長老會員は、クラブの區域内又は、クラブ所在地の郊外住宅地の限界内に居住しなければならない。

Territorial Unit— 國別單位— 1922年ロスアンゼルス國際大會で規定せられた、R. I. 加盟クラブの管理形式。1927年オステンドの國際大會でこの管理形式は中止されたが、現存する國別單位の權利、特權、權限、義務、及び責任は、現存單位として、そのまま有効であることを明記している。

The Rotarian— ロータリアン— R. I. の公認機關雜誌の英語版。

T. R.— ロータリアン— 機關雜誌ロータリアンの略字。

USBC—^{ユナイテッド・ステイツ・ビジネス・クラブ}合衆國・カナダ・バーミュダー— アメリカ合衆國、カナダ、及びバーミュダの略字。

Visting Rotarian Report Card— 出席通知— 他クラブより訪問したロータリアンの出席を、被訪問クラブの幹事から、訪問したロータリアンの所屬クラブ幹事に發送する通知書。

Vocational Craft Assemblies— 同業者協議會— 國際大會に出席したロータリアンは、世界各地から來た同業者と集り、意見の交換、及び所屬職業奉仕に関する問題の討議をする機会をつくるために、大會中に、職業別に開催されるロータリアンの協議會。

Vocational Group— 同業集團— R. I. 理事會で定めた規定に従い、理事會の許可をえてつくつた、特定又は關係ある職業分類の集團。斯様な集團をつくるには、同一又は關係ある職業分類のロータリアン25人以上の署名によつて、理事會に申請しなければならない。

Voting Delegate's Card— 投票者文票— 所屬クラブ幹事によつて、國際大會における投票代表者に、發行せられ、國際大會資格審査委員會で確認せられた文票。此

ロータリーの友—11月號

ロータリー文獻のお知らせ

豫て決定致しました文獻委員會におきましては、手島元 R. I. 理事を委員長として、着々邦譯文獻の處理が行われつつあつたのであります。委員長手島氏は、不幸、過般小田原ロータリー・クラブのチャーター傳達式において講演中、病をえられ絶對安靜を要する身となられましたことは文獻邦譯の事業に一大頓座を來したのであります。その後手島氏の病狀は頗ぶる良好に向い、一應愁眉を開くことが出來ましたが、未だ當分の間は靜養を要するものがありまして、此重大な事業に携わることには無理であります。然るに既に着手せられた邦譯文獻は多數にのぼり、且つ繼續的に邦譯を進めなければならぬものもありますので、過日行われました、我國4地區のガバナー及バスターガバナーの會合の節、手島氏病臥中當分代理として宮脇バスター・ガバナーが邦譯事業を續けられることとなりました。

文獻委員會は必要を認める毎に會合をもつ事になつておりますが、4區の各委員は會員各位に R. I. 運轉の基となる文獻を廣く熟讀される様、常時活動しております。かねて印刷中のロータリー大要が出來上りました。又ロータリークラブ結成指針も、新にロータリー會員組織の構成並にチャーター傳達式のやり方を加え出來上りました。

- 現在文獻は次の通りであります。
- 奉仕こそ我がつとめ (Service Is My Business) 1954年版 @ ¥200
 - ロータリー大要 (Brief Facts About Rotary No. 1) 1954年版 @ ¥10
 - ロータリーの歩み (Rotary's Onward March-No.4) 1954年版 @ ¥35
 - 會長必携 (Your Year-No.8) 1955年版 @ ¥50
 - 幹事提要 (R.C.Secretary-No.9) 1955年版 @ ¥50
 - ロータリークラブ結成指針 (Organizing R.C.-No.10) 1950年版 @ ¥50
 - 定款及び細則 (Constitutions and By-Laws-No.12) 1955年版 @ ¥60
 - 委員資料 (“Mr. President” 綴り-No.20) 1955—56年版 @ ¥350
 - ビニール製ルーズリーフ・バインダー付 @ ¥500
 - 出席規定 (R. C. Attendance Rules-No.21) 1954年版 @ ¥10
 - ロータリー問答 (Getting Acquainted With Rotary-No.38) 1953年版 @ ¥30
 - 標準職業分類表 (Outline of Classifications 拔萃—No.284) 1954年版 @ ¥80
 - ロータリーソング (日本語) 1954年版 @ ¥50
 - ロータリーソング (英語) 1954年版 @ ¥50
 - 四つのテスト壁掛用邦語版 @ ¥20
 - 四つのテスト解説 @ ¥2

個人會員の御用は所屬 R. I. を通じて御註文がいます。申込先は、東京都中央区京橋1丁目4 電 (28) 6331—5 柏原洋紙店內 柏原孫左衛門氏

の文票は代表者が國際大會において、投票權執行者として投票する權利を有することの證明となるものである。

Zone— 地帯— 合衆國より R. I. 理事を推薦し、その他 R. I. 細則で明確に規定せられた事項を實行する目的を以て、合衆國內のクラブを適宜集結して、造つた5の地理的分區を指すに用いる用語。

MANUAL OF PROCEDURE

手 續 要 覽 (第10回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Regional Conferences

地 域 大 會

地域大會はR I細則第16條第5項に規定される如く、R I理事会によって開催される。

理事会は地域大會開催を考慮する際に於ける將來の指針として次のように決定している：

理事会は適當なる狀況の下に於て、R I細則に規定される如く、相互間の面識と理解を推進し且つ意思の交換のための集會場の役を果たすという目的のために、地域大會を開催することに合意する。地域大會は原則としてどの地域 (Region) に於ても5年に一度以上は開催しないものとする。理事会は、1956年を第一年として大會を開催すべき地域の順序を次のように示唆している：太平洋地域、カリブ海メキシコ灣地域、アジア、南米、歐洲、北アフリカ、東地中海地域。

地域大會の開催を認可するに當つて、理事会はR I國際大會に於けると同様に、大會の計画及び開催を援助するために必要な費用の割當を行うことになつてゐる。(理49—50; 52—53)

理事会は、地域大會の組織に對して次の如き手續規定を採用し、會長及び實行委員會或は會長に對し理事会に代つてこれらの規定が理事会に委ねた責任を遂行する権限を與えんと共に更に實行委員會に對し必要ある場合には既定の實行方法を變更する権限を委任してある。

Rules of Procedure for Organizing Regional Conferences

地域大會組織の手續規定

R I理事会は地域大會の準備及び開催に當つて次の如き手續規定を定める。

I 諮問委員會の存在しない地域のため。

II 諮問委員會の存在する地域のため。

I. For Regions in Which There Are No Advisory Committees

I. 諮問委員會の存在しない地域のための規定

ORGANIZATION A. 組織

R I理事会は、隨時大會を開催すべき都市及び日時に

ついて決定を行い、大會開催通告を發し、地域大會委員を任命し且つその委員長を指名する。

R I會長は大會の議長 (主宰すべき役員) となる。

R I事務總長は大會の事務局長及び地域大會委員會の事務長となるのであるが、本部事務局の一員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大會に出席のロータリー會員は規定審議機關を構成しない。従つて彼等はR I或はロータリー・クラブを束縛するような決定を行うことはできない。

理事会は、地域大會の開催日より寧ろ少くとも一箇年前に大會開催の通告を發する (廣く離れた各地を結ぶ汽船の發着豫定が關係する地域においては、理事会は汽船會社がその豫定表を發表する迄實際の日取を指定することを延期しなければならないこともあり得る)

地域大會委員會

Regional Conference Committee

地域大會委員を任命するに當つて、理事会は地域内に含まれる各國の特異性を考慮に入れるであろう。大會委員會は大會のプログラムを起草し理事会の承認を受け、總會、討議會、餘興等を含めて既定プログラムの細目の實施にあたり、その他別の人々に委嘱されてないすべての事柄等に對する責任を持たなければならない。事務總長はプログラム及びその關連事項に關して同委員會に協力し、且つ大會の運営及び實施上の業務については理事会に對して第一の責任を持つものである。

又、大會委員會は開催地クラブと協議の上、大會委員會の監督と支配の下に活動すべきその土地の準備委員を任命する。この準備委員會は更にその下に、ホテル、餘興、登録、歓迎、運輸、婦人、裝飾、宣傳等必要な小委員を任命することができる。これらの各々の小委員會の長は準備委員會の一員であるようにしたい。

大會議長の任務

Duties of Chairman of Conference

大會を開會且つ主宰し、大會事務長と共同して大會議事録の正確を證明するのが大會議長の任務である。

大會事務局長の任務

Duties of Secretary of Conference

大會議事の記録をとり、大會議長と共同してその正確を證明し、大會の進行に關しあらゆる點に於て議長を助けるのが大會事務局長の任務である。事務局長は又、地域大會委員會の事務長として同委員會の議事録をとり又同委員會の必要とする通信の事務に當るものとする。

B. INVITATION FROM HOST CLUB

B. 主催クラブの大會招致

地域大會を招致したい希望を有するクラブは、希望する大會の開催豫定期日の少くとも18箇月以前にR I事務總長の手もとまで大會の招致狀を提出しなければならない。この招致狀にクラブが添付して説明すべき事項は次の通りである。

1. 大會に使用豫定の會場とその收容人員。
2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室數及びその宿泊料の限界
3. 大會を開催するに最も適當と思われる時期とその理由。

C. PROGRAM プログラム

地域大會の開催が認可された直後、R I事務總長は地域内の各クラブに對しプログラムの題目を提案するよう要請する。地域大會委員會はこれらの提案を検討し、大會プログラムをつくり上げ、理事会の承認を求め、プログラムはむしろロータリーの基本的な原理、方針及び手續を完全に提示するものを含むと共に地域に特有な問題の検討も含まれねばならない。但し、極度に論争を生むような問題を公開の席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異つた意見を有する人々がロータリー精神で話合ふ機會は必ずしも避ける必要はない。

D. PUBLICITY D. 宣傳

R I事務總長は、結局において多數の出席者を確保するようあらゆる努力を傾けるために、ロータリーの種々なる刊行物その他あらゆる手段を以て地域大會に對し注意をひくべく努力しなければならない。地域内の地區ガヴァナー及び名譽役員に對しては大會出席に關心を喚起するよう激勵されなければならない。地域大會委員會は大會を適當に宣傳するために必要と思われるあらゆる手段をとることが出来る。但し、これは大會に認められた豫算内に於て行われなければならない。

大會にはどの地方からのロータリアンでも歓迎されるのであるが、地域外のクラブからの出席を確保するための努力は特に拂ふ必要はない。

E. EXPENSE E. 費用

R I理事会は、登録費の金額を決定し、R I資金からの必要な支出を割當て、大會豫算を決定する。R I事務總長は大會豫算の作製及びその監督に關し理事会に對し第一の責任を有する。

F. ENTERTAINMENT F. 餘興

餘興の種目は簡素にし費用も多くかゝらず、又、公けのプログラムと衝突しないようにすべきである。

G. DEPOSIT G. 供託金

大會委員會の始めの費用をまかなう方法については委員會がこれを決定し、理事会の承認を受ける。例えば、

1. 前大會の費用の残額を使用すること。
2. 出席者が300名以上あるものと假定して地域内の全地區又は全クラブから寄付或は供託金をとること。

II. For a Region in Which There Is an Advisory Committee

II. 諮問委員會の存在する地域のための規定

A. ORGANIZATION A. 組織

R I理事会は、地域の諮問委員會の勧告に對し常に考慮を拂いつつ、大會を開催すべき都市及び時日を隨時決定し、大會開催の通告を發し且つ地域大會委員を任命し且つその委員長を指名する。

R I會長は、大會の議長 (主宰すべき役員) となる。

R I事務總長は大會の事務局長及び地域大會委員會の事務長となるのであるが、本部事務局の一員を指名してその任務を代行させてもよい。

地域大會に出席のロータリー會員は規定審議機關を構成しない。従つて彼等はR I或はロータリークラブを束縛するような決定を行うことはできない。

理事会は、地域大會の開催日より寧ろ少くとも一箇年前に大會開催の通告を發する。(廣く離れた各地を結ぶ汽船の發着豫定が關係する地域においては、理事会は汽船會社がその豫定表を發表するまで實際の日取を指定することを延期しなければならないこともあり得る。

Regional Conference Committee

地域大會委員會

地域大會委員を任命するに當つて、理事会及び (又は) 地域諮問委員會は地域内に含まれる各國の特異性を考慮に入れるであろう。大會委員會は大會のプログラムを起草し理事会及び (又は) 諮問委員會の承認を受け、

總會、討議會、餘興等を含めて既定プログラムの細目の実施にあたり、その他別の人々に委嘱されていないすべての事柄等に對する責任を持たなければならない。R I 事務局長はプログラム及びその関連事項に關して同委員會に協力し、且つ大會の運営及び實施上の業務については理事會及び(又は)諮問委員會に對して第一の責任を持つものである。又、大會委員會は開催地クラブと協議の上、大會委員會の監督と支配の下に活動すべきその土地の準備委員を任命する。この準備委員會は更にその下に、ホテル、餘興、登録、歓迎、運輸、婦人、裝飾、宣傳等必要な小委員會を任命することができる。但し、これらの各々の小委員會の長は準備委員會の一員であるようにしたい。

Duties of Secretary of Conference

大會議長の任務

大會を開會且つ主宰し、大會事務局長と共同して大會議事録の正確を證明するのが大會議長の任務である。

大會事務局長の任務

大會議事の記録をとり、大會議長と共同してその正確を證明し、大會の進行に關しあらゆる點に於て議長を助けるのが大會事務局長の任務である。事務局長は又、地域大會委員會の事務長として同委員會の議事録をとり又同委員會の必要とする通信の事務に當るものとする。

B. INVITATION FROM HOST CLUB

B. 主催クラブの大會招致

地域大會を招致したい希望を有するクラブは、希望する大會の開催豫定期日の少くとも18箇月以前にR I 事務局長及び(又は)地域諮問委員會の幹事の手もとまで大會の招致狀を提出しなければならない。この招致狀にクラブが添付して説明すべき事項は次の通りである。

1. 大會に使用豫定の會場とその收容人員。
2. 利用し得べき一級及び二級ホテルの室數及びその宿泊料の限界。
3. 大會を開催するに最も適當と思われる時期とその理由。

C. PROGRAM C. プログラム

地域大會の開催が認可された直後、R I 事務局長及び(又は)地域諮問委員會事務局長は地域内の各クラブに對しプログラムの題目を提案するよう要請する。地域大會委員會はこれらの提案を検討し大會プログラムをつくり上げ理事會の承認を求める。プログラムはむしろロータリーの基本的な原理、方針及び手續を完全に提示するものを含むと共に地域に特有な問題の検討も含まれなければならない。但し、極度に論争を生むような問題を公開の

席で論ずるが如き愚は避けるべきであるが、異つた意見を有する人々がロータリーの精神で話合う機會は必ずしも避ける必要はない。

D. PUBLICITY D. 宣傳

R I 事務局長は、結局において多數の出席者を確保するようあらゆる努力を傾けるために、ロータリーの種々なる刊行物その他あらゆる手段を以て地域大會に對し人々の注意をひくべく努力しなければならない。地域内の地區ガヴァナー及び名譽役員に對しては大會出席に關心を喚起するよう激勵されなければならない。地域大會委員會は大會を適當に宣傳するために必要と思われるあらゆる手段をとることができる。但し、これは大會に認められた豫算内に於て行われなければならない。

大會にはいづれの地方からのロータリアンでも歓迎されるのであるが、地域外のクラブからの出席を確保するための努力は特に拂う必要はない。

E. OFFICIAL LANGUAGES

E. 大會用語

地域諮問委員會は理事會に對し何國語を以て大會用語とするかを勸告するものとする。

F. EXPENSES F. 費用

R I 理事會は、登録費の金額を決定し、R I 資金からの必要な支出を割當て、大會豫算を決定する。R I 事務局長は大會豫算の作製及びその監督に關し理事會に對し第一の責任を有する。

G. ENTERTAINMENT G. 餘興

餘興の種目は簡素にし費用も多くかゝらず、又、公けのプログラムと衝突しないようにすべきである。

H. DEPOSIT H. 供託金

大會委員會の始めの費用をまかなう方法については地域諮問委員會がこれを決定し、理事會の承認を受ける。例えば、

1. 前大會の費用の残高を使用すること。
2. 地域内の全クラブ或は地區から寄付或は供託金をとること(理、36—37、50—51、51—52、54—55)

Participants in a Regional Conference

地域大會の参加者

細則の規定によれば、R I 理事會は、會員が地域大會に参加すべきクラブを指定することになつてゐる。この點に關する理事會の決定は次の通りである：

明確に地域を決定するのはR I の方針ではない。尤も地域大會に参加すべきであると考えられるクラブを包括的に指示することは實行されている。例えば、太平洋を圍む諸國のクラブは太平洋地域大會に参加するものと考えられ、カリブ海及びメキシコ灣に臨むクラブはカリブ海・メキシコ灣地域大會に参加するものと考えられる。同様に、南米のロータリー・クラブでは南米の地域大會に参加するものと考えられる。國によつてはそのクラブが明らかに一つ以上の地域大會に参加するものもあるであろう。例えば、南米の太平洋沿岸のクラブは太平洋及び南米の兩地域大會に参加できるし、中米のクラブはカリブ海・メキシコ灣地域大會及び太平洋地域大會の兩方に参加できるわけである。(理、35—36)

Authority to Hold ENAEM Regional Conference

ENAEM (歐洲・北阿・東部地中海) 地域大會を開催する權限

地域大會の開催は認可する際には、理事會は同大會の地域に包含されると考えられる領域を指定するものとする。(理、38—39)

理事會は、歐洲、北アフリカ及び東地中海地域を大會地域に包まれる領域として指定し、歐洲・北阿・東地中海諮問委員會の勸告に基づきR I 理事會の決定する時期及び場所に於て同地域大會を開催することを認可する。

(理52—53)

Expenses of Directors to Regional Conferences

地域大會への派遣理事の費用

地域内に居住するR I 理事がその地域の大會へ出席するための費用はR I が支拂うことを理事會は承認した。

(理、38—39)

おくら

おくらというのは錦葵科に屬する熱帯性植物である、その葉はひまに似ていて木の高さは1~2米に達する。花は黄色く中心が褐色で上品なものである。バナナ狀の實が次から次へとなつて煮ても焼いても又揚げて食べるし、摺ると、とろろにもなる。種子は煎つて粉末にすると珈琲の代用にもなる。味は淡泊でくせがない。而も榮養豊富である。植物學の泰斗牧野富太郎博士もお好きなように新聞に出ていたが私一家は毎年皆で賞味している。アフリカ原産だそうだが我國にも以前から輸入されて暖い地方で栽培されて居り、洋食のつま等に用いられ

4つのテストの語句について

岩見澤 R C 牧 進

4つのテストを私は中學卒業生高校大學生又は教養ある成人に示して、その感想を聞いてみた。中學卒業は理解の最低限界と考えたのである。

ところが第3の
好意と友情を深めるか

(Will it build GOOD WILL and
BETTER FRIENDSHIPS?)

というのが、ぴんと来ないという事に一致した。即ち好意を深めるという字句が、日本的表現と距つているからかと思われる。それで私はもう少し分り易くすることを考えて、語句の意味を追究してみたが、

好意→好感→感じがよい

となる。文法上の品詞の區別や文章の構造にこだわらず意譯すると、日本人には分り易くなる。

それで私はテスト第3を

感じよく一層むつみあうか

としてみた。尚 friendship については友情は勿論廣い意味も含めたい。感じよくむつみあう事によつて、テラー氏の言う、よりよい父ともなり得ると信ずる。

漢字の方が目で見て簡単に見えるが發音の綴の數は案外多い。漢字の方が上品だということになれば「禁喫煙」が上品で「おたばこ御遠慮下さい」が下品だという理窟も出てくる。

「みんなに公平」に分つて貰い口ずさんで貰うところに4つのテストの威力が發揮されると思う。學校で講演され會社や驛待合室、廣場などに掲示されつゝある際、テスト第3の説明の一助となれば幸である。

沼津 R C 磯部 泰輔

て居るので、御承知の方もあると思うが、一般の人々には餘り知られていない。併し私には一生忘れられない思出の植物なので毎年種子を植つて絶さないようにしている。實は今あるおくらは私が今次大戦で出征したラバウルから遙々持ち還つた種子の子孫だからである。金さえ出せば何でも手に入り口に入る贅を競うような今日此頃、私は縁側のざるの中で日に乾されているおくらの種子を見て戦争中の苦難時代を想起した次第である。私の家にあるおくらのある限り、ともすれば奢り勝な皆に心の戒めとなつてくれるだろうと思う。(沼津 R C 會報より)

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覽 (第11回) R. I. Pamphlet No 35

11月號の手續要覽に Glossary の邦譯を載せましたが、その際前書を落しましたので、皆様の中にはあの邦譯が決定版だと思つておられる方があるようですが、實はロータリー用語の邦譯を一定する必要がありますので、取急ぎ假譯して皆さんにお目かけ御批判を戴き、多數の御意見を参照して決定したいと思ひました次第でありますから、御氣付の點は至急宮脇バスター御知らせ願いますれば幸であります。

バスター御知らせ願いますれば幸であります。

Board of Directors of R. I. 國際ロータリー理事會

R I の運営機關は14名の理事から成る理事會である。理事會の構成及び任務は定款第5條及び細則第4條に述べられている。

Executive Committee 執行委員會

理事會は、細則第4條第6項の規定により、3名乃至5名の理事より成る執行委員を任命し、これに對し理事會の會合なき間、理事會に代つて執行又は運営に關する事項を決定する権限を委任する。但しこの権限の行使は R I の方針が大會又は理事會に於て確立されている場合に限る。執行委員會は理事會によつて定められた次に示す任務規定に従つて行動する。

1 理事會の方針が確立されている場合或は緊急の事態が発生した場合に、執行又は運営に關する事項を決定する。

2 理事會によつて割當が行われている費用の支出に關し必要に應じ決定を行い、且つ、理事會の決定を實行する必要な費用の緊急割當を行う。

3 非常用豫備金から緊急に必要ありと認められる金額の追加割當を行う。

4 理事會の注意を必要とする事項を調査し、これに關し理事會に報告を與える。

5 會長、事務總長その他 R I の役員に對しその任務遂行上に起る問題に關し助言を與える。

6 委員會の報告を検討し、必要に應じ、本規定第1條に従い、報告中に含まれる事項に關し措置する。

7 國際協議會のプログラムを準備し、地區大會、地區協議會、及び部分的地區協議會に對してプログラムを提案する。

委員の内1人でも、委員會の問題に對し文書を以て反對するときは、同問題は理事會の決定に委ねるものとする。

執行委員會に於て行われた事項はすべて次回の理事會に報告すべきものとする。(理 54—55)

Terminology of Action Taken in Behalf of Board

理事會に代つて行われた 決定を示す用語

執行委員會、會長或は事務總長が理事會に代つて行つた決定は次の如き言葉によつて表現するものとする。即ち、「執行委員會の代行する理事會は……」

「會長の代行する理事會は……」

「事務總長の代行する理事會は……」

(理、35—36、53—54)

Ballots-by-Mail 通信による投票

理事會の通信による投票は、次の會合まで延ばすことのできない緊急な案件で、新しい方針の決定を行わない場合のみに限定すべきである。(理、32—33)

通信投票による執行委員會の行う決定は、執行委員會全員一致の投票でなければならない。執行委員會に付託された事項に關し通信投票の結果、全員一致の結果が得られなかつた場合には、その問題は理事會に附議決定するものとする。(理、47—48)

Policy of Board re Proposed Legislation

立法議案に關する理事會の方針

決議案或は條文改正案が理事會によつて提出された場合、或は理事會以外から提出された決議案及び條文改正案に對し理事會が賛成又は反對の決定を行つた時は、

1 理事會がその決定に際して全員一致である場合は、理事會はその主導権を取り、その決定を規定審議會及び大會に於て實現するよう努力する。

2 理事會の決定が賛否二派に分れている場合は、多數派、少數派共に規定審議會に於て自由に自己の意見を

開陳主張し、且つ大會に於ても自由に投票し得るものとする。

3 理事會が單に問題を大會の投票に問うために決議案或は條文改正案を提出し、特にその通過に對し反對も辯護もしない場合には、その事實を大會に於て明かにし各理事は自由に自己の意見を開陳主張し且つ投票できるものとする。(理、54—55)

Nomination for President of R. I. R I 會長の指名

R I 會長の指名は、會長指名委員會、加盟クラブ若くはその兩者によつて行われる。

會長指名委員會は11名の委員より成り、毎年7月31日以前に結成される。委員會はその會合に於て委員の1名を委員長に選舉する。

委員會は各クラブに對し、會長指名に關する提案をなし委員會の考慮を求めよう要請する。各クラブからの提案は12月31日以前に本部事務局に到達しなければならない。

指名委員或は R I 理事は、指名委員會によつて會長に指名される資格を有しない。

指名委員會の會合は毎年1月31日以前に開かれる。この會合に於て委員會は會長被指名者を選ぶ。

委員會報告の謄本は委員會の會合後20日以内に各クラブに郵送される。

委員會による指名の外に、各クラブは、次期大會に於ける會長選舉に對し、クラブの指名決議書を3月15日以前に事務總長に提出することによつて、1名の會長被指名者を選ぶことができる。

3月15日迄にクラブによる指名が提出されていない時は、會長は指名委員會の指名する者を會長被指名者と宣言する。會長被指名者が唯1名である場合は、大會に於ける選舉は投票の必要がないから口頭で行つてよい。

しかしながら、3月15日迄にクラブからの指名が提出されており、且つその指名が3月25日迄有効である場合は、會長被指名者は全部大會に於て投票に付されるものとする。

指名委員會の構成及び會長指名の手續は、R I 細則第9條第1項及び第2項に詳細に述べられている。

細則第3條第2項の「各委員に對してその代理者が之に代るときは、かゝる代理者は殘餘の全期間その職務につくものとする」という規定は、本來の委員に代つて代理者が指名委員となつた場合は、本來の委員はその年度は委員でなくなるという意味である。(理、41—42)

理事會は、戦時の便法として、交通の便の得られない戦争地域の委員は、指名委員會の會合を構成するために自ら出席する必要はないということを承認する。

(理、44—45)

會長被指名者が大會に於て投票に付される場合は、各被指名者に關する次の情報が、投票に先だつて大會日報に掲載されなければならない。即ち、

被指名者の氏名及び所屬クラブ名

被指名者を推薦したクラブ名

或は

指名機關の名稱

被指名者の職業分類 (若し職業分類によらない會員の場合には會員の種別)

所屬會社名

會社に於ける地位

ロータリアンとしての年數

ロータリーに於ける現在の地位

ロータリーに於ける過去の地位

Nomination of Directors in U. S. A. and Canada

アメリカ合衆國及びカナダ に於ける理事の指名

理事の指名及びその他細則にそれぞれ規定した目的のために、理事會の定める處によつて、アメリカ合衆國は5の地帯に、カナダは3の集團に分けられる。理事會(1953—1954)は、1955年度の理事指名のためアメリカ合衆國に5の地帯を、又、1954年度の理事指名のためカナダに3の集團を、221頁の地圖に示す通り設置することに同意した。

Conveners for Meetings of Electors at Convention 大會に於ける選舉人會合の召集者

R I 細則(第9條第6項)は、アメリカ合衆國の各地帯からの選舉人、及びカナダからの選舉人は理事候補者を推薦するため、大會會期中に會合を開かなければならない旨規定している。會長は、それぞれ1名の理事を指名すべき、アメリカ合衆國內各地帯の選舉人會合の召集者として、それぞれの地帯に居住する現理事を指定し、又、カナダの選舉人會合の召集者としてカナダに居住の現理事を指定する。(理、45—46)

R I 細則には又、アメリカ合衆國の5地帯のいづれか或はカナダからの選舉人が理事として1名以上の候補者を推薦した場合には各クラブの選舉人は彼等について投票を行い、2名以上の候補者がいる場合には投票には單一移動式投票の方法を用いるよう指定されている。(52頁の説明参照)

Voting of Club with Members in Canada and United States

カナダ及びアメリカ合衆國に會員を有するクラブの投票

その地域がカナダ及びアメリカ合衆國の國境に跨り、カナダ及びアメリカ合衆國に會員を有するクラブは、兩國のクラブの會員に關する事柄に對し投票する資格を有する。従つて、R.I.理事の指名投票に於てもこのようなクラブはカナダからの理事の指名に投票すると共に、又クラブの所在するアメリカ合衆國の地帯からの理事の指名にも投票することができる。このようなクラブはカナダ諮問委員會の委員の投票も行う資格がある。各クラブの行使し得る投票の数は細則に定められてあるが、これはかようなクラブがすべての投票において行使する数を考慮したものである。(理、41—42)

Announcements Re Candidates for Director

理事候補者に関する發表

次期大會に於てアメリカ合衆國の地帯又はカナダの集團から理事候補者を推薦せんとするクラブは、事務總長に對し4月1日までに、例會に於て採擇したクラブが推薦せんとする候補者の氏名を記入した決議文を提出し、

その意志を表示するものとする。但し、それは會長指名委員會による會長被指名者の發表の後でなくてはならない。

事務總長は、毎年、「R.I.本部通信」或はその「USO B付録」に、R.I.理事被指名者、或は指名候補者としてR.I.事務總長に通知されたロータリー會員の氏名を公表するよう命ぜられている。この公表は會長指名委員會の會長被指名者發表の後でなければならない。

この公表には次の如き事項を記載することになっている。

- 候補者或は被指名者の氏名及び所屬クラブ
- 候補者を推薦したクラブ名、或は指名機關の名稱
- 候補者或は被指名者の職業分類(若し職業分類によらない會員の場合には會員の種類)
- 所屬商社名
- 商社に於ける地位
- ロータリー入會後の年數
- ロータリーに於ける現在の地位
- 過去におけるロータリーの地位

理事被指名者或は候補者に関する以上の如き情報は投票に先だつて大會日報にも發表しなければならない。

(理、42—43、50—51)

Procedures for Selection of Directors Nominated by Board

理事會の指名する理事の選び方

General Procedure 一般手續

理事會はその第1回の會合に於て、次期會計年度の大會でアメリカ合衆國、カナダ、英本國及びアイルランド以外のクラブ會員から選舉される理事被指名者を選ぶ地域或は國家を決定しなければならない。但し、2箇年の間に理事會の指名する5名の理事の内少くとも1名はイペロ・アメリカから出るように留意しなければならない。

事務總長は歐洲・北アフリカ・東地中海地域諮問委員會に對しその年次大會において歐洲大陸、北アフリカ、東地中海地域から選出すべき理事會決定の理事數を通告し、以て歐洲・北アフリカ・東地中海地域諮問委員會が、理事會の認める手續に従い、歐洲大陸・北アフリカ・東地中海地域から理事候補者を選出できるよう指導すべきである。

事務總長は第2回の理事會に於て、イペロ・アメリカアジア及びオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカその他の地域の地區大會に於て、理事會の認める手續によつて選出された理事候補者の氏名を提出すべきである。

理事會はその第2回の會合に於て、次の國際大會に於て選舉されるべき必要數の理事を指名するものとする。

(理、52—53、54—55)

Procedure for Selecting Candidates from CENAEM Regions

歐洲大陸・北アフリカ・東地中海地域からの候補者選出手續

(a) 毎年、CENAEM地域の各地區大會に於て、地區の推薦すべきR.I.理事指名候補者は、地區内のクラブによつて地區ガヴァナーに提出された候補者の内から選ばれるものとする。

(b) 毎年、CENAEM地域内の非地區クラブは1名のR.I.理事指名候補者を推薦することができる。

(c) 地區及び非地區クラブよりの、R.I.理事指名候補者の全氏名は、スイス國、チューリッヒ、R.I.氣付にてCENAEM諮問委員會の暫定委員會次期委員長宛に送付すべきものとする。

(d) 暫定委員會は、地區及び非地區クラブから推薦された者の外に、暫定委員會が特に理事たるにふさわしいと考えるロータリーアンズの氏名をつけ加える権利を有するものとする。

(e) CENAEM諮問委員會は(英本國及アイルランドからの委員を除き)その年次會合に於て推薦された候補者全部を検討し、投票によつてCENAEM選出の理事候

カラー寫眞について

甲府RC 鳥井英造

私は皆様にお話申上げるような寫眞の経験がある譯ではありませんが先般のアサヒ、イブニングニュース主催のカラー寫眞コンテストに入賞(最優秀賞)したというこゝとで、御年配の方にこのカラー寫眞は興味あるものと思ひますのでお話をさせていただきます。アメリカでは56年はカラーテレビの時代だと言はれています。現像、焼付等は面倒だという人には、このカラー寫眞は簡単で、而も楽しみのあるものであると思ひます。カラーにはライカ版をお使用になるのが便利かと思ひます。又感光度は1/10或は1/15位少いので露出を5倍或は10倍にすればよい譯で、極めて簡単であります。私は寫眞は一年位ありますが、それ前は繪をやつておりました。私がこの寫眞と繪を比較して考えますに、今日繪は専門的になり、形のある繪は古くさく、素人が見ると何を畫いたのか解らないというようなものになつて來ました。つまり今日の繪は見る人が勝手に空想してくれればよいというようなことで、今後の美術界が如何なる方向に進むかは誠に興味あるものがあります。寫眞は丁度會て繪が企みた様な寫眞、即ち其の物ズバリを現わすもので、會ての繪を今寫眞が追つているということが言えると思ひます。

補を被指名者が1名選ばれる場合には2名、被指名者が2名の場合には4名、被指名者が3名の場合には6名を選び、これをR.I.理事會に提出し、理事會に於てCENAEM地域選出の理事被指名者を選ぶことができるようにする。(理、50—51、51—52)

Procedure for Selecting Candidates for Nomination as Director from the Ibero-American and the Asia-ANZASO Region

イペロ・アメリカ及びAsia-ANZASO(アジア・オーストラリア・ニュージーランド・南アフリカその他)地域からの理事指名候補者を選出手續

(1) イペロ・アメリカ及びAsia-ANZASO地域に於ては、毎年理事會によつて指定される國の各地區大會に於て、それぞれの地域から1名の理事指名候補者を、地區内の各クラブより、地區ガヴァナーに提出された指名者の内から選ぶことができる。

(2) イペロ・アメリカ及びAsia-ANZASO地域内の地區によつて推薦されるR.I.理事指名候補者の全部の氏名は、R.I.事務總長の手によつてR.I.理事會に提出され、理事會が同地域から理事被指名者を推薦する際の指針とする。(理、49—50、50—51、54—55)

スケーターヨパラダイス 日光金谷ホテル

スケーターレート

一月五日より二月十五日迄

御一泊二食付 ¥1700

但し五人様以上

御申込は

日光金谷ホテル 電話一番七番

東京案内所 電話 56—1058

日本交通公社各案内所



MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覧 (第12回) R. I. Pamphlet No 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Committees of R. I.

R. I. の 委 員 會

Committee Meetings

委員 會 の 會 合

細則或は理事会の特別な決定——例えば委員会の附托条件或は手続規定——に別の規定がある場合を除き、R Iの各委員会は、豫定の會合に割当てられた豫算を正しく考慮して會長が承認し且つ指定した日時及び場所に於て開くものとする。しかしながら、特別な事情がない限り、委員会は其の過半数が出席するという保證が得られなければ會長は委員会の會合を開くことを認めてはならない。委員会の招集は通例その委員会の委員長か或はその名の下の行われる。(理46—47)

例外的な事情の下に於て會長が他の場所で委員会を開くことを認めることもあるが、通例R Iの委員会はシカゴの本部事務局に於て開くものとする。(理45—46)

Noting by Communication

通信による投票

細則、或は大會又は理事会による特別な決定に、別の規定がなければ委員会は郵便、電信、無線電信、電話によつて事務を處理することができる。(第12條第16項) その場合如何なる提案に対する投票も、委員の過半数の投票が返送されている場合には30日目を以てメ切るものとする。但し、委員過半数が賛成、或は委員過半数が反対の投票を終えた場合には30日以前でもメ切つてよい。

(理52—53)

Size and Functioning of Committees

委員 會 の 規 模 と 機 能

理事会は、R Iの委員会を經濟的且つ能率的に運營するため、次の各項がのぞましいとする財政委員会の勧告に對し原則的に同意している。即ち、

- 委員会の数は最少限にとどめる。
- 各委員会の規模は委員会に課せられた責任を果せる限りに於て出来るだけ小さくする。

- 各委員会の會合は最少限に止め、成るべく1回がのぞましい。
- 委員会の會合は、時間を短かくして2度3度と招集する必要を生ぜしめるよりは、寧ろ1回の時間を長くして十分客觀的に考え又研究する時間を与え、以て委員会を能率的に運營するようにする。
- 委員会の任務が運營的な性質のものであり、常例的の準備仕事は本部事務局の手で行うのであるから委員の任命は、財政上の節約という點も考慮し、成るべく中央事務局に近い處で行わべきである。(理49—50)

Committee Procedure

委員 會 の 手 続

理事会(33—34)は、プログラム計畫委員会及び大會委員会の手続につき大體次の事項に同意している。

プログラム計畫委員会: 理事会はプログラム委員会に對し、同委員会の任務規定の限度に於て、明確な方針が既に理事会によつて確立されている事項に關し、之れを決定する権限を委ねる。但し、新しい方針に關係する場合或は委員会が自ら行うべき決定に疑義を生ずる場合には之れを理事会に照合するものとする。

委員会は理事会に對しその決定事項について詳細な報告を行うと共に、決定に至らなかつた事項に關しても報告を行うものとする。

地區大會、地區協議會、部分的地區協議會及び國際協議會のプログラムに關する委員会の勧告は、これらのプログラムの準備に關し責任をもつ、執行委員会に對し直接報告されなければならない。

大會委員会: 理事会は大會委員に對し、大會に關する明確な方針が既に確立しているすべての事項に關し、種種決定する権限を委嘱する。但し、委員会はプログラムに關してはプログラム計畫委員会の示唆を受け、プログラムは理事会の承認を受け、費用は理事会の定めた豫算内に於てまかなうものとする。

Committee Reports

委員 會 報 告

理事会はその執行委員会に、理事会の會合のない間理事會に代つて委員会の報告を閱覽し、もし必要があれば理事会の定める執行委員会の任務規定の範圍内に於て、報告書の事項に關し決定を行う権限を委讓している。

Action on Urgent Recommendation of Committees

緊急を要する委員会の勧告に對する措置

理事会は、現在の制度が、R. I. 委員会の行う緊急を要する勧告に關し、効果的な措置を取るのを妨げているとは考えない。しかし、現在の方針の許す範圍内に於て會長及び事務總長は、委員会の行う緊急を要する勧告に對して、理事会に代つて何等かの措置を行う権限を有することを承認する。但し、これは委員会が開かれた後かなりの間理事会、或はその執行委員会が開かれない場合に限られる。(理45—46)

Substitute Members of Committees

委員 の 補 充

正式に任命された委員がその委員会の會合に出席できないときは、會長はこれが代理をおくことができる。但し代理として任命された委員はその會合の間だけ委員であるものとする。この代理として任命された委員は自分が代理する委員の見解を代表するように努力するのである。然しすべての點に於て委員会の開かれている間は自分の代理する委員と同じ權利と責任をもつ委員である。(理47—38)

Review of Committees

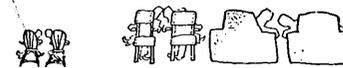
委員 會 に 關 する 檢 討

細則の規定は、すべての特別委員の任期はその任命せられたロータリー年度の終りに終了するものと定めている。

理事会は、毎年ロータリー年度後半の會合に於て現存の特別委員会全部について検討し、之れらに關し理事会として次期の會長及び事務總長に如何なる勧告を行うべきかを決定する。

會長によつて任命される特別委員会及び理事会によつてつくられる特別委員会は、特別の目的を果すために設立されるものであるから、如何なる特別委員会も、その目的を果すに必要である以上に長く之れを存續すること

「友」の聲



(韓國, TAEGU R Cよりの手紙)

Dear, Mr. Okano:

I am very glad to receive the Rotary-No-Tomo that you kindly send me on this month. Also we, the members of Taegu Rotary Club are very interested in it. Really, it is so nice magazine as a monthly issue I hope this will bring to you great progresses in the future under heavenly God's blessing.

It is good to understand more about your country by this monthly edition. We hope to get this Rotary-No-Tomo monthly, if it is possible to offer us and we give, cordially, our gracious greetings to Governor Mr. T. Komatsu. Your best consideration of this will be very much appreciated.

With best wishes, I remain

Dr. Chong In Kim

Secretary of Taegu Rotary Club

を避けるため、各委員会の目的は、毎年之れを検討するよう絶えず注意を拂うべきである。

會長及び事務總長は各常任委員会に對し、その設置された本來の目的に關係のある事項を付託すよう常に注意を拂うべきである。特別委員は單に特種の事情ある場合に限り任命すべきものである。

事務總長は毎年、退任せんとする會長及び就任せんとする會長と共に、1943年7月の理事会において記録された次の提示に對し、特段の考慮を拂うよう注意を喚起しなければならない。即ち、新たに就任せんとする會長は退任せんとする會長に對し、次期の委員候補者の名簿を求めるのであるが、新たに任命するに當つては、この候補者名簿に制限せられる必要はないのであつて、この名簿は退任せんとする會長がその在任中に得た経験と實際に基づいて作成された良い参考になる名簿として受取るのである。

Territorial Limits

地域の限界

Procedure for Changing Name or Territorial Limits

名稱及び區域の限界變更に要する手續

ロータリー・クラブが R. I. に加盟を認められた時には、標準クラブ定款をそのクラブの定款として採用することになっている。その際、標準クラブ定款に於て個々のクラブが決定すべきものとして空欄にしてある部分即ち第1條（名稱）及び第5條（區域の限界）は理事會の承認を得ることになっている。従つて、この2箇條に對する爾後の變更は R. I. 理事會の承認を受けなければならない。

クラブの名稱又は區域の限界に變更を加える場合の手續は標準クラブ定款第13條第5項に次のように規定されている：

第5項——本定款第1條（名稱）及び第5條（區域の限界）は、定員數の會員が出席した當該クラブの例會に於て、出席會員の3分の2以上の得票により、之を改正することができる。かかる改正案の通知は、その例會の少くとも10日前に、全會員に郵送しなければならない。なお、その改正は、國際ロータリー理事會に提出し承認を求め、その承認を経て始めて効力を發生するものとする。

Definition of Territory

區域の定義

理事會はクラブ結成の任に當る人々への指針として次の如き解釋を採用する。

各ロータリー・クラブは一定の場所に結成され又存在しなければならない。

R I は、相當數の實業家及び専門家が活潑に社會奉仕に活動しており且つ彼等の事務所或は營業の場所がお互に近接しておつてロータリー・クラブとしての機能を發

揮できるような適當な宏さの區域を、斯様な場所として認めるであらう。このような場所にクラブを結成する場合、R. I. は同クラブの定款に於てクラブの區域の限界として明記せらるべきクラブ所在地の地理的限界を指定し、以後同區域は R. I. 及びクラブ相互の同意がなければ變更し得ないものとする。クラブは、R. I. の同意を得て、當該クラブの區域の一部を追加クラブ結成のために割くことができる。

假ロータリー・クラブはその所在地を示すような語辭をその名稱として採用し、これを定款に記入して R. I. の承認を得るものであり、一旦承認を得たならば R. I. 及び當該クラブ相互の同意がなければその名稱を變更することはできない。(理38—39)

Rural Territory

隣接町村區域

クラブの區域の限界中には、クラブ所在都市をその主たる金融、取引並びに運輸の中心とする隣接町村が含まれるものと解する。(理25—26)

Relinquishing Territory

區域の放棄

その區域が不明確であるか或は必要以上に宏範圍にわたるクラブは、ロータリーの理想及び原理が正しく又整然と他の社會に擴大されるように、その區域の限界を調整乃至縮少するよう考慮を拂うことを要請されている。事務總長は R. I. 理事會のこの要請を關係クラブに注意するように指示されているが、如何なるクラブの區域の調整乃至縮少の場合にも當該クラブ現在の會員の身分には何等の變更も加えないという了解の下に於て行われるものである。(理39—40) (本書、「大都市における追加クラブ」の項参照)

社會共存の道は、人々自ら權利をまもり幸福を求めると同時に、他人の權利幸福を尊重し、いやしくもこれを侵すことなく、もつて自他の獨立自尊を傷つけざるにあり。

福澤諭吉

君子の交わりは淡くして水の如く、小人の交わりは甘くして甘酒の如し。君子は淡くして以て親しみ小人は甘くして以て絶つ。

莊子

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覽 (第13回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Convention 國 際 大 會

國際大會は毎年5月又は6月に(理事會は緊急又は特別の事態に應じて變更することができる)理事會の決定した時日及び場所に於て開催される。(R. I. 定款第7條 R. I. 細則第6條)

國際大會は次の如き決議案を採擇している。

「第20回R. I. 大會は、1931年又は1932年に於て國際大會をアメリカ合衆國外に於て開催し、爾後は少くとも4年目に1回は國際大會をアメリカ合衆國外で開催するよう勧告することを決議する。」(グラス大會決議29~10)

Invitations to Hold Convention 大 會 の 招 致

その所在都市に於てR. I. 大會を開催することを希望するクラブは先づ本部事務局より大會招致申込書を手に入れなければならない。

理事會は國際大會を招致せんとするクラブからの委員とか代表を受入れることはしないが、事務總長に郵送された文書による國際大會招致申込書を受取つた後に、もし必要と考える場合には、招致希望のあつた都市を調査するために誰かを派遣する。(理、24~25)

Procedure for Preliminary Arrangements 準 備 手 続

理事會によつて都市が決定されたならば直ちに、國際大會事務局長はその都市に赴き、開催地クラブの協力を得つゝ、R. I. に代つて、集會場に関して市當局或は私的團體と契約を進め、同時に、出席豫定者全部を收容しうよう適當なホテルと交渉することになつてゐる。

もし理事會が、國際大會開催都市を決定したときに大會の時日を明示しなかつた場合には、執行委員が時日を決定する権限を有する。

國際大會事務局長は開催地クラブの理事會と連絡し、共に國際大會運営の計画を検討し、そしてこの國際大會に関してはその前年に行われる國際大會の終了までは宣傳を避けることの重要性を堅持する。

大會事務局長は、開催地クラブから、同クラブが開催地クラブとしてR. I. に協力し、來訪ロータリー會員及

び來賓を迎え、且つ國際大會の成功を確保するために開催地クラブ及びR. I. 大會委員會との間に相互的に同意を見た色々な方法で援助するという熱意を示した、正式にクラブによつて採擇され、署名された決議文の寫しを受取る。

この手續は、最後まで有効であるが、執行委員會により、又、緊急の場合は状況に應じ、會長がこれを變更することも有る。(理、46~47)

Meeting Places 會 場

R. I. は、開催地の都市がR. I. に費用をかけることなしに、國際大會の總會に適當且つ便利な講堂及び他の色々な會合に必要な集會場を提供することを期待している。

それはR. I. が使用する國際大會々場の賃貸料はその都市のクラブが支拂わねばならないというのではなく、その都市が一團體としてそのような設備を提供するか、或は、市役所、商業會議所、實業家或はホテル業者の團體が會場に對し必要ならばその資金を出すべきであるというのである。

この決定は、R. I. が大會々場の賃貸料を支拂つたり、或は臨時に必要な費用の負擔を受諾することを妨げるものではない。(理、32~33; 47~48)

Convention Operational Functions 國 際 大 會 運 營 事 務

理事會は次の如き方針を表明している。

「R. I. 理事會は國際大會に關する全般的な方針を決定し、國際大會委員會は公式のプログラムを作成し、且つ當該大會に關し特定の方針を決定するものとする。事務總長は、理事會及び國際大會委員會の決定に對しその細目にわたる實行と大會事務の組織運営に關して責任を負うものとする。

R. I. 細則第12條第8項一國際大會委員會一は、國際大會 準備事務について特に次の如く述べている。

「國際大會委員會はその指定された國際大會の開催に必要な準備を行う責任を有するものとし、本細則或は理事

會によつて特に他の役員、又は委員會に委嘱されたもの以外の國際大會に關するすべての事項を取扱うものとする。」

公式のプログラム及び議事日程の起草を除き、以上の事務は、委員會及び理事會に對して責任を有する事務總長によつて行われる。これらの事務の細目に關して註釋すると次の如くである。

公式プログラム及び議事日程。國際大會委員會は主として、全般的なプログラムの作製、國際大會の主題(もしあれば)の決定、討議集會、餘興、番組、交歡の家、次第書、合唱指揮者の選擇、招待すべき名士に關して開催地クラブとの協力、觀光旅行、等々の準備に對して責任を持つてゐる。

事務總長は、上述の各項に關し國際大會委員會と協力し、同委員會の決定を遂行するに當つては細目的に之を實施する。

宣傳。事務總長は、國際大會委員會及び開催地クラブとの協力の下に、國際大會の宣傳に關し委員會及び理事會に對し第一の責任を有する。

運営及び接待費。事務總長は、過去の経験及びこの大會の特殊事情をもとにして國際大會の運営及び接待に要する費用の算出及びその後の財政的監督に關して、委員會及び理事會に對し第一の責任を有する。接待費の算出は、大會委員會の勧告にもとづいて理事會の承認する豫定登録數及び登録料によつて左右されるであろう。

國際大會々場の選擇と設備。プログラム上の必要條件國際大會委員會の勧告及びR. I. 大會正規の必要條件に合致せしめる大會々場及びその他必要な集會場の選擇、設備及び契約に關し、事務總長は委員會及び理事會に對して第一の責任を有する。大會々場には下記のものを含む。

大會總會場

交歡の家

若い人々の交歡の家

特別集會場

規定審議會

代表者會合(英本國及びアイルランド、カナダ及び地帯別合衆國)

イペロアメリカ協議會

討議會

事務所及び假設場

會長室、會長被指名者室、事務總長室、本部、理事會室、大會委員會室、大會マネージャー室、規定審議會事務局、ロータリアン誌室、レピスタ・ロータリア誌室、新聞記者室

出席の増加。事務總長は、大會委員會、雜誌委員會、及び雜誌の主幹より示唆や勧告を受けつゝ、出席獎勵の

豫定表を作製且つ實行することに關して、委員會及び理事會に對し第一の責任を有する。

登録。事務總長は、登録委員會に對し、必要とする援助を興えることによつて、その仕事を容易ならしめることに關し、委員會及び理事會に對し第一の責任を有するものとする。

その他の事項。事務總長は、大會の準備に關するその他すべての運営事務に關し、委員會及び理事會に對し第一の責任を有する。即ち開催地クラブの國際大會體制の展開に關して同クラブに協力開催地クラブの任命する諸種委員會を監督、日刊大會報及び大會説明書等の準備、信任狀作成の監督、通譯及び翻譯者等の確保等々である。

結論。以上の事務分擔によると、結局國際大會委員會はその任命された特定國際大會の準備に關係ある面のみを行い、毎年の國際大會に共通な細かい事柄は事務總長に任す。斯くして、本部事務局の専任職員の経験の集積と責任の委譲は運営上の經濟となり且つ委員に對する要求を少なくする結果となる。(理、47~48; 48~49)

Convention Transportation and Other Arrangements

國際大會の交通その他の手配

1. 理事會は、年度の第1回の會合に於て、3年後の國際大會を世界のどの地域で開くかを決定しなければならない。

2. その決定の結果、大會が北アメリカ以外の地域の都市に於て開かれるということになれば、理事會は直ちにその地域の一つ又はそれ以上の都市に於て國際大會を開く爲めの便宜——諸外國特に北アメリカからのロータリー會員の交通の便を含めて——を調査するよう手配しなければならない。この種の調査は普通本部事務局に行わしめるのであるが、理事會がもし希望すれば、理事の何名かを以て委員會を造りこの調査を監督せしめることもできる。

3. この調査報告は、年半の理事會に於て行われなければならない、そしてその會合に於て理事會は、その國際大會を開く都市を決定しなければならない。此決定は國際大會の開催と、北アメリカその他からのロータリー會員の交通に對し満足の行く手配ができるという條件の下である。

4. 國際大會開催都市のクラブ及びその他との取極めは、交通に關する契約ができる迄は、すべて假のもでなければならない。

5. 國際大會開催都市のクラブ及びその他と、本部事務局との色々な契約を監督するために、理事會はその理事の中から1名又は數名を19一年度國際大會準備のため

の假委員に任命し、19—年度國際大會のための正規の國際大會委員が任命されるまでこれを繼續する。

6. 同時に、理事會は北アメリカのロータリー會員から成る北米交通委員會を任命する。(もしR. I. が北アメリカ以外からの交通をも處理するのであれば、理事會は同様の委員會を各地域毎に任命する。)この交通委員會は1名の委員長と2名の委員より成るものである。この委員はロータリー會員又はその他のものを國際大會或は他の大規模な會合又は旅行に輸送した経験と知識を持つてゐる者であることが望ましい。

7. この委員會は、理事會によつて任命せられたならば、直ちに各地域から國際大會都市へのロータリー會員の旅行に關し、汽船會社、旅行會社及びその他との交渉に入らなければならない。委員會は、北アメリカ及びその他理事會の指定する地域のための、船客輸送及び旅行サービスに必要な契約や協定を結ぶことに關して理事會に助言を與え、R. I. 會長及び事務總長は理事會が承認を與えた契約や協定の實施に當るものとする。

8. R. I. 會長及び事務總長は、北アメリカ交通委員會の職權による委員であり、この委員會との關係に於て、汽船會社及び旅行業者との間に結ぶべき約束や方針を指示する。(理、38—39)

國際大會或は地域大會に向つてロータリー會員及び(又は)その家族の旅行の世話をするに當つて、R. I. の方針は、R. I. による資金の割當は行わないこと、及びR. I. は出費・損害については責任を負わないということである。但し、切符の賣上手數料がR. I. の手に入る場合及び理事會が前以てこのような旅行を結成し、取扱い、費用を支辨する計畫に同意し之を決議した場合は別である。(理、30—31; 31—32)

Club Representation at Convention 國際大會に於けるクラブの代表

國際大會に於けるクラブの代表に關する規定は、R. I. 定款第7條及びR. I. 細則第6條にある。各加盟クラブは國際大會毎にその代表を出席せしめて投票に参加するか、或は又資格のあるものに委任狀を與えて代行せしめる義務がある。

各クラブは國際大會に代表を送るよう勸告されているが、それが不可能な場合には、四つか五つのクラブが財政的に協力して1名の代表を送り、その代表は他のクラブにとつてはオブザーヴァーとなつて、國際大會の模様を後でそれらのクラブに伝えるようにしても良い。(理、35—36)

各代表(補缺代表及び委任狀による代理人)の資格は信任狀によつて證明されなければならない。クラブが國際大會に出席したことを公式に認めさせるためには、そ

の代表は信任狀を大會都市の信任狀委員會に提出し、その投票代表カードに査證して貰わなければならない。如何なる代表も、その信任狀が信任狀委員會によつて承認される迄、そして又その登録費を支拂わなければ、或は支拂う迄は、投票することを許されない。

信任狀の用紙は、代表の出發前に記入署名を終えて本人に渡すことができるよう充分の餘裕を見て各クラブの幹事宛郵送せられる。

自由代表の信任狀はR. I. 事務總長によつて信任狀委員會に提出せられる。

Balloting Arrangements Committee 投票委員會

各國際大會に於て會長は、選舉人の中から5名以上10名以内の選舉人から成る投票委員を任命する。この委員會はすべての投票の準備、投票用紙の印刷と配布及び投票の集計の任にあたる。此の任務は他の必要な投票はいうまでもなく、大會で投票が必要になつた場合にも適用される。

Voting at Convention 大會に於ける投票

理事會對して2名以上の候補者があるか、或は大會に於て選舉せられるべき役員に、2名以上の候補者がある場合には、これらの候補者對する投票には、連記移動投票が用いられる。

連記移動投票の實施方法

2名以上の候補者がある場合、各選舉人は1票の投票權を有する。その投票は次のように「ふりかえ」られる仕組になつてゐる。

(a) 選舉人は、投票用紙に記載された候補者の自分が最も選びたいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に1という數字を記入する。この欄に1という數字を書いて行われた投票が「第1選擇投票」である。

(b) 同選舉人は、前項に認められた1という數字の外に、彼が二番目に選舉したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に2という數字を記入し、第三番目に選舉したいと思う候補者の氏名に隣接する空欄に3と書く。以下同様に、自分の最も希望する候補者が落選した場合、次善的に選びたいと思う順序に従い候補者に番號を付して行くのである。従つて選舉人は候補者の數と同數だけ自分の選擇希望を表明することができるわけである。

過半数の投票を得た候補者(1回で過半数を得られない場合には再投票を行わず第2、第3と順序を通じ選擇投票を考慮して)を當選者として發表する。

投票の數え方の1例を挙げれば次の如くである。

A、B、C、Dと4名の候補者があり、その内1名が選舉されることになつてゐる。第一選擇投票をA、B、C、Dの四つに分けて數える。この第1回の計算に於ては誰も總投票數の過半数に達しない。しかし4名の内、Cの得票が1番少いのでCを除外する。Cの得票中數字2がつけられた氏名によつて、残つた3名の候補者の得票に加えて行く。

しかし、このように票を移動しても、残り3名の候補者の得票がどれも過半数に達しない。そこで、第2回目の計算で最下位になつたBを除外する。従つてBの得票を3の數字の記入された氏名によつてAとDの得票にそれぞれくり入れる。C候補は既に除外されているからこの場合Cに3を付したものは無視して次にAとDとどちらを選択しているかを見る。この移動即ち第3回の計算の結果Dが明かに多數を得た。

全部の選擇を示していない投票は、記された選擇の分だけ數えることにし、それ以外のものは移動できないから無視することにする。

一つ以上の氏名に“1”或は“x”印を付したものは不明であるから無効とする。

得票が同數になつた場合。何回目の計算にせよ、得票が同數になつた場合には、選擇の數とその相關的價值によつて結果を決めることになる。即ち、第2回目の計算に於ては第1選擇の數の1番少い候補者、第3回目の計算に於ては第1及び第2選擇の數の1番少い候補者という順序で除外して行けばよい。

Registration Fee 登録料

R. I. 細則の規定によれば、大會に出席する16歳以上の者は必ず登録の上、アメリカ合衆國貨幣10ドル以下の登録料を支拂うことになつてゐる。登録料はR. I. 理事會によつてその都度定められる。選舉人は、登録料を支拂わざる限り投票することができない。

Hotel Assignment ホテルの割當

事務總長或は事務次長は、R. I. に代り又、R. I. の名に於て、會長或は副會長が行うのと同じ効力を以て、大會に關連して理事會から委任された、ホテルの豫約その他ホテルに關する事項につき契約、書類作製、或はその他の取極めを行う權限を有する。(理、36—37)

Reserved Seats for Past Officers 前役員の座席

毎年次國際大會に於て、R. I. の前役員、前理事及び前地區ガヴァナー、及び前會長及びR. I. の國家又は領

土單位の地區委員長(但し現在でも加盟クラブの會員たること)には、各自の前職を示すバッヂを與え、それによつて、會場内の代表者の席に着席できるようにし、且つ議場内の特權を行使できるようにしなければならない。以上は第18回年次大會に於るR. I. の決議である。(オスランド大會決議、27—28)

Rules for Special Assembly of Rotarians

ロータリー會員の特別協議會に關する規定

次の規定は、1941年デンバーの國際大會に於て、アメリカ合衆國から出席したロータリー會員の特別協議會のために、會長が理事會(40—41)の承認を得て制定したものである。

1. この協議會を招集するに當つては、招集者或は招集者の指定する者が、この協議會の構成、理由、目的及び機能に關する事項を簡潔に提示しなければならない。

2. 先づ第一になすべきことは議長の選出である。招集者は先づ議長の推薦を求め、これをしめ切つた後、その推薦者の一々について推薦の順序によつて起立投票を行い、過半数の賛成を得た者があればこれが議長となる。もし過半数を得る者が不在の場合には、最少数の投票を得た被推薦者を除外し殘餘の被推薦者について投票を行う。この方法は、被推薦者の誰かゞ過半数を得るまで續けるものとする。

3. 第二に行うべきことは、幹事の選出である。議長は先づ幹事の推薦を求め、前項議長選出の手續と同様の方法によつて幹事を選出する。幹事として正式に選舉せられた旨發表された被推薦者は直ちに本協議會の幹事としてその事務を執るものとする。

4. 討論に於ては各會員は、異議申立を除き、同一議題について、同一日に、2回以内の發言權を有する。但し、同一議題に對して未だ發言しない會員が發言を求める場合は、2回目の發言はこれを讓るものとする。この協議會に於ては會員の發言は、過半数の投票によつて承認された場合を除き、1回5分以内とする。(R. I. 細則第7條第1項(c)に規定せられる討論に關する規則を適用)

5. 手續に關し、R. I. 定款、及び細則、或はこの特別規定に定められていない事項はすべて“Roberts' Rules of Order”によるものとする。

6. アメリカ合衆國內のクラブの會員であつて本協議會に出席している者はすべて、本協議會に於て投票に付せられる議題についてそれぞれ1票を投ずる資格を有する。

7. 本協議會の議長と幹事は、本協議會の總ての決定事項及び採擇せる勸告案はR. I. 事務總長に文書を以つて報告しなければならない。この報告書作製のため議長

は起草委員を任命することができる。国際大会の措置を要しない本協議会の決定事項或は報告案は、R. I. 事務総長により R. I. 理事会に傳達すべきものとする。又、国際大会の決議を要する決定事項或は決議案は、R. I. 事務総長から規定審議會 Council on legislation に傳達されなければならない。規定審議會は、この決議案を審議し、必要があれば之れに訂正を加え、その決定を国際大会の投票代表の會議に報告してその措置にまつ。但し、この協議会の勧告或は決定事項に、規定審議會が訂正を加えた場合には、この訂正案の寫しを1部、審議會の報告を国際大会に提出する以前に、協議會議長に手渡さなければならない。

8. 本協議会の議事録は、大會議事録と共に保存するものとする。

9. R. I. 細則第7條第2項の規定によつて定められた以上の規則は、R. I. 會長の決定によつてのみ、廢止又は改訂しうるものとする。(理、40~41)

Convention Attendance Contest 国際大会出席競争

決議29~12(「国際大会に於ける立法」参照)の規定によると、各クラブは毎年の大会に於て出席競争に参加しているものと考えられ、1等から3等までのクラブにはトロフィーが授與されることになつてゐる。然るに世界的な戦争状態のため出席競争に参加できるのは国際大会開催都市の近傍のクラブに限られてしまつたので、次の如き大会決議によつて出席競争は今の處停止されている。即ち、

第34回R. I. 年次大会は、決議29~12の第1條、第10項のR. I. 年次大会に於ける出席競争に関する規定は、R. I. 理事会がその停止を取消す時期が来るまで、これを停止することを決議する。(セント・ルイス大会決議43~6)

理事会(46~47)は、世界の大部分に於ける經濟及び交通の状態がなお安定してゐないという理由を以て、未だ国際大会に於ける出席競争を復活する時期ではないということに意見が一致した。

アメリカ合衆國、フロリダ州、ユースティス・ロータリー・クラブの同意を得て、同クラブの名稱を冠する国際大会出席競争トロフィー(同トロフィーは1940年ハヴァナにおける国際大会の決定によつて回収された)は、今後永久に本部事務局に保存されることになつた。毎年の大会出席競争に於て1等を得たクラブの名稱は、このトロフィーか或はその補助額に記入するものとする。(理、40~41)

1941年デンバアの国際大会において授與されたもの及びそれ以後の国際大会に於て授與せられるべき三つの

出席競争トロフィーは、ユースティス出席競争トロフィーの複製品とし、1等は金鍍金、2等は銀鍍金、3等は青銅製とする。(理、40~41)

District and Special Dinners 地区別及び特別夕食會

地区別夕食會の開催は奨励されている。従つて、大會事務局長は、使用し得る食堂、料金或は收容人員等について各地区ガバナーに知らしめるのであるが、最後の契約はガバナー自身(或はガバナーの指定するもの)と、ホテルの間で行うべきであり、国際事務局長或は事務局はこれに関し責任を負わないものとする。(理、27~28)

英連邦夕食會、イペロ・アメリカ夕食會及びその他總ての夕食會も同様に開催すべきであり、国際大會事務局長は同様に最終的取極めを行う責任者と協力するが、宴會に於ける出席者数の保證については国際大會事務局長及び事務局はその責任を負わないものとする。(理、27~28)

理事会は前項に記した1927~28年度の理事会によつて行われた地区別及び地域別夕食會に関する決定を再確認し、且つ、これらの夕食會を開いたために生じた損害の支拂には大會事務局長或はR. I. は一切責任を負わないことに同意する。(理、48~49)

理事会は、1948~49年度に行つた決定を再確認し、これによつて大會事務局長は、地区及び地域夕食會の関係者が會場を獲得したり、食券を準備してこれを販賣配布したりすることを援助すべきであるということに意見が一致している。但し、財政上の責任については国際大會事務局長もR. I. もこれを負わないものとする。(理、49~50)

Meetings of Past R. I. Officers 前R. I. 役員會合

国際委員會は、毎年年次国際大会の都度、規定を設けてバスター・ガバナー或はその他のR. I. の全役員を招いて會合を開き且つ晝食會その他の社交的な催しを計畫するよう提示されている。但し、これに要する費用は参加者個人が負擔すべきもので、R. I. が支拂うものでないということを了解しておくべきである。このような會合を開く目的は、かつてR. I. のために働いた人々が、公式の資格で舊交を暖め、再會の機會を造ることである。もし十分の人数が出席している場合には、年度別に會合を開くのもよい。さもなければ數年度分づゝまとめ、或は全部いつしよに會合してもよい。(理、41~42)

Convention Proceedings 国際大會議事録

第31回R. I. 年次大会は、R. I. 理事会の監督の下にR. I. の各国際大会の議事録を作製すること。又、この記録は国際大会議事の逐語的記録である必要はないが、すべての改正された條文、役員を選挙、その他国際大会の事務的決定事項に關しては眞實で正確な記録でなければならないことを決議する。

更に、この記録は理事会監督の下に正しく編集、印刷製本されるべきこと、又、その場合理事会は自己の判断に基づいてこの記録の中に(1)大會プログラム、講演、討論、報告等加盟クラブが興味を感ずると思われる事項を組入れ、そして(2)R. I. の方針及び行動にふさわしくないと理事会が判断した講演、議論、討論又はその一部を記録より除外すること、更に、

この印刷製本された国際大会議事録の一部宛無料で各加盟クラブ及び理事会の決定するR. I. の役員及びその他の人々に送付すること、但し、この無料配布する議事録とは別に、理事会の定める價格を以て理事会の指定する人々に販賣するために餘分の冊數を用意することが出来ることを決議する。(ハバナ大会決議40~11)

編集： 理事会は事務総長に對して、国際大会議事録の中に次の各項を掲載するよう指示している。即ち、大會の簡単な説明、すべての條文改正案と決議案の原文及びそれらに關する国際大会の決定、国際大会に於ける事務的事項、翌年度のR. I. 經常豫算、及びR. I. 事務総長及び會計の年次報告。以上各項の内容は決議40~11に合致していなければならない。(理、53~54)

版權： ——大會議事録は、營利會社が複製することがないよう版權所有としR. I. を保護しなければならない。(理、27~28)

印刷及び頒布： 大會の議事録は各加盟クラブへ無料送付、及び事務総長が必要とする人々に贈呈するに足る部數を印刷しなければならぬ。賣却すべきものは、議事録印刷に要した實費をつぐなうに足るよう、事務総長によつて決定された價格で頒布すべきである。(理、50~51)

Conventions of R. I. R. I. の国際大会

年度	場所	時 日	出席者數
1910	シカゴ(イリノイ州)	8月15日~17日	60
1911	ポートランド(オレゴン州)	8月21日~23日	149
1912	デュールース(ミネソタ州)	8月6日~9日	598
1913	バッファロ(ニュー・ヨーク州)	8月18日~21日	930

1914	ヒューストン(テキサス州)	6月22日~26日	1,288
1915	サンフランシスコ(カリフォルニア州)	7月18日~23日	1,988
1916	シンシナティ(オハイオ州)	7月16日~20日	3,591
1917	アトランタ(ジョージア州)	6月17日~21日	2,588
1918	カンサス・シティー(ミズーリ州)	6月24日~28日	4,145
1919	ソールト・レーク・シティー(ユタ州)	6月16日~20日	3,088
1920	アトランティック・シティ(ニュー・ジャージー州)	6月21日~25日	7,213
1921	エディンバラ(スコットランド)	6月13日~16日	2,523
1922	ロス・アンゼルス(カリフォルニア州)	6月5日~9日	6,096
1923	セント・ルイス(ミズーリ州)	6月18日~22日	6,779
1924	トロント(カナダ・オンタリオ州)	6月16日~20日	9,173
1925	クリーブランド(オハイオ州)	6月15日~19日	10,216
1926	デンバア(コロラド州)	6月14日~18日	8,888
1927	オステンド(ベルギー)	6月5日~10日	6,412
1928	ミネアポリス(ミネソタ州)	6月18日~22日	9,428
1929	ダラス(テキサス州)	5月27日~31日	9,508
1930	シカゴ(イリノイ州)	6月23日~27日	11,008
1931	ウィーン(オーストリア)	6月22日~26日	4,296
1932	シアトル(ワシントン州)	6月20日~24日	5,182
1933	ボストン(マサチューセッツ州)	6月26日~30日	8,430
1934	デトロイト(ミシガン州)	6月25日~29日	7,377
1935	メキシコ・シティー(メキシコ)	6月17日~21日	5,330
1936	アトランティック・シティ(ニュー・ジャージー州)	6月22日~26日	9,907
1937	ニース(フランス)	6月6日~11日	5,790
1938	サンフランシスコ(カリフォルニア州)	6月19日~24日	10,432
1939	クリーブランド(オハイオ州)	6月19日~23日	9,241
1940	ハバア(キューバ)	6月9日~14日	3,713
1941	デンバア(コロラド州)	6月15日~20日	8,942
1942	トロント(カナダ・オンタリオ州)	6月21日~25日	6,599
1943	セントルイス(ミズーリ州)	5月20日~24日	3,851
1944	シカゴ(イリノイ州)	5月18日~22日	403
1945	シカゴ(イリノイ州)	5月31日、6月5日~12日~19日	141
1946	アトランティック・シティ(ニュー・ジャージー州)	6月2日~6日	10,958
1947	サンフランシスコ(カリフォルニア州)	6月8日~12日	14,678
1948	リオ・デ・ジャネイロ(ブラジル)	5月16日~20日	7,511
1949	ニューヨーク(ニュー・ヨーク州)	6月12日~16日	15,958
1950	デトロイト(ミシガン州)	6月18日~22日	6,939
1951	アトランティック・シティ(ニュー・ジャージー州)	5月27日~31日	8,458
1952	メキシコ・シティー(メキシコ)	5月25日~29日	6,804
1953	パリ(フランス)	5月24日~28日	10,107
1954	シアトル(ワシントン州)	6月6日~10日	8,015

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覧 (第 14 回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Constitutional Matters 定 款 に 關 する 事 項

R. I. の定款及び細則は、R. I. の組織上の規程で1910年の大會で採擇され、以後の大會に於て改正乃至修正されて來たものである。定款及び細則の本文は本書の末尾に掲載してある。

大會に付議すべきR. I. 定款及細則の改正案は、規定審議會の閉催される前年の4月1日までにR. I. 事務總長に送達され、且つその寫しが同審議會の開催される前年の5月15日までに事務總長によつて各加盟クラブ幹事宛に郵送されなければならない。

1922年採擇されたR. I. 改正定款第4條第4項には、「既に國際ロータリーに加盟を認められ、或は今後認めらるべきクラブは、法規に抵触せざる限り、すべて本定款、細則及びその改正を承認、批准し之に従がうと同時に之等の諸規定を忠實に守ることを承諾するものとする。」ということが規定されている。

Club Constitution クラブ定款

R. I. 細則 (第1條第3項) は次の事を規定する。

- (a) 標準クラブ定款。
- (b) 1922年6月以後に加盟を承認されたクラブはすべて標準クラブ定款を採用すること。
- (c) 1922年6月以前に加盟を承認されたクラブは、この標準クラブ定款及びその改正規定に準據する以外その定款の條項を變更しないこと。
- (d) 標準クラブ定款を改正するためには大會の決定を必要とすること。
- (e) かくの如き改正はすべて自動的に、標準クラブ定款を採用するクラブの定款の一部となること。

R. I. 細則に於ける以上の規定は、基本的な規定を各クラブ間に於て同一にすることを目的としたものである。標準クラブ定款の全文は本書末尾に掲載してある。

R. I. 細則 (第1條第3項(e)) には又、「R. I. 理事會はクラブの定款を、國、州、又は省の法律及び習慣に適合させるために必要な變更を認めることができる」という規定がある。

R. I. 細則 (第1條第3項) には更に又「特別の場合に於

ては、理事會は出席理事の3分の2の多數を以て、隨時、標準クラブ定款及びその改正規定に合致しない規定であつてもその規定がR. I. の定款及び細則の規定に背犯しない限りそれを承認することができると規定されている。

第1條 (名稱) 及第5條 (區域の限界) はそれぞれのクラブによつて異なるものであるから標準クラブ定款には空欄として残されている。この2箇條はクラブがR. I. に加盟を許され、R. I. 理事會の承認を得て完成するものである。同様に、この2箇條を以後改正せんとする場合にもR. I. 理事會の承認を受けねばならない。

Club By-laws クラブ細則

クラブの細則は、クラブの議決によつて採用し又は改正することができる。R. I. 理事會は標準となる細則を推薦している。その全文は本書末尾に掲載してある。この細則は、採用前に於ても採用後に於ても、その變更がクラブ定款及びR. I. 定款並びに細則に矛盾しない限り各クラブによつてそのクラブの事情に適合するよう變更することができる。但し、もし改正案に疑義がある場合には、これをR. I. 事務總長に提出してR. I. 理事會の審議を受けるようにすべきである。

Only One Standard Club Constitution 單一標準クラブ定款

1. 現行のR. I. 細則 (第1條第3項) は、以後 (1922年6月6日以後) 加盟を許されるクラブはすべて標準クラブ定款を採用すべきこと、及び、現行R. I. 細則採用當時存在せるクラブ定款は新しい標準クラブ定款と一致させる場合を除き變更してはならないことを規定している。

2. 以前には如何なる「標準」クラブ定款があつたにせよ、現在に於ては標準クラブ定款は只一つであり、ロス・アンゼルスで採擇されたものがそれである。1921年、1920年、1919年、或はそれ以前にせよ、當時「標準」とされていたクラブ定款の下に活動しているクラブは、同

定款の下に活動しているもので、標準クラブ定款の下に活動しているものと考えてはならない。言葉をかえて云えば、このようなクラブは、現行の標準クラブ定款に關連しては、以前に採用された定款の下で活動している他のクラブと全く同一の位置にいるわけである。

3. 標準クラブ定款の下に活動するクラブは、大會の決定なくしてその定款を變更することはできない。他の定款の下に活動するクラブは、理事會に於てその變更がクラブ定款を標準クラブ定款に一致させると考えられる場合に限り、R. I. 理事會の承認を得てその定款を變更することができる。理事會は、この種の變更が全面的なものでなくとも、クラブ定款を一步でも標準クラブ定款に近づけようとする改正案には恐らく好意的考慮を拂うであろう。(理、22~23)

Rewriting the Constitutional Documents of R. I. R. I. の定款 に關する文書の字句改正について

國際大會は次の如き決議を採擇し、理事會に對し、R. I. の定款に關する文書の字句改正及び議事手續の特別な規定を準備するよう指示し且つその権限を與えた。即ち「R. I. の定款に關する文書の字句を改正することが望ましい」と考えられ、且つ、

同文書の字句改正の仕事に當つては、R. I. のために特に議事の手續規則を準備し、その中に、R. I. によつて既に使用されている特殊な手續規則はもとより、ロータリー世界のあらゆる場所に於て討論審議の際に使用している根本的な手續規定を織込むよう注意を拂うべきであるが故に、

第37回年次國際大會に參集せるR. I. は、1946~47年度理事會が、R. I. 定款・細則委員會を通じ或は他の方法によつて、R. I. 定款の文書の改正を行い且つR. I. のために特に議事の手續規則を準備する権限を與えられ、且つ指示されることを決議する。理事會はこの任務を完成したならば、その勸告案を大會に提出し適當な措置をとらせるようにしなければならない。(アトランティック・シテ-國際大會決議46~17サンフランシスコ國際大會決議47~15により訂正)

1946年7月、R. I. 理事會は、理事會を助けて決議46~17に規定されたR. I. の定款の文書の改正を行うべき、3名からなる起草委員を任命した。

1947年7月、理事會は會長が3名の委員を再任命することを認め、翌48年1月、理事會は、R. I. の委員會の任期はR. I. 細則によつて2箇年に制限されており、既に2箇年間その任にあつた起草委員は1848~49年度には委員となる資格がなくなることを考慮し、起草委員に對し、

その活動に關する最終報告を1948年6月30日までに提出するよう注意を喚起した。

1948年國際大會は、起草委員の報告を各クラブに回送することを要請する次の如き決議を行つた。

「第39回年次國際大會に參集せるR. I. は、R. I. 理事會が、R. I. の定款の文書改正に關する委員會の報告を、R. I. の全加盟クラブに對し、1948年8月31日までに廻送することを決議する。」(リオデジャネイロ國際大會決議48~4)

1948年國際大會は明らかに、起草委員會の最終報告によつて定款の文書改正の事業は完成されているであろうとの印象を持つていた。

起草委員會は1948年5月に提出した最終報告に於て、「委員會は未だその任務を完了せず、従つてこの報告は本委員會が今日までに行つた任務の進展狀況に關する報告である。」と述べた。

理事會は(1948年7月)、事務總長に對し、1948年(リオデジャネイロ)國際大會が理事會に對し1948年8月31日以前に全加盟クラブに同報告を回送するよう指示したという理由に基づき、起草委員の報告を公表するよう指示を與えた。この指示は、定款の文書改正が完了してはなかつたにも拘らず實行せられた。

理事會は(1949年7月)、將來のために、1948年5月付起草委員會の事業進展報告に注意を拂い、事務總長に對し、條項改正案を準備する人々をしてこの報告に注意を拂わしめるよう指示している。これは、定款の文書を簡素且つ明確にすることを常に念頭におきつゝ、條項改正案の中に起草委員會の報告中の使用できる字句を挿入するようになすためである。

定款の中には未だ、重複事項とか、或る場合には既に用いられないものや矛盾した規定とか手續が残つていながら、ロータリーの方針を構成している場合があるのて、理事會は1954年7月特別委員會として、定款再起草委員を任命し、現在の定款の條文を簡單明瞭にすることを考慮しR. I. の定款を研究し、字句の改正を行い、又必要とあれば手續規定或は(及び)慣例集をつくらせることになつた。

Incorporation of Rotary Clubs ロータリークラブの法人化

1. 理事會は、ロータリー・クラブが法人組織となることは概して望ましくないという意見であると述べている。しかしながら、ロータリー・クラブが法人組織をとる場合は、そのクラブは法人としての條項の中に、將來改正せられることのあるものを含めて現在のR. I. 定款及び細則を同クラブが忠實に守り且つ服従することをうたつた成句を含めることが勸告されている。

2. 理事會は、法人としての條項に對し次の如き一般

的な規定を承認している。

「本法人の名稱は、
法人_____ (州) _____ (市) ロータリー・クラブと
する。

本法人は利益の追求を目的としない法人とする。その
目的とする處は慈善と仁愛にあり、且つ、國際ロータ
リーの目標を勵行、促進し擴大すると共に、國際ロー
タリー内に於て加盟クラブの關係を保持するにある。
本法人が組織された處の_____ 州の法律の規定の許す
限りに於て、本法人は國際ロータリーの管轄に屬する
ものとする。

本法人は、定款に列擧せる目的と矛盾せず、又、本法
人がその規定の下に組織されている_____ 州の法律と
も矛盾しないような細則を採用する権限を有するもの
とする。」

3. 新しく組織された法人は、R. I. と調和のとれたも
のとするために、その細則に、R. I. が加盟クラブのため
に設けた標準クラブ定款及び細則のあらゆる關係規定を
採用すべきである。

4. 法人の組織に関する條項には勿論、その規定の下
に本法人が組織された州の法律の要求するその他の申立
陳述等を含まねばならない。

5. こゝに示唆された規定は、法人化されたクラブが
R. I. の加盟クラブでありたいという明らかな目的にあら
ゆる點に於て、矛盾せざる限り變更してもよいものであ
る。

6. 現存のクラブがこれらの條件に従つて法人として
組織された場合、同クラブは、R. I. との關係に於ては何
等變化なく、以前のクラブの繼續にすぎないことを認め
るべきである。

7. 事務總長は、理事會に代つて、すべての法人化申
込に對し裁決を下し、更に方針を明らかにする必要のある
特殊な状況の場合にはこれを運営委員會に付議するよう
要請されている。(理、40~41)

Corporate Seal of R. I.

R. I. の印章

事務總長はR. I. の印章を保管するものとする。事務總
長は、理事會によつて正しく承認されたR. I. の加盟證全
部に對し、又、その他R. I. の正規役員 of 署名ある書類で
捺印を必要とするすべてのものに對し印章を押す権限を

有する。事務總長は、R. I. 會長の承認を得て、本決議中
に規定される権限の一部又は全部を文書によつて隨時事
務次長に、或は文書を以て彼の指名した事務次長代理に
委任する権限を明白に有している。(理、32~33; 39~40)

Limits of Constitutional Authority of Clubs

定款によるクラブの権限の限界

事務總長は、R. I. 定款及び細則或は國際大會の決定に
よつて特に禁ぜられていないという理由で、他の團體に
連合したり或は會員を加入させたりする権利があると信
じている或るクラブの事態を提起した、そして事務總長
は、「クラブがこのような行爲をなさざるために一々禁止
條項を設けなければならないか」という質問を理事會に
發した。依つて、ロータリー・クラブはその行動の範圍
については、クラブ定款及び細則の規定により、又、
R. I. の定款及び細則の規定により、更に、クラブ及び
R. I. の定款細則に調和する大會及びR. I. 理事會の決定並
びに判定によつて制限を受けるということに意見が一致
した。他の言葉で説明すれば、ロータリー・クラブは之
等の文書からロータリー・クラブとしての事を行う権限
を得るのであり、これらの文書によつて直接、間接にク
ラブに與えられる権限のみを有している。従つてクラブ
は、これらの文書或はその解釋の中に見出されない事柄
を行う権限はないのである。更に、ロータリー・クラブ
の定款及び細則が會員の義務に関する規定を有する以上
それ以外の義務を會員に課することは、このような附加
義務の負擔を許すことができるように、前以てその定款
及び細則の改正を行わない限りたとえ過半數の投票によ
つても、できないのである。(理、24~25)

Club Membership in Other

Organizations クラブが他の團

體に加入すること

R. I. の地方單位として、クラブは他の如何なる團體に
も加入すべきでなく、又、他團體の會員としての義務を
負うべきものでない。クラブの役員及び委員が他の團體
の役員や委員と會議を開くことはよいし、又そうせねば
ならぬ場合もある。が、しかし、クラブを束縛する権
限はない。(ダラス大會決議、29~12、第1部、第2條)

を與えたが其の後は獨力にて資金集めに奔走し漸く12萬
圓を得て明治43年11月芝浦を出發したが、ソリに使う犬
が赤道通過後大部分死んだので引返し、翌44年再び船員
共27人乗込んで南極に達し5名上陸9日間に75里行進し
たがそれ以上は糧食不足の爲危険を感じ、日本國領土の
標柱を建て、引返ししたのであります。

白瀬中尉の南極探検 横濱RC 神部健之助

白瀬中尉は若い時から探検に興味を持ち、日清戰爭直
後時の上官であつた兒玉少將 (後の大將) の賛同を得て
時期の來るのを待つて居たのであるが、明治39年兒玉大
將死後、乃木大將の援助を受け朝日新聞又4萬圓の援助

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覽 (第 15 回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Legislation at Convention 大會に於ける立法 (1)

國際大會は R. I. の立法機關である。國際大會に參集したクラブの代表者がこの團體の規則と方針を決定するのである。立法に關する事項についての國際大會の決定は、條例制定 enactments と決議 resolutions の形をとる。

Enactments

條例制定

R. I. 定款及び細則若しくは標準クラブ定款の規定改正は條例制定という形をとる。條例制定を提案し得るものは、加盟クラブ、地區大會、參事會又は區域單位の大會、規定審議會及び R. I. 理事會である。

條例制定案は、規定審議會の開かれる前年の 4 月 1 日以前に R. I. 事務總長に對し提出されなければならない。而して事務總長は、かゝる提案の寫しを全加盟クラブの幹事に對し規定審議會の開かれる前年の 5 月 15 日以前に郵送すべき責任を負っている。

Resolutions

決 議

R. I. 定款及び細則若しくは標準クラブ定款を改正することなしに單に大會の意見を表明し或は方針又は手續を設定若しくは取消す處の國際大會の決定は決議という形で行われる。

決議案を提案し得るものは、加盟クラブ、地區大會、參事會又は區域單位の大會、規定審議會、國際大會々々中に開催される特別協議會若しくは正式に承認された會議、國際大會委員會及び R. I. 理事會である。

すべての決議案は、文書を以て R. I. 事務總長に提出されなければならない。決議案を提出する際に前以て豫告するのが習慣となつている。然しこれは定款及び細則の規定によつて要求されている譯ではない。

Booklet of Proposed Legislation

「立 法 案 集」

理事會は、條例制定案及び決議案を載せた小冊子の一部づつ、各加盟クラブの會長及び幹事、R. I. 全役員及び全委員、及びその他「本部彙報」受領者全部に對し、配布することを承認した。各クラブ及び地區大會に於て

も申込次第入手できるし、又國際大會々々期中にも利用できることになつている。(理 38-39)

事務總長は、毎年國際大會で提案される立法案を英語その他必要と判断される國語で印刷して小冊子をつくる権限を與えられている。(理 40-41)

理事會は、制定案或は決議案に關連して提案者その他から寄せられる補足的説明は、「立法案集」刊行に對して背景的知識として役立つものと認めてそれを受け取る、必ずしもそのまま、同冊子の中に印刷するとは限らない。(理 53-54)

Council on Legislation

規定審議會

規定審議會は國際大會の一部として開催されるのであるが、R. I. 細則 8 條の規定により約 260 名の議員から構成される。本審議會は、すべての立法案を審議決定しその結果を國際大會に報告し、最後の措置を代表者の決定に委ねる。

Rules of Procedure for Council on Legislation

規定審議會の手續規定

審議會は毎年開會劈頭その手續規定を決定するのであるが、1954 年度審議會の採用した手續規定は以下の通りである。

1. 審議會の召集と共に先づ第一になすべき行事は、各出席者が提出すべき信任狀を處理すべき信任狀委員を議長が任命することである。
2. 信任狀を信任狀委員會は檢査し正當と認たうえその結果を審議會に報告する。
3. 審議會の議員は、議員として報告され議席を與えられた以上、會期中は議員であつて代理を任命することはできない。
4. 第二になすべき行事は、手續規定を決定し、審議會が審議すべき事項の順序を考えることである。議長は委員を任命してかゝる手續規定及び審議順序について勸告を行わせてもよい。
5. R. I. 細則第 7 條第 1 項(c)に定められた討論規定

は審議會の議事にも適用される。

討論制限 討論に際し各ロータリアンが發言する権利は異議申立を除き、同一議題について同一日に 2 回を超えてはならない。但し、同一議題に對して未だ發言しないロータリアンが發言を求める場合は、2 回目の發言は之に譲るものとする。日程に規定された場合及び過半数の投票により承認された場合を除き、ロータリアンの國際大會に於ける發言は 5 分以内とする。

6. R. I. 定款及び細則若しくは審議會の採用せる手續規定に定められていない手續に關しては Robert's Rule of Order によるものとする。

7. 條例制定案或は決議案の提案代表者に對し、たとえその代表者が審議會の委員でなくとも討論の特権が與えられる。但し、この特権に同制定案若しくは決議案の審議に限られ、この代表者は 5 分間にわたりその提案としての見解を公式に陳述することを許され、猶ほその上 3 分間の討論時間が與えられている。この 3 分間は同問題討論中なれば何時用いてもよい。

8. 審議會は議員の 3 分の 1 の出席を以て定足數とする。各議員は表決に付される各議題に對し各 1 票を投ずる権利を有する。

9. R. I. 會長が審議會議長を任命し自己の職務を代行させる場合は、會長は何時でも再び議長の椅子につくことができる。

10. 審議會事務局長は R. I. の事務局職員の中から代理乃至助手を任命することができる。

11. 審議會の議事は、國際大會議事録の一部として印刷できるよう記録するものとする。

12. 審議會は全體として委員會に移行し、他の委員會から審議會に報告を行うという場合もありうる。委員會に於ける討論は記録されないが、事務局長は議事のメモをとり、審議會に對し委員會が報告を材料にすべきである。

13. 審議會の起草委員會は次の如き方法によつて選んだ 1 名の委員長と 4 名の委員から成る。即ち、審議會議長は議員の中から委員長 1 名と委員 4 名を指名し、更に議場よりの指名を求める。若し議場よりこれ以上の指名が行われない場合には、審議會議長の指名した者が自動的に選ばれたことになる。もし、これ以上の指名が行われた場合には、選挙は投票によつて行われる。審議會議長或は議長によつて審議會の報告を國際大會に行うことを命ぜられた者が、委員でない場合には職権による起草委員となるものとする。

14. 審議會の報告を他の委員の援助を得て國際大會に提出すべく準備することは起草委員長の任務である。而してその場合、委員會はすべての制定案及び決議案の本文が一定の形式及び規定に適つたものかどうかを深重に

調査し、委員長はそれについて審議會に助言することになつている。

15. 審議會は國際大會會期間隨時開くことができる。

16. これらの手續規則は、一旦審議會によつて採用されたならば、出席議員 3 分の 2 以上の投票によるものでなければ停止若しくは改訂することはできない。

Method of Proposing Legislation

立法案提出の方法

立法案はすべて R. I. 定款及び細則若しくは標準クラブ定款の規定に合致したものでなければならない。又、現存の定款の規定或は今なお効力を有する國際大會の決議の規定と重複してはならない。

もしクラブが國際大會に對し立法案を提出しようとする場合は次の手續に従うようにしたい。即ち、問題は先づクラブ例會に於て理事會によつてクラブに提出されなければならない。もしこの制定案或は決議案がクラブによつて採擇されたならば、この案が何月何日の例會において正式に採擇されたものであるということを證明するクラブ會長及び幹事の署名した書翰を添えて R. I. 事務總長に送付する。もしこの證明書に、この立法案を提出するに至つた事情についてその理由や事實をくわしく述べ、注意深く作成された説明書がついていたら大いに役立つであろう。

地區大會に於て、國際大會に對し條例制定案或は決議案を提出することに意見が一致した場合は、ガバナー及び地區大會事務局長が R. I. に對して行う地區大會公式報告の中に含まれるようにしなければならない。

R. I. 細則 (第 8 條) には、「すべての制定案は事務總長を通じて規定審議會に送達される。但し、理事會は條文を個々に調査し、定款細則委員の意見を徴したる上すべての制定案の不備な點は之れを提出者に指摘する。」と規定している。

R. I. 細則には又 (第 8 條)、「理事會は、すべての決議案につき條文をいちいち調査し、その結果國際ロータリーの規構内にあることを認めたものを事務總長より審議會に送達させる。理事會が定款細則委員の意見を徴した上、國際ロータリーの規構にはずれたものと判断したる場合は、その旨を審議會開會前に提出者に通知し、かゝる決議案は審議會又は國際大會に送達しない。但しその提出者が豫め審議會議員の 3 分の 2 の承認を得ている場合に限り審議會及び大會に付議することができる。」と規定している。

理事會は、會長及び R. I. 事務總長に對し、理事會に代つて、R. I. 細則に規定せられた前掲の手續に則り、すべての立法案を調査する権限を與えた。(理 51-52)

Form 様式

立法案は次のような様式で提出する習慣になっている
制 定 案

題目 _____
 提案者 _____
 第 回年次国際大会に参集せる R. I. は、_____ (定款細則等改正すべき文書を示す)、第 條、第 項の規定を、____、第 條、第 項の _____ という字句を消し次の字句を入れることによつて改正することを制定する

(新しい條項)

注意:(制定案にはその目的、之れを支持する事項を簡潔に述べたものを添えるべきである。)

決 議 案

題目 _____
 提案者 _____
 第 回年次国際大会に参集せる R. I. は次の如く決議する。

(以下決議案文)

注意:(決議案にはその目的、之れを支持する事項を簡潔に述べたものを添えるべきである。)

Memorial to Board

理事会に対する陳情

クラブ或は(地區)大会は、国際大会に對し條例制定案若くは決議案を提出する代りに、問題を R. I. 理事会に提起し理事会をして適當と認められる決定を行わしめることによつて目的を達することができるのである。

Text of 1929 (Dallas) Convention Digest of Covention Resolutions

1929年(ダラス)国際大会に於ける 決議摘要文

29年度ダラス国際大会は、1911年より1924年に至る間に R. I. によつて採擇された種々の決議の次の如き摘要を採擇し、原文決議を取消した。

決 議 29-12

現在までに採擇された諸決議の摘要を集めて之れを採擇し、決議原文を破棄する。

1911年より1924年に至る間に、ロータリー国際大会及び理事会によつて採擇された種々の決議文を便利な形に集めることは、R. I. の役員加盟クラブ及び個々のロータリアンが之等を利用する上において望ましいことであるから、第29回年次国際大会に参集せる R. I. は次の如く決議する。

1. 既に言及し、又後に列擧する決議はこれを破棄しその代り以下に説明するその摘要を採擇する。

2. 上述の摘要は、定款及び細則に定められた R. I. の基本的な規定を補うものとして、極めて強力且つ効果の強いものである。

3. R. I. 理事会は、上述の摘要を R. I. の方針、先例及び慣習を示すものとして發表するよう指示される。

4. 後に列擧しておらず又、正式に採擇されたものであつて未だ破棄されていない決議は、完全に効力を有するものである。

5. 上述の摘要は次の如きものである。

(以下、R. I. 大会及び R. I. 理事会によつて採擇された諸決議の摘要である。)

第 1 條 R. I. に関するもの

第1項 R. I. の公式の徽章は、6本の幅と24の輪齒と1個の軸頭を持つた齒車である。1個の輪齒が各輻の中心線上にあり、輻と輻の間には3個の輪齒がある。輪齒は、下に掲げる表の寸法の比例によつて造られている。“Rotary International”の二つの文字は輪縁のくぼんだ處にある。輪をふちで立て、みると、“Rotary”の文字は上部のくぼみに輪齒5個分の長さに見え、“International”の文字は下部のくぼみに輪齒約9個半の長さに見える。この二つのくぼみの間に、兩側に文字のないくぼみがある。これら四つのくぼみ中どの二つの間隔も下記比率に従つて2單位であり、又、くぼみと内外の輪縁との間隔は1 $\frac{1}{2}$ 單位である。輻は先細で断面は楕圓形である。輪が“Rotary”の文字を上にして立つてゐる時は、向い會つた二つの輻の中心線は輪の縦の直徑を形づくり、回轉最高所に達した軸頭を兩斷することになる。輪齒の兩側面は外側に稍ふくれておる。従つて輪齒と輪齒の間の空間は機械的に全く正確というわけではない。正確な設計の比例は次の如くである。

	單位
全體の直徑	61
中心から輪齒の基部まで	26
輪縁の幅(内端から輪齒の基部まで)	8 $\frac{1}{2}$
輻心の直徑	12
軸の直徑	7
幅	
輪縁と合する點に於ける幅	5
軸の中心に於ける幅	7
軸頭の垂直面	
幅	1 $\frac{3}{4}$
深さ	$\frac{7}{8}$
輪齒	
基部の幅	4 $\frac{1}{4}$

先端の幅..... 2 $\frac{1}{4}$
 高さ..... 4 $\frac{1}{2}$
 文字
 くぼみの幅..... 5 $\frac{1}{2}$
 文字の高さ..... 1
 輪を一層奉仕の象徴たらしめるため上の説明に軸頭が加えられたことに注意すべきである。その上、輻の位置も定められている。このロータリー輪の記述の變更は、既に發行した許可書には影響しないことになつてゐる。然し、許可書は出来るだけ速かに軸頭を入れるよう變更しなければならない。襟ボタンの場合は小形である爲軸頭をこの中に入れる必要はないことに了解されている。ロータリーの色は徽章の中に次のように入り入れられねばならない。即ち輪全體としては金色でなければならないが、輪縁の四つのくぼみの部分は濃青色とする。くぼみの“Rotary”と“International”の文字は金色で表わし、輻心と軸頭は空白のまま残しておくのである。

第2項 次の物にロータリーの徽章を使用することは認められている。
 (a) R. I. 若くはその加盟クラブの使用するすべての用紙及び印刷物。
 (b) 公式のロータリー旗。
 (c) ロータリー国際大会及びその他すべてのロータリーの公式の集會に用ゆる徽章、旗、裝飾並びに印刷物、R. I. 及び加盟クラブの備品並びに造作。
 (d) 加盟クラブの道標。
 (e) ロータリアン及びロータリーに關係ある婦人の着用する襟章。

次の如き使用は不正である。
 (a) 商品の商標或は特別の品質を表示するための使用
 (b) 他の徽章或は名稱と結合して使用する場合。
 (c) ロータリアン個人の商業用便箋或は名刺に使用する場合。
 (d) その他商賣の爲に使用する場合。
 次の如き徽章の使用は認められてはいないが許されるであらう。

ロータリアン及びその家族の個人的に使用する物品及び彼等の差出す季節の挨拶狀に使用する場合。
 次の如き使用は阻止する。

ロータリアンの事務所の戸や窓に使用する場合。
 第3項 R. I. の色は濃青色及び金色である。
 第4項 ロータリーの公式旗は、白地の中心にロータリーの公式徽章を入れたものである。

輪全體は金色、縁のくぼんだ四つの部分は濃青色でなければならない。くぼみの“Rotary”及び“International”の文字は金色、輻心と軸頭は白色である。クラブ旗としてこの旗を掲げるクラブは、大きな青色の文字

で輪の上部に“Rotary Club”の文字を、又輪の下部に都市、州、省或は國家の名稱を記入することが出来る。

第5項 ロータリーという名稱の使用制限---定款及び細則又は年次国際大会の決議、或は R. I. 理事会等によつて認められたものでない限り、“Rotary Club”、“Rotary International”、“Rotary”或は“Rotarian”等の文字の使用は禁止されている。従つて、加盟クラブ及び個々のロータリアンはすべてこの規定に従わねばならない。

第6項 如何なる R. I. の役員も、その屬する他の團體に於ける地位に關連してその R. I. 役員としての稱號を印刷することは R. I. 理事会の同意がない限り許されていない。

第7項 大きな災害が起つた場合、R. I. 理事会はその事態について研究し、時宜を得た適切な發表を行うものとする。災害に際して他に救済事業を行う機關がある場合には、R. I. は特別にロータリー救済資金を募集するという習慣はない。赤十字或は他の責任ある機關が事態に應じようと努力している場合には、ロータリアンは之等機關への寄付割當を確保できるようその地方支部を援助し、これら機關の要請に氣前良く且速急に應えるよう勸告されている。このような機關が存在せず、ロータリー・クラブ或はロータリアンが災害地のクラブへ直接義捐金を送ることを欲する場合は、これらのクラブが寄付金を受け入れる立場にあり且つ喜んで之れを受取るようであればそのように直接送つてもよい。

第8項 何か特定の行動によつてその保證を進めることが出来且つそれを望むのでない限り、R. I. は如何なる計画運動にも賛成しない。

第9項 出席競争 (本書 Attendance at Club Meetings「クラブ例會に於ける出席」の項参照)

第10項 国際大会出席競争。
 毎年国際大会に於て加盟クラブは、国際大会出席競争に参加しているものと見做されている。而して1、2、3等を得た3クラブにはそれぞれトロフィーを授與せられる。トロフィーを授與するには次のような方法によつて順位を決定する。即ち、国際大会直前の4月1日現在のクラブの全會員數(名譽會員を除く)に對する国際大会出席者數の百分比に、国際大会開催都市とクラブ所在都市をつなぐ普通の交通機關による哩數をかけ、その總數の最も多いものから順にそれぞれ1、2、3等となるのである。国際大会毎に授與される三つのトロフィは R. I. から提供されるので、そのトロフィーは永久に授與されたクラブの所有となる。

第11項 ロータリー創立記念日。各ロータリー・クラブは、ロータリー創立記念日2月23日に最も近い例會日にこれを正しく祝う式を行うよう勸告されている。

MANUAL OF PROCEDURE

手 續 覽 要 (第16回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 訳

Legislation at Convention 大會に於ける立法 (2)

第 2 條

加盟クラブに関する事項

第1項 クラブは他の團體と合併してはならない。加盟クラブはR. I.の一つの地方單位として、他の如何なる團體の一員となつたり、一員たる責任を執つてはならない。クラブの役員及び委員は他團體の役員や委員と協議してもよいし、又、それが望ましいと考えられる場合には協議すべきであるが、クラブを束縛する権限はない。

第2項 如何なる事項に關しても、他のロータリークラブの協力をえんとする加盟クラブは、先ずそれぞれの地區がバナーに對して、その目的と計畫を提出しその承認を得なければならない。

第3項 如何なる加盟クラブも、先ずR. I.理事會の承認を受ける迄は、他のロータリークラブ或は個々のロータリアンから、財政的援助を求めてはならない。

第4項 加盟クラブは、そのクラブ刊行物の名稱の一部として「ロータリアン」の文字を使用することは遠慮すべきである。

第5項 身體障害兒童 R. I.は各加盟クラブに對しそれぞれの都市に於て人道的奉仕を行う機會となるものとして、身體障害兒童に對し身體匡正及び必要な場合には外科治療及び教育等の事業を行うよう勸告している。

第 3 條

個々のロータリー會員に関する事項

第1項 ロータリークラブの會員たる資格は1個人に屬するものであつて、個々の會員が代表する會社又は法人のものではないと考えられている。

第2項 ロータリークラブを訪問するにあたりロータリー會員は、個人的にまだ知られていないクラブに出席する場合には、ロータリー會員證明書を提示して自己を紹介するものとする。

第3項 クラブ或は個人會員に招待せられた場合以外は、訪問する會員は、ロータリーの慣習に従つて晝食乃至夕食の食券を各自が購入するものとする。

第4項 ロータリー會員は、他の奉仕クラブに入會することによつて各自の關心や精力を割くことは慎むよ

う勸告せられている。

(摘要終り)

6 こゝに取消となつた決議は次の通りである。ロータリー綱領に關する1911年及び1912年に採擇せられた決議。

徽章及び色に關して1912年に採擇せられた決議。會員資格は個人のものであつて會社のものではないという問題に關して1912年に行われた國際大會決定事項。ロータリー旗に關して1914年に採擇された決議。

訪問するロータリー會員は會費を自辨すべきことに關して1914年に採擇された決議。

ロータリー創立祝賀及びその期日に關して1914年に採擇された決議。

ロータリー道德信條の發表に關して1915年に行われた國際大會決定事項。

クラブ刊行物が「ロータリアン」という名稱を使用することに關して1915年に採擇された決議。

會員證明書の提示に關して1917年に採擇せられた決議。商用の便箋に徽章を使用することに關して1918年に採擇

せられた決議。クラブ相互間の協力に關して1918年に採擇せられた決議。

出席競争トロフィーの授與に關して1919年に採擇された決議。

ロータリーが他の團體と非承認の提携を行うことに關して1919年に採擇せられた決議。

計畫及び運動の保證に關して1919年に採擇せられた決議。

類似に団体に入會することに關して1919年に採擇せられた決議。

公式の徽章に關して1921年に採擇せられた決議。クラブが他のクラブに對し財政的援助を求めることを禁止することに關して1922年に採擇せられた決議。

出席率計算に關して1922年に採擇せられた決議。「同一週間内に」という明確な字句に關して1922年に採擇

せられた決議。(1927年の國際大會に於て取消)

身體障害兒童援護事業に關して1922年に採擇せられた決議。

ロータリーの徽章、「ロータリークラブ」という成句及び「ロータリアン」という文字の使用を制限することに關して1923年に採擇せられた決議。

出席競争の眞の意味に關して1923年に採擇せられた決議。

大災害に際して救済を行う場合の手續の様式確定に關して1922年に採擇せられた決議。

ロータリークラブがR. I.の一員であるまゝR. I.以外の團體に加盟することはロータリー既定方針に反するということを規定した多年有効であつた理事會の規定事項。

(上掲の決議の全文は關連國際大會の議事録及び1928年版「手續要覽」に載っている。)

(決議29—12終)

Status of Convention Resolutions, 1910-1942.

1910年から1942年に至る 國際大會決議の狀況

クリーブランド國際大會に於ける決議の編纂： 1925年現在に於て、1910年から1924年に至る間に國際大會で採擇された決議は數百に及んでいた。

1925年クリーブランド國際大會は決議25—17を採擇したが、その決議に於て國際大會はこれらの決議の内約を列挙し、それらの決議が「R. I. 定款及び細則に組入れられている基本的な規則を解釋し且つ補足するものとして十分の効力を有する」ものであることを宣言し、又、同時に、これ以外の187の決議にすべてその目的を果たしたものであつて最早R. I.の役員若くはクラブに對して拘束力を有しないものと考えられる旨宣言した。

ダラス國際大會における決議の編纂： 1922年、ダラス國際大會は決議29—12を採擇し、クリーブランド國際大會の決議25—17に於て有効なものとして列挙された約25の決議の原文を取消し、その代りとして、その決議の摘要即ち編纂を行つた。(1929年に編纂された決議は原書104—107頁に發表せられている。)

Survey of Convention Resolutions.

國際大會決議の調査

1941年 デンバー國際大會は次の決議を採擇して、理事會が隨時、或る種の國際大會決議を既に有効ならずと決定することができるようにした。即ち、

「第32回國際大會に參集せるR. I.は、今後R. I. 理事會が隨時、國際大會で採擇せられ現に有効な決議の中で、どの議が儀禮的なもの或は一時的なものであると考えられ、か或はどの決議が後の立法によつておきかえられも

はや有効であると考えられる必要がないか或はその決議が採擇せられた國際大會の議事録以外には手續要覽或は他のR. I.の刊行物に發表する必要がないかどうかを決定し、かくの如き決議に基づく理事會の決定事項の報告は會長若くは事務總長によつて、この決定事項の行われた年度の終末に於ける國際大會に對する報告書で加盟クラブに報告するという了解の下に於て行ふということを決す議る。」(デンバー國際大會決議、41—8)

1941—42年度理事會は、前掲の決議41—8に則り、國際大會立法の調査を行つた上、事務總長に對し、事務總長年次報告に次の各項を含めることによつて、理事會の決定事項を42年トロント國際大會に於てクラブに注意させるよう要請した。

「理事會(41—42)は、1941年デンバー國際大會の決議41—8に従い、現に有効な決議中で、どの決議が儀禮的な或は一時的なものと考えられるか、或はどの決議が後の立法によつておきかえられたと考えられ、もはや有効であると考えられる必要がないか、或はその決議が採擇せられた國際大會の議事録以外には手續要覽或は他のR. I.の刊行物に發表する必要がないかどうかを決定するために國際大會決議の調査を行つた。」

「この有効な決議の調査を行つた結果、理事會は、これらの決議中で約25の決議は、まだ十分に實行されていない決議であるか、若くは、R. I. 定款及び細則或は標準クラブ定款に示されているR. I.の基本的な規則を解釋補足する方針或は手續を確立するものであり、従つて今後とも有効な決議であることを決定した。理事會は事務總長に對し、かくの如き決議の原文を手續要覽に(パンフレット35號)に發表して、加盟クラブの啓蒙と指導に資するよう指示を與えた。」

「調査中の數個の決議はR. I.の定款の改正を是認し、又R. I. B. I.の定款の改正を承認しているから有効である。しかし理事會は、それらの決議はそれが採擇された國際大會の議事録以外には發表する必要はないと決定した。」

「調査中の殘餘の決議は約50あるが、いずれも、儀禮的な或は一時的な決議であるか、若くは採擇後の立法によつて十分に實行されているか或はおきかえられている決議であることが理事會で發見された。従つて、理事會は、これらの決議が既に目的を達成しており、もはや有効であるとは考えられず、従つて、それらの決議が採擇された國際大會の議事録以外には發表する必要がないものと決定された。」

國際大會決議調査の全文は、この調査で研究した決議全部の番號と共に、1942年6月のR. I. 理事會の記録及び手續要覽(1942年10月發行のもの)に載っている。

理事會(1945—46)は、「R. I. 役員及び中央事務局係員のロータリークラブに對し事務奉仕についての説明」

を採擇した決議42—16は1時的な性質のものであり、且つ既にその目的を達成したものであると決定し、従つて決議42—16はもはや有効でない旨を宣言した。

理事会(1951—52)は、決議40—15「世界闘争渦中のロータリー」及び決議42—28「世界戦争中のロータリー」は、既にその目的を達成し、もはや有効とは考えられず、従つてこれらの決議の採擇された大會の議事録以外のR.I.刊行物にはこれを發表する必要がないことに意見が一致した。1953年5月、理事会はこの決定を再確認している。

Resolutions in Force and Effect. 現に有効なる決議

理事会(41—42)が、その決議調査に於て、現に有効であると考えられ、従つて手続要覽に發表すべきであるということに同意した(而かもその後大會によつて取消されていない)決議は次の通りである。

23—34. 社會奉仕活動に關するロータリーの方針。(原書 38頁—40頁)

26—6. 1923年國際大會の決議23—34の言句を多少變更するの件。(本決議26—6に採擇せられた決議中の言句の變更は決議23—24の本文中に組入れられている。原書38—40頁参照のこと)

27—16. R.I.の前役員、前理事、前地區ガバナー、及びR.I.の國家若くは區域單位の前會長及び前地區委員長に對し、大會に際して特別な大會バッヂと座席を與える件。(53頁)

29—10. 1931年或は1932年の國際大會をアメリカ合衆國外で開催し、その後は少くとも4年に1回はアメリカ合衆國外で大會を開催するようにすることを勧告するの件。(48頁)

29—12. これまでに採擇せられた種々の決議の摘要を採擇し、もとの決議を廢棄するの件。(104—107頁)

32—26. R.I.の年次計画を規定した1925年採擇の決議を削除するの件。(128頁)

33—25. 如何なる言語を補助言語としてひろく使用すべきかを決定する世界的會議を開催するか或は少くともその組織を進め、且つ世界各國がこの選ばれた言語を學校で授業するよう公式に規定するか或は勧告する計画を發展させる権限を理事会に付與するの件。(98頁)

33—46. 10萬ドルを超えない範圍で餘剰資金を以てこれを必要とするクラブに特別な援助を與え、ロータリーのプログラムを縮少することのないようにする権限を理事会に與えるの件。(89頁)

33—47. 現在各クラブがR.I.に支拂つている人頭料金の額は變更すべきでないという本國際大會の意見を表明するの件。(人頭料金の増額の規定した條文修正案52—9

によつて廢止。決議33—47の全文は1933年ボストン國際大會議事録にある。)

34—16. 國事に於けるロータリーの方針の説明(126頁)

36—15. 社會奉仕活動に於けるクラブの協同動作に關する決議23—34の本文を明確にするの件。(決議36—15は決議23—34の第4項を改正した。改正せられた決議23—34の全文は38—40頁に載つている。)

36—17. 國際補助言語協會の目的に對するR.I.の關心の表明及びロータリークラブの國際補助言語への興味の喚起。(98—99頁)

38—24. R.I.會長は連續3年以上同一國家から選ぶべきでないという感情を表明するの件。(9頁)

38—31. ロータリー基金の1部として資金をあつめる運動に關する件。(9頁)

40—10. 國際大會出席トロフィーの授與方法の變更に關する件。本決議は決議29—12の第1條10項を改正した。(決議29—12の改正本文は105頁にある。)

40—11. 國際大會の議事の記録、編纂、及び出版に關する件。(55頁)

41—7. 出席競争規定及びその改正條文全部を1冊にまとめる件。(現在施行中の出席競争規定の全文は14—15頁に載つている。)

41—8. 或る種の國際大會決議をもはや有効でないとして決定する権限を理事会に付與する件。(107頁)

Resolutions Adopted Subsequent to 1941-42 Survey.

1941—42の決議調査以後 採擇せられた決議

次に掲げる、現在有効な決議は、1942年及びそれ以後の國際大會に於て採擇せられたものである。

42—17. R.I.の現又は前役員は長老會員になることができるようにR.I. B.I.の定款を改正することに對して、大會の承認を指示する件。

42—18. R.I.の資金から5萬ドルを割いて米國赤十字戰時非常資金運動に寄付するというR.I.理事会の決定の批准し且つ承認する件。(本決議の全文は1942年トロント國際大會議事録p.286に載つている。)

42—29. Chesley R. Perry (R.I.事務總長として32年間の勤務を完了したことに對して Chesley R. Perry に祝意を表する決議。本決議の全文は1942年トロント國際大會議事録p.295に載つている。)

43—6. 大會出席競争を中止することを認める件。(54頁)

43—8. シニア會員を長老會員と名稱を變更し、關係規定を改正することができるようにR.I. B.I.の定款を改

正することに對して、R.I.大會の承認を指示する件。

43—14. ロータリー會員の國家に對する關心についてロータリーの地位を再び説明する件。(126頁)

43—15. R.I.の剩餘金をロータリー基金に移管する規定を設ける件。(本決議の全文は1943年セントルイス國際大會議事録p.287に載つている。)

44—8. 前哨會員の制を認める決議36—13Aを取消す件。(114頁)

44—9A. 戰禍を受けたロータリー會員に對する救済資金に關する規定を明確にし、同資金をロータリー基金に移管する件。(143頁)

44—11. R.I.の剩餘金をロータリー基金に移管する規定を設けるの件。(本決議の全文は1944年シカゴ國際大會議事録p.253に載つている。)

45—7. ロータリー基金の目的を採擇した決議44—12を取消す件。(全文は1945年シカゴ國際大會議事録に載つている。)

46—17. 理事会に對し、R.I.の定款等の字句改正議事手續の特別規定を作製する権限を與える件。(44頁)

46—18. R.I.の剩餘金をロータリー基金に移管する規定を設けるの件。(本決議の全文は、1946年アトランティック・シティー國際議事録に載つている。)

46—19. R.I. B.I.の定款改正に對してR.I.國際大會の承認を指示する件。

46—21(a). 英語以外の言語によるR.I.の刊行物に關して。(134頁)

47—12. R.I. B.I.の定款改正に對してR.I.國際大會の承認を指示する件。

47—15. アトランティック・シティー國際大會によつて採擇せられた決議46—17を改正する件。(44—45頁)

48—4. R.I.理事会に對して、R.I.の定款類の字句改正に關する委員會の報告を全クラブに廻付するよう要請すべく規定する件。(45頁)

48—5. R.I.會長の指名方法を研究する委員を任命する規定を設ける件。(本決議の全文は1948年リオ・デ・ジャネイロ國際大會議事録p.165—166に載つている。)

48—6. R.I.の定款改正に對して大會の承認を指示する件。

49—7. R.I.運営手續の變更を原則として承認することを求めると共に、1950年大會に對しR.I.理事会がこのような變更を行うための立法案を提出することを要請する件。(本決議の全文は1949年ニュー・ヨーク國際大會議事録p.126—127に載つている。)

49—8. ロータリー永遠の居所に關する決議28—11及

び決議44—7を取消す件。(本決議の全文は1949年ニュー・ヨーク國際大會議事録p.118に載つている。)

49—13. ロータリー基金の元金からの支出に關する規定を設ける件。(本決議の全文は1949年ニュー・ヨーク國際大會議事録p.123に載つている。)

49—14. R.I.會長の指名方法を研究する委員會の報告に關して。(本決議の全文は1949年ニュー・ヨーク國際大會議事録p.129に載つている。)

49—15. R.I.の定款等の編集者に於てなし得る變更を承認する件。(ニューファウンドのカナダへの併合にもなつて必要となつたR.I.定款類の改訂を行うことを事務總長に指示し且つ承認を與える決議である。本決議の全文は1949年ニュー・ヨーク國際大會議事録p.124に載つている。)

50—11. 「無我の奉仕」及び「積善餘慶」をロータリーのモットーとすることを規定する件。(125頁)

50—12. 出席競争の規則等を改正する件。(この改正文は原書14—15頁に提載されている出席競争規定に繰り入れられている。)

50—14. ロータリーのモットーをラテン語で募集する規定をつくる件。1951年國際大會に於て採擇できるよう名句を募集する。(本決議の全文は1950年デトロイト國際議事録に載つている。)

50—19. B.I.R.I.の定款改正に對してR.I.大會の承認を指示する件。

51—14. ロータリー基金の元金からの支出に關する規定を設ける件。(本決議の全文は1951年アトランティック大會議事録p.102に載つている。)

52—17. 前歴會員^{パストサービスマン}及び長老會員^{シニアアクティブ}の出席に關する出席競争規則を改正する件。(この改正文の全文は原書14—15頁に掲載されている出席競争規定に繰り入れられている。)

52—20(a). R.I.の本部に關して。(89—90頁)

52—21. R.I. B.I.の定款改正に對してR.I.大會の承認を指示する件。

53—12. ロータリー基金の元金からの支出に關する規定を設ける件。(89—90)

53—14. R.I. B.I.の定款改正に對してR.I.大會の承認を指示する件。

54—23. 前歴會員^{パストサービスマン}及び長老會員^{シニアアクティブ}の出席に關する出席競争規則を改正する件。(この改正文の全文は本書14—15頁に掲載されている出席競争規定に繰り入れられている。)

53—34. R.I. B.I.の定款改正に對して大會の承認を指示する件。

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覽 (第17回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Rotary Foundation ロータリー財團 (1)

定款(第10條)及び細則(第18條)には、ロータリー財團保管委員の任命等についての規定がある。

Declaration of Trust 信 託 の 宣 言

ロータリー財團保管委員長は、理事会(31—32)に對し大要次の如き報告を行つている。

「現在に於けるロータリー財團の法律的地位は、細則第18條の規定により定められている。財團を法人化する問題に關してはかなりの考慮が加えられた。財團保管委員長 Klumph 及び保管委員 Chapin は、シカゴのロータリー會員 Holden と協力し、法律の見地から法人のすべての利點を與えると共に若干の缺點を避けることができると考えられる一種の信託宣言を起草した。財團管理委員會により完成され、R. I. 理事会の同意を得たこの宣言は、財團の永續性を保證する効力を有するであろう。従つて、財團保管委員會は、理事会がこの案に同意し、R. I. の役員がR. I. に代つて同案に署名することを委任するよう要請するものである。」

理事会(31—32)は、次の如き財團の信託宣言に同意し、財團保管委員會が同案を実施することを批准した。「1931年11月12日、U. S. A. の一州であるイリノイ州の團體である國際ロータリーと、ロータリー財團保管委員 Arch C. Klumph, Rufus F. Chapin, Charles Rhodes, Harry H. Rogers 及び Chales A. Mander ならびにその後任者との間に作製締結せられた本信託宣言は、次のことを證言する。

R. I. 細則第18條には次の如く規定されており、

(財團保管委員會の宣言には細則第18條第1項より第10項に至る全文を掲げる。)

且つ、上述の保管委員は、上掲細則第18條第1項及び第2項により指名され正式に任命されたものであり、又R. I. を代表するR. I. 理事会の正當な權限と指揮の下に、第18條の規定に従い信託の宣言を行うものであるが故に、ここに次の如く宣言する。

第1： 上述のロータリー財團保管委員が受取り又は

保持する處のすべての財産は、條件付寄付、不動産贈與又は遺贈を除き、單一信託として保管し、その基本財産及びそれより生ずる利子を、R. I. 理事会が承認、決定又は設立する處のR. I. の博愛的、慈善的、教育的乃至救恤的目的、運動又は施設のために支出することができる。但し、基本財産として保管する質金はすべて、嚴に法律的な意味に於ける救恤に使用されるためにのみ保管させるものであることを明瞭に宣言する。

第2： 上述の保管委員の權限は、上記の細則に規定せられてある如く、その改訂に従うべきものであるが、前述の如く受理したすべての資金及び財産は慈善の用途のためにのみ保管されるものであるという本信託宣言を害うが如き何等の改訂或は改訂の權限を保持し又は解釋しないということを明瞭に宣言する。

第3： 本宣言は、贈與、不動産贈與、又は信託契約に特に他の點で指定されている場合を除き、生命保険から入るすべての資金を含めて、條件付と無條件とを問わず、現在又は今後受理せらるべきすべての資金に應用しうる信託及び權力に適用するものである。

以上の證明として財團保管委員は、前記時日を以てここに署名調印をなし、且つその承認の證としてR. I. 理事会によつて與えられた權限によつて同様のことを行い、R. I. に代つて正式に委任された役員の手によりここにR. I. 印を捺印する。

Purposes for Which Funds of the Foundation Shall Be Expended

財團資金支出の目的

R. I. 理事会及びロータリー財團保管委員は、財團の資金を支出する目的に關し、次の如き決議を採擇した。

「R. I. 細則第18條第1項は、次の如く規定してある。

『ロータリー財團の全財産に關する行使權は、5名の財團保管委員及びその後任者に歸屬せしめられる。財團保管委員は、本細則以外に規定されたもの若くは、條件付贈與、不動産贈與、又は遺贈を除き、その保管投資、處理及び運営の任に當り、且つ理事会の承認を

得て基本財産或はそれより生ずる利子を單一信託として、國際ロータリーの目的及びロータリーの綱領の推進或は國際ロータリー理事会の承認する博愛、慈善、教育、乃至救恤の目的、綱領運動又は施設のために支出することができる。』

そして1931年11月12日、R. I. 理事会及びロータリー財團保管委員會によつて實施された「信託宣言」は次の通り規定した。

『第1： 上述のロータリー財團保管委員が受取り又は保持する處のすべての財産は、條件付贈與、不動産贈與又は遺贈を除き、單一信託として保管し、その基本財産及びそれより生ずる利子を、R. I. 理事会が承認、決定又は設定するR. I. の博愛、慈善、教育乃至救恤の目的、綱領運動又は施設のために支出するのであるが、基本財産として保管する資金はすべて、嚴に法律的な意味に於ける慈善事業に使用するためにのみ保管されるものであることを明瞭に宣言する。

第2： 上述の保管委員の權限は、前記細則に規定される如く、その改訂に従うものであるが、前述の如く愛理したすべての資金及び財産は、慈善の用途のためにのみ保管されるものであるという本信託宣言を害うが如き何等の改訂又は改訂の權限を保持し又は解釋しないということを明瞭に宣言する。

第3： 本宣言は、條件付贈與、不動産贈與、遺贈又は信託契約を除き、生命保険から入るすべての資金を含めて、特にそのように指定されていると否とに拘らず、現在及び今後受理せらるべきすべての資金に應用される信託及び權力に適用し且つそれを支配するものとする。』

且つ又、R. I. 理事会及びロータリー財團保管委員會は、以上の諸規定が、個人及び團體による慈善その他の寄付、及び所得税を免除されるべき團體に關するU. S. A. 國內歳入條例の諸規定に該當するものと解釋していることを記録することはのぞましいことであるが故に、

ロータリー財團の基本財産或は収入からの支出は、運営に要する費用を除き、絶対に、慈善、科學、文學、教育或はその他U. S. A. 國內歳入條例、第23(o), 2, 23(q) 2及び101(6)の各項に含まれる目的に使用されるべきこと、又、ロータリー財團の基本財産たと収入たとを問わず、その1部と雖も個人的利益のために使用しないこと、又、ロータリー財團の活動の相當な部分が宣傳その他立法に影響を與ようとする試みに向けられてはならないこと、及び最後に、ロータリー財團の解散の曉には、その基本財産及びそれより生ずる収入は、本決議の條件によつて使用せられねばならぬことをここに決議す

る。

(理、44—45 財團保管委、44—45)

Deductibility of Contributions on U. S. Income Tax Returns

アメリカ合衆國內に於ける所得税 申告に對する寄付金額の控除

次に掲げるものは、R. I. が受理した1945年8月14日付U. S. 財務長官の書翰の抜萃である。

「もし貴財團が、1931年11月12日付信託宣言に述べられ、且つ1945年5月25日付R. I. 理事会及び貴財團保管委員會によつて採擇された決議により修正された諸目的に嚴格に従つて運営せられているならば、貴財團は、國內歳入條例第101(6)項の規定によつて連邦所得税の免除を受ける資格を有するものと、本職は考えるものである。

貴財團に對してなされる寄付金は、國內歳入條例第23(o)及び(q)項に規定する方法及び範圍内に於て、寄付者の純課税所得金額から控除されるものとする。」

Expenditures From the Corpus of the Rotary Foundation

ロータリー財團の基本財産からの支出

1953年大會は次の決議を採擇した。

「第44回國際大會に於てR. I. は、1955年7月1日より3箇年を限り、毎年、30萬ドルを超えない範圍に於て、R. I. 理事会及び過半数のロータリー財團保管委員會の承認を得て、ロータリー財團の目的推進のため、同財團の基本財産から支出することができるようにすることを決議する。」

(バリ大會決議、53—12)

Immediate Objectives For Foundations

財團の直接の目標

理事会及び保管委員會は財團の直接の目標を次の如く定めることに意見が一致した。

1. 高等な學術研究の爲のロータリー財團奨學金。
2. 諸國民の間のよりよき理解と友好關係を進めることを目的とする實質的且つ効果的な事業を育成する。例えば、國連内に組織された世界的機關について權威を以て論ずることのできる講演者が得られるようロータリークラブを援助する。
3. 戦争その他の災難のもたらした廣範圍の窮乏及び被害を受けたロータリー會員及びその家族の應急救助に

備える。

(理45—46; 47—48; 財團保管委 45—46; 47—48)

R. I. は、ロータリー財團の三つの直接の目標の完成に向つて財團の資金を利用すべきであるというのがR. I. 理事会の意見である。これらの目標を更に擴大することは考えていない。(理、48—49)

理事会は、地區ガバナー(英本國及びアイルランドに於てはR. I. 代表)がR. I. の役員として地區内のロータリー財團の推進に直接の責任を有することを認めている。財團の目的とする處を一層よく知り且つ理解して貫うために、又、この目的を遂行するためにロータリー會員その他の關心をひき起すために、地區ガバナーは、ロータリー財團の連續的推進の必要を記憶すべきである。(理、53—54)

Appointment of Trustees

財團保管委員の任命

會長がロータリー會員をロータリー財團保管委員に任命する場合の指針として、理事会は、ロータリー財團保管委員は直前會長及びその直前の前任者4名から成るといふ原則を定めている。前會長の内1名でも就任できない場合には、會長は他のロータリー會員を任命することになつている。(理、34—35)

Relationship of Trustees and Board to the Rotary Foundation

財團保管委員會及び理事会とロータリー財團の關係

R. I. 理事会及びロータリー財團保管委員會は、保管委員會及びR. I. 理事会とロータリー財團の關係について次のような方針の發表を承認した。

「ロータリー財團の資金の保存管理に當り、財團の目的を達成するために資金の割當を行うのは、ロータリー財團保管委員會の責任である。

保管委員會がR. I. に資金を割當てた活動の運営に當るのは、理事会の責任である。」(理、48—39、財團保管委、48—49)

Rules and Regulation for Administration of Rotary Foundation

ロータリー財團運営に関する規定

R. I. 理事会及びロータリー財團保管委員會は、ロータリー財團の運営に関する次の諸規定を承認した。

年次會合

1. 財團保管委員會の年次會合は、出來得るかぎり、元會長參議會の會合直前又は直後に開くものとするが、その時の状況に應じて會合の時期及び場所を決定するのは委員長の仕事とする。如何なる議事の處理に當つても、有資格委員の過半数の出席が必要であつて、かかる會合に出席委員の数が過半数に達しない場合は、これを以後の會合まで延期する。

その他の會合

2. 上記の外保管委員長が召集するか、或は保管委員の過半数が委員長に對し文書により適當な要請をなすことによつて隨時開かれる會合がある。

事務長の任命

3. 保管委員は、年次會合に於て、この會合の翌年1月1日に始る年度のために財團事務長を任命する。R. I. 理事会及び財團保管委員會が別に定める場合を除き、財團事務長は、同一年度のために理事会によつて選ばれたR. I. 事務總長と同一人たるものとする。

會計の任命

4. 保管委員會は、年次會合に於て、この會合の翌年1月1日から始る年度のために財團會計を任命する。R. I. 理事会及び財團保管委員會が別に定める場合を除き、R. I. 財務局長が財團會計係になるものとする。會計の報酬は年1ドルとする。

缺員

5. 保管委員會は、事務長或は會計に缺員を生じた場合には、本規定第3項及び第4項の規定に従い、資格あるロータリー會員を選ぶことによつて、殘餘の任期を充つことができる。

郵便による投票

6. 保管委員會は、會合と會合の間に於て、郵便又は電報による投票によつて議事を處理する権限を有する。決定には全保管委員の過半数が必要である。財團事務長は、問題が現在の方針内にある場合、或は方針それ自身について疑義がある場合には、郵便による投票用紙を送る権限を持つが、問題が現在の方針以外のものに關係している場合には、問題を郵便による投票に付すか、次回の保管委員會まで保留するかは、保管委員長に決定権があるものとする。

會計年度

7. 財團の會計年度は、R. I. の會計年度と同一とする。

収入及び經費

8. 事務長は毎年保管委員會に對し、次會計年度に於る財團の豫想収入、財團資金から現在行われている支出状況(基本財産及び収入の兩方を含めて)、及び次會計年度に豫想される支出要求についての情報を提出するも

のとする。

運営費豫算

9. 保管委員會は、會計年度の運営費豫算を採決する。豫算案は、財團事務長により各委員に提示される。

理事会への報告

10. 保管委員會は、R. I. 理事会に對し、理事会の開かれる都度、財團の支出状況及び財團の目的を推進するため更に利用し得る資金の状況について通告するものとする。保管委員會は又、利用し得る資金からの支出について、必要と考えられる意見及び申出を行うものとする。

保證金

11. 保官委員會は、財團事務局の各職員に對する保證金の額を決定する。これらに要する費用は財團運営費豫算から支拂われるものとする。

會計検査人の任命

12. 保管委員會は、毎年財團の會計検査人として、R. I. の會計検査を行つている同一會計事務所を任命するものとする。財團の會計検査に要する費用は財團運営費から支拂うものとする。

會計検査報告の公表

13. 保管委員會は、毎年、R. I. 理事会がR. I. 資金の會計報告を公表すると同時に、同様の方法で、その會計検査人の報告を公表するものとする。

事務長の財政報告

14. 財團事務長は、定期的に財政報告を保管委員に、又、その寫しをR. I. 理事に送付するものとする。

投資する権限

15. 保管委員會は、財團の保管委員長、事務長及び會計に對し、委員會の隨時決定する方針に従い、委員會の會合と會合の期間に財團が受理する資金のどの程度を債券に投資するか又その債券の期間及び種類についての方針に従い之れを決定する権限をその都度明確に委任する。その決定がなされた後は、事務長と會計がその資金の投資を行う権限を有する。

投資に對する銀行のサービス

16. 保管委員會は、委員長及び事務長が、財團の資金を預金し或は債券類を保管している世界中の銀行と、財團の投資に對し、もしあれば、適當と考えられる銀行のサービスに關する取極めを行うことに同意する。

銀行勘定

17. 保管委員會は、委員長及び事務長に對し、R. I. がその資金に關し行つている取極めに反しないように、世界各國の銀行に勘定を開く権限を與える。

現金の引出及び預金の移動

18. 保管委員會は、財團事務長及び會計が、種々の銀

ロータリー文献のお知らせ

現在文献は次の通りであります。

- ロータリーの理想と友愛 (This Rotarian Age by Paul P. Harris.)普及版 ㊤ 150
- 奉仕こそ我がつとめ (Service Is My Business) 増補改訂版 1955年版 ㊤ 150
- ロータリー大要 (Brief Facts About Rotary No.1) 1955年版 ㊤ 10
- ロータリーの歩み (Rotary's Onward March-No.4) 1954年版 ㊤ 35
- 會長必携 (Your Year-No.8) 1955年版 ㊤ 50
- 幹事提要 (R. C. Secretary-No.9)1955年版 ㊤ 50
- ロータリークラブ結成指針 (Organizing R. C.-No. 10) 1955年版 ㊤ 50
- 定款及び細則 (Constitutions and By-Laws-No. 12) 1955年版 ㊤ 60(品切)
- 1955年度版 Rotary Club 定款及び細則のみ ㊤ 30
- 委員會資料 ("Mr. President" 綴り-No.20) 1956—57年版 ㊤ 350 ビニール製ルーズリーフ・バインダー付 ㊤ 500
- 出席規定 (R. C. Attendance Rules-No.21) 1954年版 ㊤ 10
- ロータリー問答 (Getting Acquainted With Rotary-No.38) 1954年版 ㊤ 30
- 標準職業分類表 (Outline of Classifications 抜萃—No.284) 1954年版 ㊤ 80
- ロータリーソング (日本語) 1954年版 ㊤ 50
- ロータリーソング (英語) 1954年版 ㊤ 50
- 四つのテスト壁掛用邦語版 ㊤ 20
- 四つのテスト解説 ㊤ 2
- 個人會員の御用は所屬R. C.を通じて御注文がございます
- 申込先は 東京都中央区京橋1丁目4 電(28) 6331—5 柏原洋紙店内 柏原孫左衛門氏宛

行勘定の小切手に連帯して署名する権限を與えている。事務長及び會計は、同様に、常に資金の安全と各國からの資金へのありうべき要求を考慮しつゝ、移動し得る資金を銀行から銀行へ移す権限も與えられている。

情報の傳達

19. 保管委員長及び事務長は、保管委員會に代つて財團の基本財産が常に増加しつゝあること及び寄付者が財團の計畫と業績について知ることが出来るための目的を以て、財團に關する情報を、R. I. 加盟クラブ、R. I. の現及び前役員その他に傳達する権限が與えられている。

規定の改正

20. 財團保管委員會は、必要で時宜を得た改正を行うために、隨時これらの諸規定を調査し、改正を要する場合は、その承認を得るためこれを理事会に申達しなければならぬ。(理事及び財團運営委、48—49; 49—50)

MANUAL OF PROCEDURE

手 続 要 覧 (第 18 回) R. I. Pamphlet No. 35

バスターガバナー 宮 脇 富 譯

Rotary Foundation

ロータリー財團 (2)

Rotary Foundation Fellowships for Advanced Study

高等學術研究のための ロータリー財團奨學金

理事会及び保管委員会は、ロータリー財團の直接の目標として、高等學術研究のためのロータリー財團奨學金を設置することを承認した。この計画は、將來指導者となり得る能力をもつた學生に、外國に於て高等な學術研究を行うと同時に、その國の國民、彼等の文化、前途及び生活状態についての知識を得る機会を與えることを目指しているものである。

Rotary Foundation Fellowships and International Student Exchange Committee

ロータリー財團奨學金及び 國際學生交換委員會

1952—53年度に於て理事会は、會長が國際學生交換委員を任命することを承認した。この委員會は、R. I. 理事であつて任期1箇年の委員長及び4名の委員より成る。この4名は、教育界及び實業界から各2名ずつとし、毎年任期2年として教育界及び實業界から1名ずつ選ぶ。但し、1952—53年度に於ては、教育界及び實業界からの委員それぞれ1名は任期1年として任命されるものとする。この翌年、委員會の名稱は「ロータリー財團奨學金及び國際學生交換委員會」と變更された。

Terms of Reference 参考約定

理事会は、ロータリー財團奨學金及び國際學生交換委員會が次の事項を行うことに同意した。

- 1) 1952年理事会によつて採擇され、1953年1月及び7月に改訂されたロータリー財團奨學生銓衡手續に従つて指名された翌年度ロータリー財團奨學金希望者に関する地區の推薦を調査し、且つ、理事会の名に於て地區委員會によつて推薦された正しい資格を有するすべての候補者に奨學金を授與する。
- 2) 理事会の定める範圍内に於て、毎年地區を構成しないクラブからの候補者に與えられる奨學金の数を決

定し、且つ、この授與方法の基礎を、地區を構成しない各地域から4年毎に平均1名の候補者を出すようにする。

- 3) ロータリー財團奨學金に関する事柄について事務總長と相談する。
- 4) 奨學金授與に関する委員會の決定について事務總長に通知し、事務總長から關係者全部に傳達できるようにする。
- 5) 事務總長から、學業成績不良で與えられた機會の豫期した恩澤を受けえない奨學生に関する情報をきき、その奨學生の必要とする助言と指導を行う方法を事務總長に提案する。この奨學生の在學する學校の當局者及びその學校に最も近いロータリー・クラブの役員も、彼の學業の成果は覺束かないと考え、或は、彼の行狀がロータリー奨學金の受領者にふさわしくないというようなことが萬一あつた場合、而かも、委員會に於ても直ちに事態を改善する見込みがない場合には、事務總長にその奨學生に對し、奨學金を申込んだ際に署名した取極めによつて奨學金の授與を停止する旨、そして彼が直ちに歸郷する場合に限りロータリー財團からその旅費を支給することを、通告するよう指令する。
- 6) 奨學生の歸郷旅費給與を延期する必要がある事情が委員會として承認しうる場合には事務總長に對し、その權限を與える。
- 7) 留學している地區又は地域、或は彼れが選ばれた地區又は地域に於ける奨學生の接觸を効果的に擴大し得るような手段をとる。留學期間が終つた後にも、ロータリーの奨學生と接觸をとり、ロータリーの國際奉仕を推進するようあらゆる可能な方法によつて努力する。
- 8) ロータリー・クラブ及び地區によつて行われる國際學生交換に関する文献の作製を監督する。
- 9) ロータリー・クラブや地區のため、何等かの國際學生交換計畫を始めることによつて、ロータリー財團奨學金活動を補促するような計畫を樹てる。
(理 54—55)

Procedure for Selecting Rotary Foundation Fellows

ロータリー財團奨學生銓衡手續

ロータリー財團奨學生の銓衡のために次の手續が理事会によつて採擇された。

理事会は、1953—54學校年度より高等學術研究のためのロータリー財團奨學生の銓衡は、各地區内銓衡委員會の責任とし、R. I. 理事会に代るロータリー財團奨學資金及び國際學生交換委員會の最後の調査を受けることに同意した。

理事会は、ロータリーの各地區が、もし正式の資格を有する候補者を選ぶならば、1年おきに必ずロータリー奨學金を得ることができるようにする目的で、ロータリーの全地區が1年おきに候補者を出すという原則に立つことに同意した。

この計畫を1953—54學校年度に實施するに當り、これまで奨學資金を受けたことのない地區が、28、52—53學校年度に受けなかつた地區が72ある。即ちこれらの地區は次の通りである。

30	31	4	6	7	8	11	14	16	17	18
71	72	32	34	40	45	51	53	61	69	70
105	106	77	79	81	82	83	84	86	91	103
124	125	107	112	113	116	117	119	120	121	123
168	170	126	130	132	136	137	150	151	155	162
197	198	171	174	178	180	183	186	190	191	193
233	235	201	202	206	213	218	219	220	224	229
259	266	238	241	243	244	248	250	253	255	257
286	290	268	269	270	273	274	277	281	282	284
179										

1954—55學校年度には、1653—54年度に資格ありとされた地區以外のすべての地區、即ち下に掲げる地區及び1953年7月1日以後に設置される新しい地區とである。

19	25	1	2	3	5	9	10	12	13	15
56	60	26	28	29	33	39	46	48	52	54
87	89	65	66	67	68	73	74	76	80	85
133	135	101	104	109	110	114	115	118	122	128
167	169	138	153	154	157	158	160	164	165	166
188	194	173	175	176	177	210	181	184	185	187
221	222	196	200	204	208	231	212	214	215	216
240	242	223	225	226	227	262	232	236	237	239
271	272	247	251	260	261	285	263	264	265	267
275	278	279		280	288	289	291	292		

地區を構成しない地域のクラブは、毎年候補者を出す資格があるが、その内から、理事会に代つて國際學生交換委員會は地區構成しない地域のクラブが適當な資格ある候補者を指名したならば、地域から4年毎に1回候補者を出し得るといふ一般原則に従つて、一定數を銓衡することになつてゐる。

ロータリーの友—9月號

交互に候補者を選ぶ制度をつくるに當つて、いかなる地區も、選んだ候補者の資格が規定された範圍内に於て完全であり、委員會をして地區の銓衡に全く満足せしめうる確信がなければ、候補を提出してはならないことを了解しておくべきである。もし地區が奨學金を受ける資格のある年度にこれを受けることができなかつた場合には、その地區は翌年度に候補者を出すことができる。そのことによつて次の「資格のある年度」に候補者を出す資格を失うものではない。

萬一地區の候補者がその年度の奨學資金をその學年内に受けることができなかつた場合、地區は、補缺として、正式の資格を有する第2の候補者の氏名を提出することができる。このような補缺といへども、同様完全な資格を有していなければならない。

地區委員會としては、最後の銓衡が行われる前に、最も有力な候補者に對し、個人的面接を行うようにすべきである。

地區委員會からの推薦はすべて、12月31日以前に本部事務局に提出されなければならない。

理事会はクラブに對して、志願者の國語とは異なつた言語を使用する國の大學に於て研究する希望を有し、従つて財團奨學金制度の本來の目的に最も適うような、正しい資格を有する人物を、ロータリー財團奨學金の候補者として指名するよう、要請している。

理事会は地區委員會に對し、ロータリー財團奨學金被指名者の最後の銓衡に當つては、他の資格が同程度の場合には、自己の國語以外の言語を使用する國に於て研究する希望を有する者を優先すべきであると示唆している。但し、その候補者の語學力が、自己の行わうとする研究を有利にし、且つ自分の國を、留學先の國のロータリー・クラブに對し、自國への信頼を増すことができるように、代辯することができる程度でなければならない。

12月31日以前に地區委員會から受領した申込は、學力という點で受理できるか否か、教育家の委員によつて審査される。この審査は、郵便又は本人直接について、全委員會の開催場所に於て、その2日前に行われるが、最後の決定は、學力審査を通過した者の中からその他の資格をすべて考慮して全委員によつて行われることになる。(理 51—52; 52—53)

International Student Exchange at District and Club Level

地區及びクラブ水準

における國際學生交換

理事会は、ロータリー財團奨學金計畫が地區及びクラブ水準における國際學生交換計畫によつて補足されねばならないという、ロータリー・クラブ或は地區により財政を賄われている國際學生交換計畫を調査する特別委員

會の勧告に同意している。このような補足的努力は、ロータリー財團に対する継続的財政援助の用意ができてから後に於てのみ行うべきである。その上で、ロータリー会員は、地區及びクラブの計畫を工夫し、推進し又、それに参加すべきである。事務総長は、地區及びクラブ水準における国際學生交換に関する現存の計畫についての情報を、全クラブ及び地區に傳達し、クラブ及び地區がそれによつて彼等自身の国際學生交換を推進することを奨励するよう要請されている。事務総長の傳達する情報に於て、次のことに注意を拂わなければならない。即ち、クラブ及び地區水準における国際學生交換計畫を確實に成功させるためには、結局においては地區及びクラブが、本部事務局及びガバナー事務所から得ることのできる情報及び経験を利用することによつてできるのであるが、これらの計畫は、地區ガバナーの指導及び事務総長の助言の下でのみ着手されるべきであるということである。(理 51—52)

多くのクラブによる国際學生交換計畫は、大學院學生を對象とするロータリー財團奨学金制度と區別するため、在校生を對象とすることが奨励されている。

(理 53—54)

Transfer of Funds from R. I. Surplus to Foundation

R. I. の剰餘金の財團への移管

1946年7月1日以後、ロータリー財團に関する費用はすべて財團の資金から支拂い、財團の費用を R. I. の収入乃至剰餘金から支拂うことはとりやめるものとする。

(理 45—46)

財團は既に、R. I. からの資金の移管がなくとも自立して行ける程度になつたという理事会の意見であるから、R. I. 剰餘金からロータリー財團へ資金を移すことはこれ以上行わないこととする。(理 45—46)

理事会は、ロータリー財團に関する費用はすべて財團の資金から支拂い、財團のいかなる費用も R. I. の収入乃至剰餘金からは支拂わないという理事会の決定を再確認する。これに関連し、理事会は、過去数箇年の間に、R. I. は R. I. 剰餘金から 375,000 ドルをロータリー財團に移管したという事實に、注意を喚起する。

(理 47—48)

Raising Funds for Foundation 財團に対する資金の據出

1936—37年度に於て理事会は、R. I. がロータリー財團のために 200 萬ドルを集めるよう努力すべきことに同意し、1938年には、國際大會に於て次の決議が採擇された。

「第29回大會に於て R. I. は、1箇年前に創始され、今やその事業を始めんとするロータリー財團の1部と

して、200 萬ドルの資金を集める運動が承認保證せられ、R. I. の全役員及び全加盟クラブはこの運動をして完全な成功を収めしめるよう協力すべきことを決議する。」(サンフランシスコ大會決議 38—31)

理事会(39—40)は、R. I. がロータリー財團のために資金を集むべきことを再確認し、そのために特別委員を任命することを承認した。理事会(46—47)は、ロータリー財團に對して継続的な援助を與えること及び1938年度大會(サンフランシスコ)の命令には従わねばならないことに同意した。従つて、理事会は、ロータリー財團のための200 萬ドルの資金募集を目標とする運動を起したのである。

理事会(48—49)は、ロータリー財團特別委員会に對し、同委員会がロータリー財團の資金募集に盡くした偉大な努力に對し最高の讃辭と心からの謝意を表し、次の決定を記録にとどめた。

「理事会は、世界中のロータリー会員が、ロータリー財團の健全な業績と現在の事業及び將來の目標及び目的を十分に承知した以上この上寄付募集の積極的運動を続ける必要はないこと、又、今後の財團の育成のためには、ロータリー財團の目的達成に對する關心から起る加盟クラブ、ロータリー会員個人、及びその他の人々からの自發的寄付に依存することができるであろうという意見を記録する。事務総長は、各クラブ及び R. I. の現在及び過去の全役員に對し、常にロータリー財團の業績及び目的を明らかにするよう要請されている。

ロータリー財團に對する興味を失わしめないために、事務総長は、適當と考える時期に、ロータリー財團獎學生の書翰の拔萃を含む「ロータリー財團通信」を發行して全クラブに頒布することが望ましいとされている。」

(理 48—49; 50—51; 51—52)

ロータリー財團保管委員会の決定(1951年5月)に同意して、理事会は、ロータリー財團の資金の最大限度に關しては制限をおかないということに意見が一致した。

(理 50—51; 51—52)

ロータリー財團の目的及び目標を世界にひろく知らせ、且つ財團の資金を増加するために、理事会は、1954年7月、ロータリー財團委員を任命したが、この委員会の任務は、ロータリー財團に關する宣傳と財團の資金増加の方法を考えることである。

理事会は、ロータリー財團に對する自發的な寄付を増加させる手段に關し、次のような示唆を地區ガバナー及びクラブに與えている。

(1) ロータリー会員及び非ロータリー会員に個人的に多額の寄付を願う。

(2) 既にクラブが 100%割當を達成していても、毎年の増加會員數に對しても 100%を維持してゆく機會を與える。

(3) クラブに對し新入會員加入會の時に財團に對し寄

Manual of Procedure について

長い間本誌に掲載され好評をばくしました MANUAL OF PROCEDURE は各位の要望により、當9月號“ロータリー財團”(2)をもつて打切り、宮脇文獻委員長により本年中に未發表の原稿を含み1冊にまとめられることになりました。ここにお知らせします。

手續要覽バックナンバー

第1回	クラブ會合への出席 (Attendance at club Meetings)	第3卷2月號	18—20
第2〃	職業分類 (Classifications)	第3卷3月號	26—29
第3〃	クラブの運営 (Club Administration)	第3卷4月號	32—34
第4〃	名稱及び徽章 (Name and Emblem)	第3卷5月號	26—30
第5〃	會員資格 (Membership in Rotary clubs)	第3卷6月號	36—41
第6〃	ロータリーの擴張 (Extension of Rotary)	第3卷7月號	32—37
第7〃	地區の運営 (District Administration)	第3卷9月號	34—41
第8〃	國際ロータリーの運営 (Administration of Rotary International)	第3卷10月號	34—37
第9〃	語彙 (Glossary)	第3卷11月號	36—43
第10〃	地域大會 (Regional Conferences)	第3卷12月號	34—37
第11〃	國際ロータリー理事会 (Board of Directors of R. I.)	第4卷1月號	42—45
第12〃	R. I. の委員会 (Committees of R. I.)	第4卷2月號	38—40
第13〃	國際大會 (Convention)	第4卷3月號	34—39
第14〃	定款に關する事項 (Constitutional Matters)	第4卷4月號	34—36
第15—16〃	大會に於ける立法 (Legislation at Convention)	第4卷5月號	30—33, 7月號 36—39
第17—18〃	ロータリー財團 (Rotary Foundation)	第4卷8月號	30—33, 9月號 40—43

「誌上自己紹介欄」について

「友」では近く下記によりアンケートを募ります。この試みは「友」を全會員の意見、感想などを發表する場ならしめる爲で、1年にわたり「自己紹介欄」として誌上を飾る豫定であります。いずれ各 R. I. 幹事宛依頼狀が届くことと存じますが、その節はもれなく御意見の發表を御願いたします。

- 1, 趣味を語る。
- 2, わが座右銘。
- 3, 私の推選書。
- 4, 僕の自慢話。
- 5, 私の敬愛する人物。など

付する機會を與えることを示唆する。

(4) 新しいクラブに對して、直ちに 100%クラスになるよう機會を與える。

(5) クラブが 100%割當を達成している場合でも、更に會員 1 人當年額いくらという寄付を行つてもよい。この額は、1 人 1 年 1 ドルにしているクラブもある。

(6) ロータリー會員が、各自の誕生日にそれぞれ一定の寄付を行う機會をつくる。

(7) 各クラブが、自己の屬する地區内にロータリー財團獎學生が留學していることによつて出来る機會を、最

大限度に利用できるようにする。(理 50—51; 51—52)

Local Endowment Funds.

地方的な基金

ロータリー財團は、全クラブに屬するものと考えべきものであるから、地方的な基金はこれに對し必然的に面白くない影響を與えるであろう。従つて、少くとも、全體の財團が十分に確立されるまでは、クラブがそれぞれ地方的な基金を設けることは勧められない。